

第II編 計 画 編



第1章 みどりの基本方針

1. 基本理念
2. みどりの将来像
3. 計画の目標値
4. 計画の基本方針

1. 基本理念

**私たちのまち木更津市は、「森・里・まち・海」が
身近に広がっていることが、大きな特徴です。**

木更津市基本構想に掲げている「ひとにやさしく、環境と調和し、誇りに満ちた創造のまち」としてふさわしいみどりの都市を、行政だけではなく市民の皆さんや企業との協働により、次世代へとつないでいくことを基本理念とし、【「森」「里」「まち」「海」そして「人」がおりなすみどりの都市 きさらづ】を本市のみどりの将来像に向けたテーマとして設定します。

もり さと うみ ひと
「森」 「里」 「まち」 「海」 そして「人」がおりなす
みどりの都市 きさらづ



森



里

木更津市の将来を担う子どもたち



中郷小学校のみなさん



まち



海

2. みどりの将来像

市民、企業と行政が共通のイメージをもって、緑のまちづくりを進めて行くことができるよう、将来（20年後）の本市のみどりのあるべき姿「みどりからみた木更津の将来のすがた」と「みどりの将来像図」で示します。

2.1 みどりからみた木更津の将来のすがた

- ◆きさらづの『都市の基盤のみどり』となる森・里・まち・海それぞれのみどりが守られている。
- ◆環境のみどり、生き物のみどり、生活のみどりなど『多様なみどり』が広がっている。
- ◆歴史に育まれたみどりと新たな都市のみどりが一体となって『風格のある都市』になっている。
- ◆身近にみどりが確保され、安全・快適に暮らせる『やすらぎのある都市』になっている。
- ◆市民・企業・行政がつくる『持続可能な協働の都市』になっている。

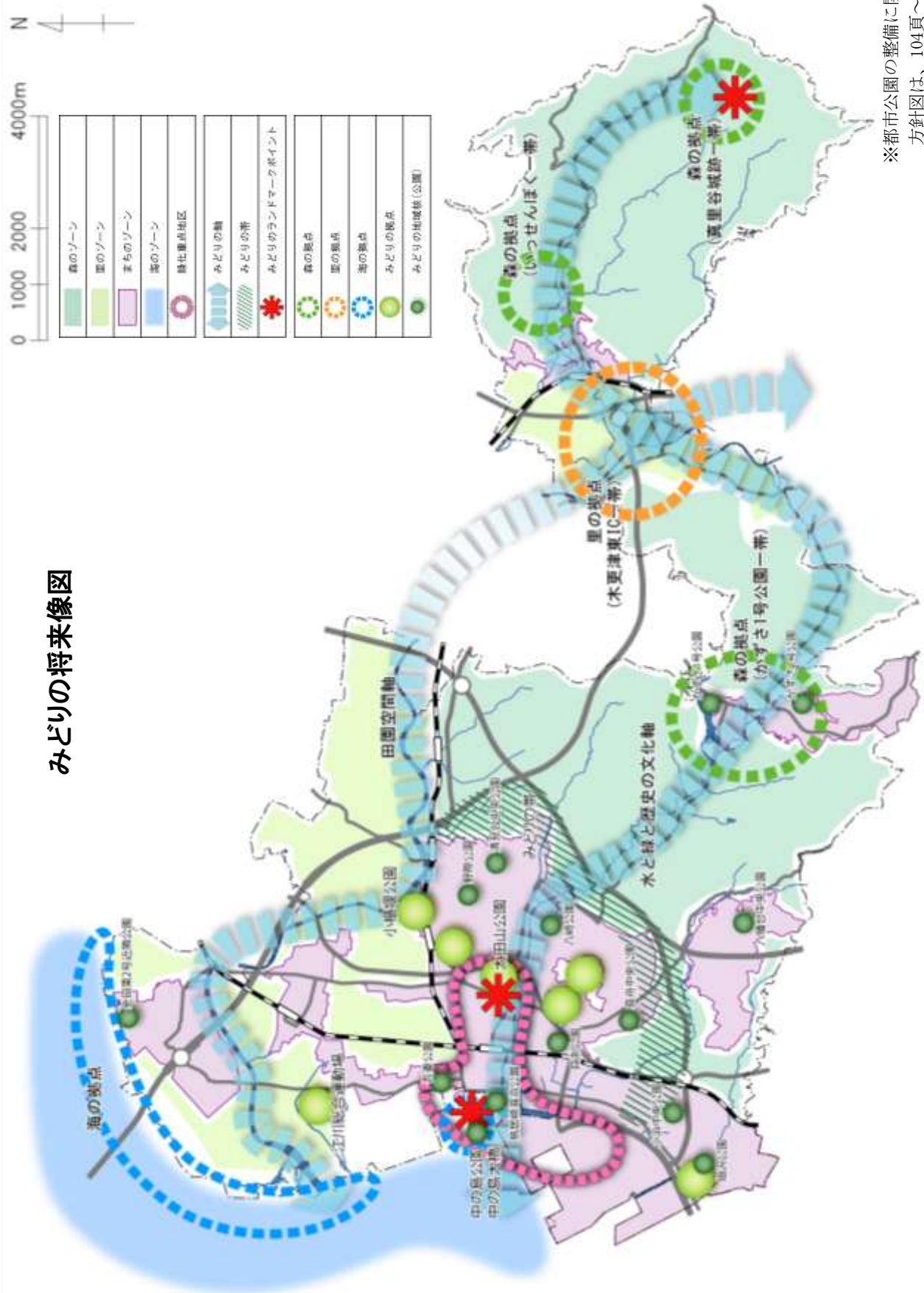
2.2 木更津のみどりの将来像

(1) みどりの将来像とみどりの位置づけ

「みどり」からみた木更津市の将来のすがたとして、市内のみどりを次のように位置づけます。

	森のゾーン	本市のみどりの基盤をなす丘陵地の山林一帯
	里のゾーン	本市のみどりの基盤をなす小櫃川沿いに広がる農地一帯
	まちのゾーン	みどりの維持・創出が必要とされる市街地一帯
	海のゾーン	本市のみどりの基盤をなす臨海部一帯
	緑化重点地区	都市の顔となるエリア
	みどりの軸	都市環境の保全（風の道等）、生物多様性の保全、景観形成、歴史文化資源活用の中核
	みどりの帯	南北二つの“緑の軸”を結び、市街地を囲むように連なるみどり
	みどりのランドマークポイント	木更津のみどりの基盤を望む主要ポイント
	森の拠点	森の拠点として位置づけるみどり
	里の拠点	里の拠点として位置づけるみどり
	海の拠点	海の拠点として位置づけるみどり
	みどりの拠点	まちの拠点として位置づけるみどり
	みどりの地域核(公園)	地域のみどりの核として位置づけるみどり

みどりの将来像図



※都市公園の整備に関する
方針図は、104頁～105頁

(2) みどりの保全・創出に関する方針

①都市の基盤となるみどり——ゾーンとしてのみどりの特性に即した保全・創出

木更津市は、みどりの特性と都市の形態等により大きく森、里、まち、海に分けられます。土地所有者の意向や市民ニーズ等を踏まえ、各ゾーンそれぞれの特徴あるみどりの保全・創出を図ります。

■森のゾーン ・本市のみどりの基盤をなす丘陵地の山林一帯を位置づけます。 ・市街化調整区域の土地利用方針で調整ゾーンに位置づけられている区域については、土地所有者の意向と市民ニーズを踏まえ、土地利用の方向性の検討に際してみどりの確保を図るよう努めます。
■里のゾーン ・本市のみどりの基盤をなす小櫃川沿いに広がる農地一帯を位置づけます。 ・市街化調整区域の土地利用方針で調整ゾーンに位置づけられている区域については、土地所有者の意向と市民ニーズを踏まえ、土地利用の方向性の検討に際してみどりの確保を図るよう努めます。
■まちのゾーン ・みどりの維持・創出が必要とされる市街地一帯を位置づけます。 ・都市公園、道路等の良好なみどりの創出・管理を図るとともに、公共施設の敷地や民有地における緑化の推進により、市街地におけるみどりのインフラ整備を推進します。 ○緑化重点地区 本市の中心的な市街地で、都市の顔としてふさわしいみどり豊かで風格のある空間形成が求められるエリアを緑化重点地区として位置づけます。公園の再整備や街路樹の適正管理、公共施設の緑化推進などについて、優先的な取り組みを検討します。
■海のゾーン ・本市のみどりの基盤をなす臨海部一帯を位置づけます。 ・ゾーン内において、干潟や水質の保全、環境学習など、市民との協働の取り組み方策の検討を行います。

②保全・創出の拠点等となるみどり——多様な個別のみどりの保全・創出

4つのゾーンを構成するみどりのうち、様々な資源が集積し、森、里、海のゾーンの特徴を有するみどりで、市を代表する拠点形成を図るみどりを、森のゾーンにおける「森の拠点」、里のゾーンにおける「里の拠点」、海のゾーンにおける「海の拠点」と位置づけます。

まちのゾーンについては、総合公園とまとまった樹林地を、市を代表する「みどりの拠点」と位置づけます。

地区レベルで日常的なレクリエーション活動等の核となるみどりを「みどりの地域核」と位置づけます。

また市内に数多く点在する市民に身近で多様なみどりを、暮らしの営みの中で愛着を持ってコミュニティで協働しながら守り育む「みどりの資源」として位置づけます。

■森の拠点 ・いっせんぼく、真里谷城跡、かずさ1号公園・2号公園一帯を「森の拠点」と位置づけます。 ・土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、市民の自然体験・環境学習、森林育成・管理など、森の保全・育成活動を推進する拠点として、保全配慮地区の設定および都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、都市公園制度の活用、条例緑地の創設などをはじめ市民等との協働による保全・活用の取り組み方策を検討します。
■里の拠点 ・木更津東IC付近一帯を「里の拠点」と位置づけます。

・土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、農業・農村文化の継承、援農活動、地産地消など、里の保全・育成活動、都市住民との交流などの拠点として、農業体験農園や地場農産物販売支援施設など、市民等との協働の取り組み方策を検討します。
■みどりの拠点 ・まとまった緑とオープンスペースを形成している太田山公園、小櫃堰公園、江川総合運動場、まとまったみどりを持つ市街化調整区域内の請西地区2箇所、畑沢地区の浅間神社付近の樹林地、永井作の善光寺付近の樹林地の計7箇所をまちなかの「みどりの拠点」と位置づけます。 ・太田山公園、小櫃堰公園、江川運動場は良好な緑地空間として再整備を進めます。請西地区等の樹林地等は、土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、保全配慮地区の設定および都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入または条例緑地の創設、都市公園制度の活用など、良好に保全し活用する方策を検討します。
■海の拠点 ・内港地区一帯と金田地区の海辺を「海の拠点」と位置づけます。 ・内港地区一帯については、木更津港の海辺を楽しむ港の拠点となる空間づくりを検討します。金田地区の海辺については、干潟の保全や環境教育への活用、地場産業の漁業を体験する拠点となる方策を検討します。
■みどりの地域核 ・地域住民のコミュニティ活動やレクリエーション活動などの核となる都市公園を「みどりの地域核」と位置づけます。現在14箇所ですが、今後必要に応じて増やしていきます。 ・緑地空間としての良好な維持管理、地域住民のニーズに即した誰もが利用しやすい公園づくり、地域住民による運営促進などコミュニティの育成に資する公園づくり、地域の防災拠点化等について検討します。
■みどりの資源 ・街区公園、巨樹・古木、生垣、社寺林、古墳、ため池、湧水などの自然資源やみどりと一体の歴史文化資源を「みどりの資源」と位置づけます。 ・土地所有者の意向や市民ニーズ等を踏まえ、良好に保全し活用する方策を検討します。

③軸線となるみどり——みどりを結ぶネットワークの形成

本市を東西に縦断し海と森を結ぶ2つの河川や県道一帯の樹林地を「みどりの軸」、市街地を囲み南北に連なるみどりを「みどりの帯」、森・里・まち・海を視覚的につなぐみどりを「みどりのランドマークポイント」と位置づけます。

■みどりの軸 ・木更津市都市計画マスタープランに即し、小櫃川沿川の田園空間軸と木更津港－真里谷城跡を結ぶ水と緑と歴史の文化軸を「みどりの軸」と位置づけます ・みどりの軸は、都市環境の保全（冷涼な空気を市街地に呼び込む風の道等）、生物多様性の保全（森のゾーンや海のゾーンを生物生育生息の中核基地とし移動経路となる川や道）、景観形成（みどりの連続景観を形成する軸）、様々なみどりの資源を辿るルート等として位置づけ、みどりの保全、創出を図ります。
■みどりの帯 ・台地の端部にあつて市街地を囲むように連なり、南北2つの“みどりの軸”を結び海に至る樹林地を「みどりの帯」と位置づけます。 ・土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、保全配慮地区の設定および都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入または条例緑地の創設、都市公園制度の活用など、緑地の連なりが分断されないよう保全・活用方策を検討します。
■みどりのランドマークポイント ・みどりの基盤を視覚的に結ぶ眺望点をみどりのランドマークポイントと位置づけ、みどりの保全・育成を図ります。

(3) 都市公園の整備に関する方針

○公園予定地等の早期整備

- ・土地区画整理事業等で移管を受けた都市公園予定地について、早期に整備を進めます。
- ・整備に当たっては、地域特性と各公園の立地および規模等を踏まえ、都市公園がもつ環境保全機能、防災機能、レクリエーション機能、景観機能等の発揮に配慮した公園とします。

○身近な都市公園の配置

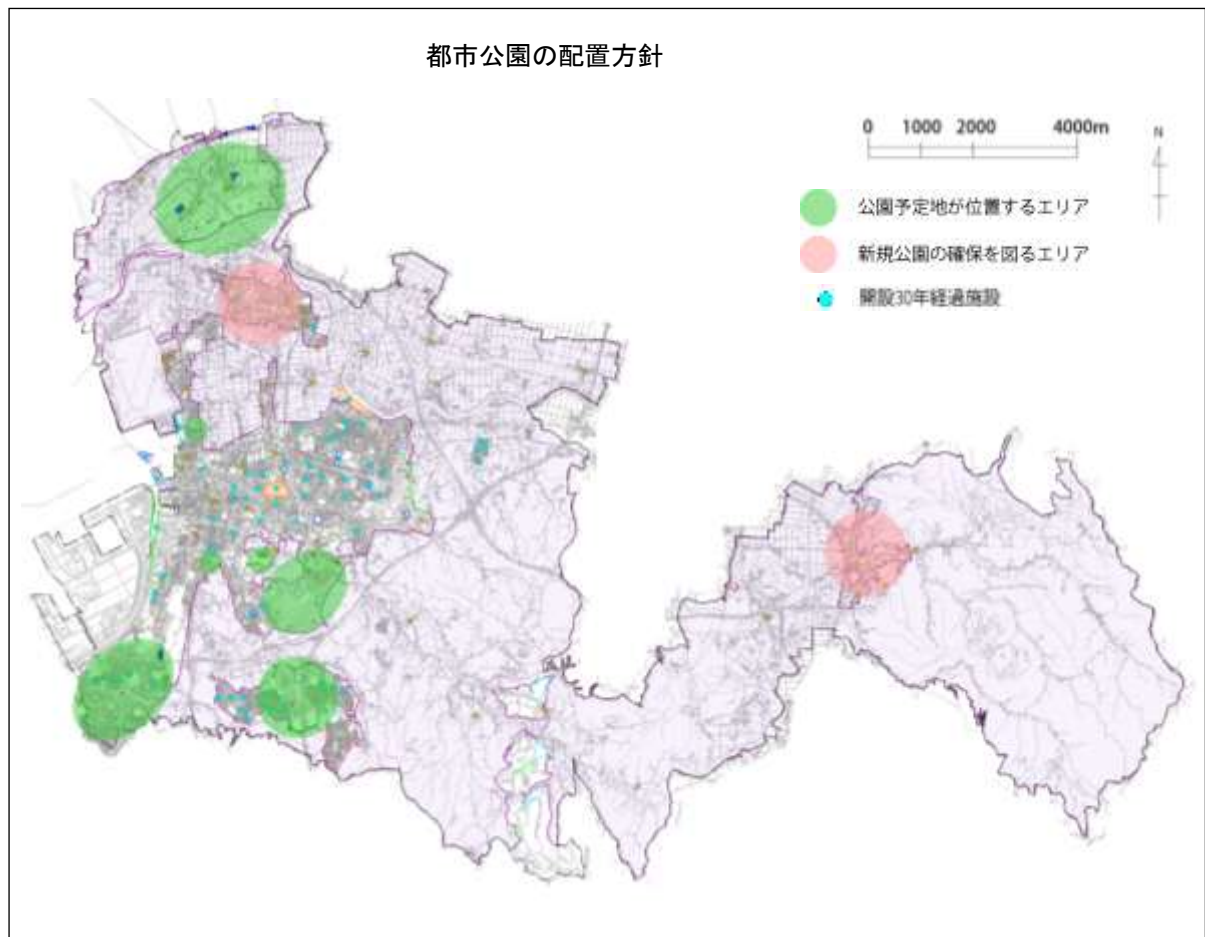
- ・子どもたちや高齢者が日常的に利用できる公園が不足しており、かつ1人当たり都市公園面積が低い市街化区域において、地域特性や市民ニーズなどを踏まえ、容易に歩いて行ける距離に身近な都市公園の配置を検討します。

○大規模な都市公園の配置

- ・上位計画に、市民全体の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用をすることができる総合公園の整備が位置づけられています。市民ニーズや社会経済情勢等を見極めながら、長期的な視点で検討します。
- ・木更津市の特徴を示す都市景観の維持、生物多様性の保全、歴史的環境の継承、市民の憩いの場の創出等の観点から、地域制緑地による市民の森等の導入検討と併せ、歴史公園等としての整備を検討します。

○都市公園の再整備

- ・開園後30年以上経過し、公園施設の老朽化が著しく、安全面、防犯面等から課題がある公園や、少子高齢化等により住民のニーズに合わなくなり利用が低下している公園などについて、公園施設の更新、機能の転換等を検討し、順次再整備を推進します。



3. 計画の目標値

みどりの基本計画の計画期間（平成43年度）の目標値を次のように設定します。

3.1 計画フレーム

(1) 計画対象区域

木更津市都市計画区域（木更津市全域）を対象とします。

(2) 人口の見通し

木更津市都市計画マスタープランで示されている平成27年度における将来人口125,000人～132,000人に準拠します。

長期目標（平成43年度）は、現時点では上記の平成27年の高位設定値である132,000人とし、新たな人口フレームが設定された時点で、必要に応じ見直しを行います。

■人口フレーム

区域	現況 ^{※1} (H23.4.1)	(平成27年度)	長期目標 (平成43年度)
都市計画区域計	128,775 人	125,000～132,000 人	132,000 人

3.2 計画の目標水準

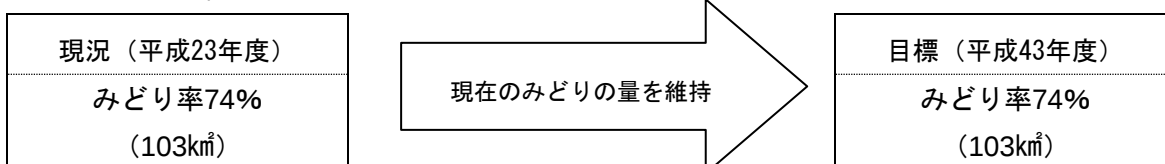
(1) みどりの総量（みどり率）の目標

「みどり率」は、市域面積に対する「樹林地・農地・草地・水辺・裸地を合計した面積」の割合で、現在74%となっています。

都市のみどりの量は、高度経済成長時代以降、宅地化等により、現在に至るまで減少し続けています。木更津市では、かつての勢いに比べると著しい宅地化の動きは弱まっているものの、引き続き進展することが予想されます。

本計画においては、みどりを守り、創る様々な施策等を講じ、市域全域で現在のみどりの量を維持していくことを目標とします。

■みどりの量の目標

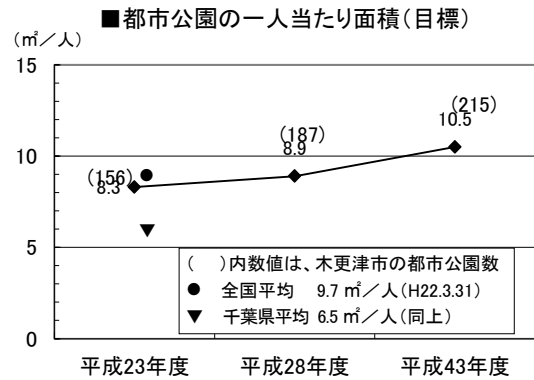


※1 住民基本台帳による。

(2) 施設として整備する緑とオープンスペースの目標

①都市公園の整備目標

本市における都市公園の一人当たり面積^{※1}は8.3㎡で、まだ都市公園の面積の標準である10㎡以上に届いていません。また千葉県平均を上回るものの、全国平均および近隣市町村に比べても低い水準にとどまっていることから、今後進める整備の目標を以下のように設定します。



■都市公園の一人当たり面積(目標)

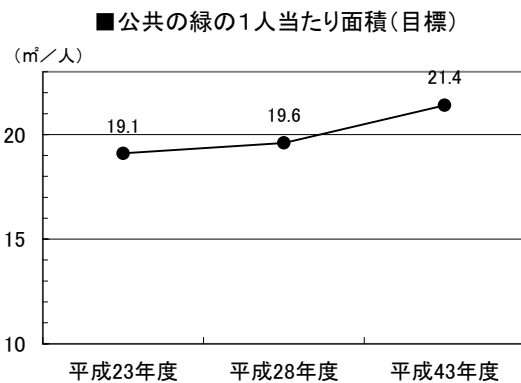
	(現状) 平成23年度	短期目標 (平成 28 年度)	長期目標 (平成 43 年度)
1 人当たり面積	8.3 ㎡/人	8.9 ㎡/人	10.5 ㎡/人
箇所数	156 箇所	187 箇所	215 箇所
総面積	107.47ha	117.88ha	138.80ha

街区公園	⇒	+23 箇所	+13 箇所
近隣公園	⇒	+3 箇所	+2 箇所
総合公園	⇒	—	+1 箇所
都市緑地	⇒	+5 箇所	+12 箇所
計	⇒	+31 箇所	+28 箇所

②公共の緑の整備目標

公共の緑は、都市公園と公共施設緑地（児童遊園、市営霊園、公立小中学校、グラウンドやテニスコート等の社会体育施設、少年自然の家、矢那川ダム周辺緑地、港湾緑地）を指します。

都市公園と現在工事中および計画されている千葉県が整備する港湾緑地の増設により、公共の緑の一人当たり面積^{※2}は以下の数値を見込みます。



■公共の緑の一人当たり面積(目標)

	現状 (平成23年度)	短期目標 (平成 28 年度)	長期目標 (平成 43 年度)
公共の緑の 1 人当たり面積	19.1 ㎡/人	19.8 ㎡/人	21.4 ㎡/人
箇所数	241 箇所	274 箇所	304 箇所
総面積	246.32ha	258.83ha	282.05ha

※1 都市公園の総面積を都市計画区域内の人口で割った数値。

※2 公共の緑の総面積を都市計画区域内の人口で割った数値

(3) 市民等との協働に関する目標

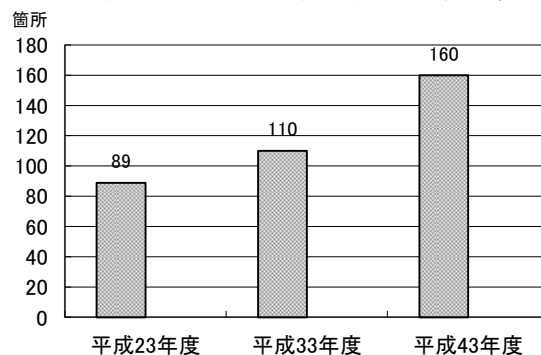
①市民との協働による公園管理の目標

公園の維持管理活動（清掃、除草、花壇づくり等）に地域住民団体の積極的な参加を促し、環境整備や都市緑化等に対する意識の高揚を図るとともに、特に街区公園は地域のものであるという意識を育むことを目指し、協働により管理を行っている都市公園の数を現在の約2倍に増やすことを目標とします。

■市民との協働により管理する公園数(目標)

	(現状) 平成23年度	中期目標 (平成33年度)	長期目標 (平成43年度)
市民との協働による公園管理 (清掃・花壇づくり等)	89 箇所	110 箇所 (約 1.2 倍)	160 箇所 (約 2 倍)

■市民との協働により管理する公園数(目標)



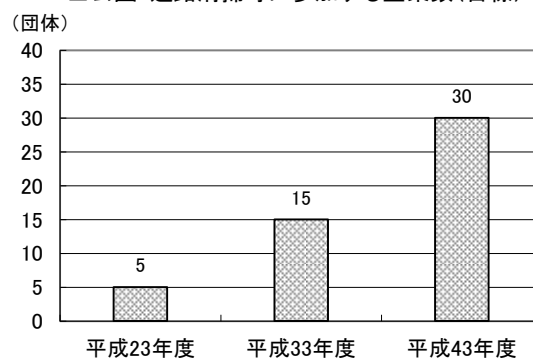
②企業参加による公共空間の管理に関する目標

現在、公共空間である公園・道路の清掃に協力していただいている企業が5団体あります。今後、こうした活動に対するより多くの企業の理解を得よう努め、参加企業を30団体に増やすことを目標とします。

■公園・道路の清掃等に参加する企業数(目標)

	(現状) 平成23年度	中期目標 (平成33年度)	長期目標 (平成43年度)
企業参加による公園・道路の 管理(清掃)	5 団体	15 団体	30 団体

■公園・道路清掃等に参加する企業数(目標)



(4) みどりに対する市民の満足度

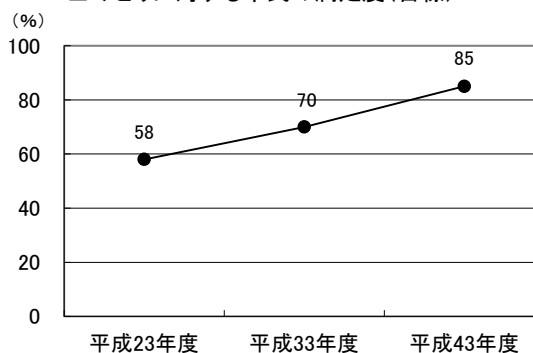
平成23年度に行ったみどりに関する市民アンケート調査で、木更津市のみにどりに満足している人とやや満足している人の合計は58%でした。(12頁参照)

今後みどりの量と質の向上に努め、みどりに対する市民の満足度を現状の約1.5倍の85%とすることを目標とします。

■みどりに対する市民の満足度(目標)

	(現状) 平成23年度	中間目標 (平成33年度)	長期目標 (平成43年度)
みどりに対する市民の満足度	58%	70% (約1.2倍)	85% (約1.5倍)

■みどりに対する市民の満足度(目標)



4. 計画の基本方針

みどりの将来像とみどりの目標値の実現を目指して、次のような基本方針に基づき、取り組みを進めていきます。

1 みどりを守る；未来にわたって みどりを確かな存在に！

1－1 きさらづの“基盤のみどり”（森・里・海）をまもり活かします。

富来田地区や鎌足地区、清川地区の丘陵地帯の森林、小櫃川沿川に広がる田園地帯、盤洲干潟をはじめとする海浜を木更津市の基盤を形成するみどりと位置づけ、将来にわたってまもり活かします。

1－2 まちなかの“拠点のみどり”と市街地を“囲むみどり”をまもり活かします。

請西地区などのまとまった樹林地と、畑沢～中尾にかけて連なり市街地を囲む樹林地は、まちを特徴づけるみどりであり、市民に親しまれる良好な樹林地としてまもり活かします。

1－3 地域に“点在する特徴あるみどり”をまもり活かします。

市内各所に点在する丘陵を刻む谷津田、集落の屋敷林や生垣、地域の人びとが拠り所としてきた社寺林、古墳など、これまで育まれてきた歴史文化資源と一体のみどりを顕在化させ、郷土の誇りとしてまもり活かします。

2 みどりを結ぶ；どこでも身近に みどりを感じるまちに！

2－1 森・里・まち・海を結ぶ“みずべ”の機能を発揮させます。

森～海に流れる小櫃川、矢那川などの水辺のみどりの空間の充実を図り、生態系ネットワークや都市気象の緩和効果、うるおいのある景観形成等、河川空間が持つ諸機能を発揮させます。

2－2 森・里・まち・海を結ぶ“とおり”のみどりを充実します。

市域の南北・東西を結ぶ主要道路の街路樹の充実や道路沿いの緑地などとの連携により、生態系ネットワークの形成、都市気象の緩和効果等の発揮、快適な歩行空間や避難ルートの確保等を図ります。

2－3 森・里・まち・海を結ぶ“見晴らし”を顕在化させます。

森－里－まち－海を視覚的に結ぶ見晴らしを基本的な景観軸として据え、眺望点から見るまちや森や里等を意識したみどりの保全、育成を図るとともに、市民に対し“見えるみどりの存在”への関心を高めていきます。

3 みどりを創る；市民が誇れる 美しいみどりの都市へ！

3－1 みどりの核となる公園緑地を拡充し、みどりを実感できる都市を形成します。

都市の緑とオープンスペースの中核となる都市公園については、市民の休憩、散策、観賞、遊戯、運動等のレクリエーションの場の確保と、防災、都市気象の改善、生物の生育生息環境の創出、景観形成等を推進するため、公園・緑地の整備充実を図ります。

3－2 質の高いみどりを創出し、風格のある都市を形成します。

木更津港～木更津駅一帯の中心市街地、東京湾側からの入口となる金田新市街地、かずさアカデミアパークにおいて、建築空間やオープンスペースと一体となって質の高いみどりを創出し、「広域の交流拠点都市」「国際的な研究開発都市」の名にふさわしい風格ある景観形成を図ります。

3－3 暮らしの身近にみどりを創出し、快適なまち並みを形成します。

公共公益施設から民有地まで、身近な空間を利用したまちなかのみどりの創出により、良好な都市環境と快適なまち並みの形成を図ります。

4 みどりを育む；市民との協働で みどり豊かなまちに！

4－1 管理を充実し、地域に根付くみどりの空間を育みます。

公園や道路、水辺などの公共空間のみどりの質を高め、美しいみどりの管理の手本として地域のなかに根付くよう育むとともに、市民のニーズに応じ民有緑地の維持・保全を図ります。

4－2 市民から市民へとみどりの価値を伝え、地域のみどりを育むひとの輪を広げます。

市内各所に存在している多様なみどりの資源を活かし、みどりの大切さや必要性について普及啓発を図るとともに、地域のみどりに対する愛着を育み、市民等が自ら行う緑地の保全・創出活動の推進を図ります。

4－3 多様な主体が参加し、みどりを育む仕組みをつくります。

みどりの事業や活動のベースとなるみどりに関するデータの蓄積を行い、市民・企業・行政が情報の共有を図るとともに、様々なみどりのまちづくりへの主体的な市民参加を図るための体制を整えます。

【大切なみどりの役割】地球温暖化とみどり

地球の温暖化は、生態系に大きな影響を与えることから、その緩和を図ることが大きな課題となっています。地球の平均気温は、1906年から2005年の100年間に、 0.7°C 上昇しました。温暖化は加速傾向にあり、2100年には現在よりも平均気温が $2\sim 4^{\circ}\text{C}$ 上昇すると予測されています。

温暖化の要因は、二酸化炭素を主体とした温室効果ガスの排出によるものとされていますが、樹木などの植物は、光合成作用を通して空気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を供給する働きがあります。

また、樹木や草地は、コンクリートやアスファルトに比べて日中暖まりにくく、夜間は冷えやすいという性質があるだけでなく、蒸散作用によって空気中の熱を奪い、低温化するという働きがあります。たとえば、高い樹木1本で夏季に家庭の風呂1杯分に当たる1日当たり $200\sim 400$ リットルの蒸散量があり、 4 m^2 の芝生はエアコン1台の12時間運転に当たる冷却効果があるといわれています。このほかにも、緑には汚染物質の吸着による空気の浄化や騒音の防止などの機能があります。



第2章 みどりの推進施策

- 1. みどりの施策体系**
- 2. 個別施策・事業の展開**
- 3. 重点プロジェクト**

1. みどりの施策体系

4つの基本方針に基づき展開する施策の体系を以下に示します。

基本方針		基本施策	
1 みどりを守る 未来にわたってみどりを確かな存在に	1-1 きさらづの“基盤のみどり” (森・里・海)をまもり活かす	(1)きさらづの「森」の保全・活用	①きさらづの「森」の保全 ②きさらづの「森」の活用
		(2)きさらづの「里」の保全・活用	①きさらづの「里」の保全 ②きさらづの「里」の活用
		(3)きさらづの「海」の保全・活用	①きさらづの「海」の保全 ②きさらづの「海」の活用
	1-2 まちなかの“拠点のみどり”と 市街地を“囲むみどり”をまもり活かす	(1)「まち」の拠点のみどりの保全・活用	①「まち」の拠点のみどりの保全 ②「まち」の拠点のみどりの活用
		(2)「まち」を囲むみどりの保全・活用	①「まち」を囲むみどりの保全 ②「まち」を囲むみどりの活用
	1-3 地域に“点在する特徴あるみどり”をまもり活かす	(1)暮らしに身近なみどりの保全・活用	①みどりのふるさと景観資源の保全・活用 ②みどりの歴史文化資源の保全・活用
		(2)生物の生育・生息環境の保全・活用	①みどりの生き物環境資源の保全・活用
		(3)市街地内農地の保全・活用	①市街化区域内農地の保全・活用

※個別施策・事業の後ろに付した記号について
 ★;新規に取り組む施策・事業
 ☆;拡充する施策・事業
 無印は、すでに一部実施しており、継続的に
 取り組む施策・事業

※取り組み開始時期の表記について
 短期;5年以内
 中期;10年以内
 長期;20年以内
 [継続][拡充]については、時期は記載していない。

個別施策・事業	取り組み主体			取り組み開始時期			頁
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期	
(a)保安林の指定			○				76
(b)地域森林計画対象民有林の指定			○				
(c)鳥獣保護区の指定			○				
(d)千葉県自然環境保全地域の指定			○				
(e)土砂等の埋立て等の適正化			○				77
(f)廃棄物の不法投棄の監視			○				
(g)保全配慮地区の検討 ★			○		○		
(a)きさらづ森の拠点づくり ★	○	○	○		○		
(b)森のサポーターによる森の管理の検討 ★	○	○	○		○		78
(a)農地制度等の適正な運用			○				
(b)土砂等の埋立て等の適正化			○				
(a)きさらづ里の拠点づくり ★	○	○	○		○		
(b)里のサポーターによる里の管理の検討 ★	○	○	○		○		79
(a)小櫃川河口・盤洲干潟の保全管理	○	○	○				
(b)木更津市盤洲干潟保全基金の運用			○				
(c)県条例に基づく保全制度指定の協議			○				
(a)きさらづの海の拠点づくり ★	○	○	○	○			80
(a)良好な環境維持方策の検討 ★	○	○	○	○			
(a)請西地区等のまとまったみどりの活用 ★	○	○	○		○		
(b)緑地の保全・活用制度の導入検討 ★			○		○		81
(a)良好な環境維持方策の検討 ★	○	○	○	○			
(a)畑沢～中尾地区の連続するみどりの活用 ★	○	○	○		○		
(b)緑地の保全・活用制度の導入検討 ★			○		○		81
(a)樹木・樹林等の保全制度の導入検討 ★	○	○	○	○			
(b)みどりのふるさと景観資源の選定・普及 ★	○	○	○	○			82
(c)みどりのふるさと景観資源の記録保存の検討 ★	○	○	○	○			
(a)文化財の指定			○				83
(b)みどりの歴史文化資源の調査・活用 ★	○	○	○		○		
(a)生物多様性に資する緑地の保全・活用の検討 ★	○	○	○		○		83
(a)生産緑地地区の管理	○		○				83

基本方針		基本施策	
2 みどりを結ぶ ——どこでも身近にみどりを感じるまちに——	2-1 森・里・まち・海を結ぶ “みずべ”の機能を発揮する	(1)「田園空間軸」としての小櫃川の河川空間の保全・活用	①水質の保全 ②河川空間における自然的環境の維持・向上 ③水辺を楽しむルートと拠点整備 ④周辺のみどりの資源との連携
		(2)「水と緑と歴史の文化軸」としての矢那川・武田川の河川空間の保全・活用	①河川空間における自然的環境の維持・向上 ②水辺を楽しむルートと拠点整備 ③周辺のみどりの資源との連携
	2-2 森・里・まち・海を結ぶ “とおり”のみどりを充実する	(1)道路緑化と管理の充実	①街路樹の適正な計画と管理 ②道路の緑化推進と良好な管理
		(2)「水と緑と歴史の文化軸」としての県道・矢那川沿い道路の整備・管理	①県道等の緑のネットワーク形成 ②周辺のみどりの資源との連携
	2-3 森・里・まち・海を結ぶ “見晴らし”を顕在化する	(1)眺望場所と安全・快適なアクセスの確保	①海の眺望点の形成 ②まちの眺望点の形成 ③森の眺望点の形成

個別施策・事業	取り組み主体			取り組み開始時期			頁
	市民等	企業	行政	短期	中期	長期	
(a)水道水源保護地域の指定			○				84
(a)小櫃川沿いの自然堤防・河川敷植生の保全 ★	○	○	○		○		
(b)小櫃川沿いの河岸緑化等の推進 ☆			○				
(a)小櫃川沿いの遊歩道等の整備 ★	○	○	○			○	
(a)小櫃川とみどりの資源のネットワーク形成 ★	○	○	○			○	85
(a)矢那川・武田川沿いの河岸緑化等の推進 ☆			○				85
(a)矢那川・武田川沿いの遊歩道等の整備 ★	○	○	○			○	
(a)矢那川・武田川とみどりの資源のネットワーク形成 ★	○	○	○			○	
(a)街路樹の計画・管理指針の作成 ★			○	○			86
(b)既存の街路樹の見直し ★			○	○			
(a)街路樹の整備促進			○				
(b)街路樹等の良好な管理 ☆	○	○	○				
(a)幹線ルートの設定とみどりの景観整備 ★	○	○	○		○		86
(a)ルート沿いのみどりの資源のネットワーク形成 ★	○	○	○		○		87
(a)中の島大橋と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○		○		87
(a)太田山公園と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○	○			
(a)真里谷城跡と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○		○		88

基本方針		基本施策	
3 みどりを創る ― 市民が誇れる美しいみどりの都市へ ―	3-1 みどりの核となる公園緑地を拡充し、みどりを実感できる都市を形成する	(1)公園の新規整備	①未供用の都市公園の早期整備 ②新規公園配置の検討
		(2)公園の改修・再整備	①ニーズや時代に即した公園の再整備 ②公園の安全・安心対策の実施 ③公園の防災性能の向上
		(3)公園の管理運営の充実	①公園空間の質の向上 ②管理の効率化と公園の活性化 ③公園の利用管理の充実
	3-2 質の高いみどりを創出し、風格のある都市を形成する	(1)中心市街地一帯における質の高いみどりのまち並み創出	①きさらづの「まち」の顔づくり ②木更津駅西口一帯のみどりの活用
		(2)親しみの持てる港湾空間の形成とにぎわいづくり	①内港地区臨海部の緑のストックの活用 ②みどりと調和する築地地区の空間形成
		(3)新市街地における潤いのあるまち並み形成	①かずさアカデミアパークのみどりの充実 ②みどりの創出による金田地区の高付加価値化
	3-3 暮らしの身近にみどりを創出し、快適なまち並みを形成する。	(1)公共公益施設の緑化推進	①公共公益施設における緑化施設の確保 ②公共公益施設における緑化活動の推進
		(2)民有地の緑化推進	①事業所等の敷地の緑化推進

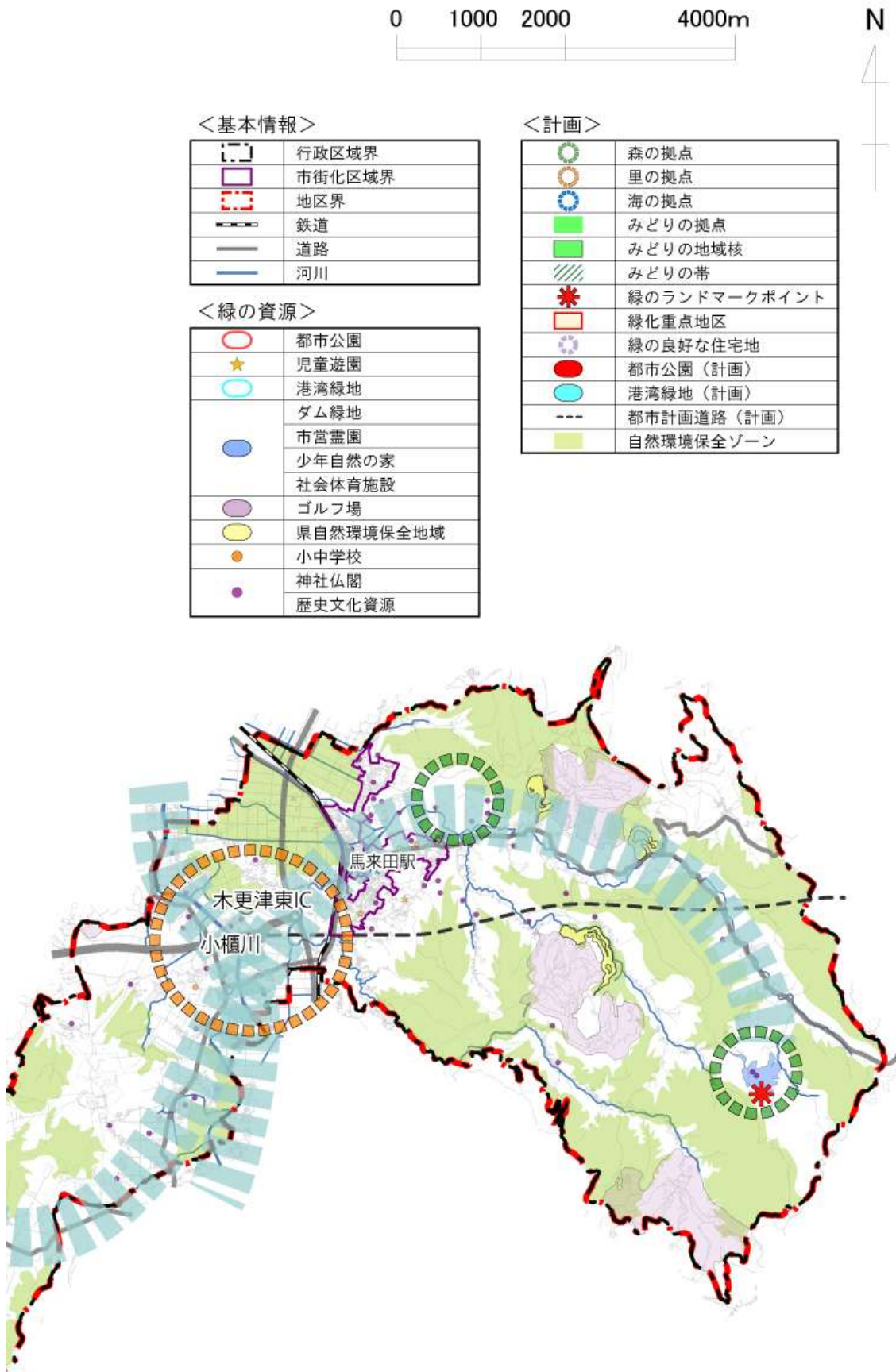
個別施策・事業		取り組み主体			取り組み開始時期			頁
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期	
(a)土地区画整理事業で移管を受けた街区公園等の整備	★			○	○			89
(b)都市環境の向上に資する公園の整備	★			○	○			
(a)既存ストックの活用による公園整備検討	★	○		○	○			
(b)畳ヶ池の活用検討	★	○		○		○		
(c)大規模な公園配置の検討		○	○	○			○	
(a)みどりの拠点としての太田山公園、小櫃堰公園の再整備	★			○	○			90
(b)江川総合運動場の整備拡充検討				○				
(c)公園再生計画の策定	★			○	○			
(a)老朽化対策・バリアフリー対策等の実施	★			○	○			
(a)防災公園の配置検討	★	○	○	○	○			91
(b)防災に対応する公園の再整備	★			○	○			
(a)公園の管理体制の強化	☆	○		○				91
(a)指定管理者制度による公園管理			○	○				
(b)指定管理者制度による公園管理の拡充検討	☆			○				
(a)公園利用マナーの普及・強化	☆	○	○	○				
(a)緑化重点地区の設定および施策の検討推進	★			○	○			92
(b)富士見通りの景観のグレードアップ	★	○	○	○	○			
(c)木更津駅東口～太田山公園のまち並みの高質化	★			○		○		93
(a)緑のまちかどスポットの形成	★	○	○	○		○		
(a)臨海部公園における港を楽しむ空間づくり	★	○	○	○		○		93
(b)港湾緑地の整備				○				
(a)大規模民間施設の緑化推進	★		○	○	○			94
(a)みどり豊かな空間形成			○	○				94
(a)民有地における緑化推進	★	○	○	○		○		
(a)緑化施設の基準検討	★			○		○		94
(b)市立小中学校の接道部緑化の検討	★			○		○		
(a)道路等における花壇づくり等支援	☆	○	○	○				95
(b)園庭芝生化	★			○		○		
(c)緑のカーテンづくり	☆	○	○	○				
(a)緑化指導制度等の創設検討	★			○		○		95
(b)屋上緑化等の推進	★	○	○	○		○		

基本方針		基本施策	
4. みどりを育む ——市民との協働でみどり豊かなまちに——	4-1 管理を充実し、地域に根付くみどりの空間を育む	(1)公共空間のみどりの質の向上	①行政によるみどりの管理の充実 ②市民等の参加による公園の管理運営の推進 ③市民等の参加による公共空間管理の充実 ④市民等の参画の機会づくり
		(2)民有地のみどりの良好な管理・育成	①緑地保全の支援体制づくり
	4-2 市民から市民へとみどりの価値を伝え、地域のみどりを育むひとの輪を広げる	(1)市民のみどりの保全・創出意識の高揚	①みどりに対する市民の関心の向上 ②みどりの資源を活用した普及啓発
		(2)市民のみどりの活動意欲の向上	①みどりの活動成果の評価
	4-3 多様な主体が参加し、みどりを育む仕組みをつくる	(1)みどりの総合的な情報の共有	①みどりの基本情報の共有
		(2)みどりの協働の取り組み普及	①みどりを育む資金の確保
		(3)市民によるみどりのまちづくり支援	①市民によるみどりの活動の拡充 ②みどりの活動主体となる市民組織の形成

個別施策・事業		取り組み主体			取り組み開始時期			頁
		市民等	企業	行政	短期	中期	長期	
(a)公園・道路の清掃および植栽管理の充実（再掲）	☆	○	○	○				96
(b)緑のリサイクル推進	★	○	○	○	○			
(c)グリーンバンクの検討	★	○	○	○	○			
(a)公園管理協力制度の拡充	☆	○	○	○				
(b)市民参加による公園づくり（計画から管理まで）	★	○		○	○			97
(a)とおりの市民サポーター活動の拡充	☆	○	○	○				
(b)みずべの市民サポーター活動の拡充	☆	○	○	○				
(a)公園施設の寄附制度等の創設検討	★	○	○	○	○			
(a)民有緑地管理の支援制度の検討	★			○		○		97
(b)森のサポーターによる森の管理の検討（再掲）	★	○	○	○		○		
(c)里のサポーターによる里の管理の検討（再掲）	★	○	○	○		○		
(a)公園緑地等におけるイベント開催		○	○	○				98
(b)市民による自主的なみどりのイベント開催支援	☆	○	○	○				
(a)子どもの環境学習等の推進	☆	○	○	○				
(b)生涯学習としての環境学習等の推進	☆	○	○	○				
(a)コンクール等に関する情報発信	★			○	○			99
(b)みどりのコンクール等の開催検討	★	○	○	○	○			
(a)みどりの現況データの収集・蓄積・発信	☆			○				99
(b)子どもに向けたみどりの情報発信	★			○	○			
(a)みどりの基金制度の創設検討	★			○		○		100
(a)ボランティア育成と活動の場の提供	☆	○	○	○				100
(a)（仮称）みどりの市民会議の創設	★	○	○	○	○			

みどりの配置及び整備方針図





2. 個別施策・事業の展開

基本方針1 みどりを守る；未来にわたってみどりを確かな存在に

1-1 きさらづの“基盤のみどり”(森・里・海)をまもり活かします。

(1) きさらづの「森」の保全・活用

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(1) きさらづの「森」の保全・活用			
①きさらづの「森」の保全			
(a)保安林の指定			○県、経済部
(b)地域森林計画対象民有林の指定			○県、経済部
(c)鳥獣保護区の指定			○県、環境部
(d)千葉県自然環境保全地域の指定			○県、環境部、教育部
(e)土砂等の埋立て等の適正化			○環境部
(f)廃棄物の不法投棄の監視			○環境部
(g)保全配慮地区の検討	★		○都市整備部
②きさらづの「森」の活用			
(a)きさらづ森の拠点づくり	★	○	○経済部、教育部
(b)森のサポーターによる森の管理の検討	★	○	○経済部、教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①きさらづの「森」の保全

■(a) 保安林の指定

- ・「森林法」に基づき、水源涵養、および土砂流出、土砂崩壊、飛砂・潮害の防備に重要な役割を果たしている森林76.0haを保安林に指定しています。
- ・引き続き、土砂流出、土砂崩壊防備保安林の指定について、千葉県との連携により適切な保全を図ります。

■(b) 地域森林計画対象民有林の指定

- ・「森林法」に基づき、森林施業の方向づけを行う地域森林計画で対象とされている森林4,197haについて、伐採、造林、保育等の森林整備の推進方策を定めています。
- ・引き続き、「木更津市森林整備計画」に基づき森林施業を推進するため指導、助言を行っていきます。

■(c) 鳥獣保護区の指定

- ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、千葉県により矢那地区一帯825haが鳥獣保護区に指定されています。
- ・引き続き、県との連携により適切な保全を図るとともに、環境学習等の場としての活用を進めます。

■(d) 千葉県自然環境保全地域の指定

- ・「千葉県自然環境保全条例」に基づき、地蔵堂・藪化石帯23.14haが、優れた自然および貴重な自然環境を将来に継承していくために自然環境保全地域に指定されており、このうち9.09haが

特別地区となっています。

- ・引き続き、県との連携により適切な保全を図るとともに、本市の貴重なみどりの資源として活用を進めます。

■(e) 土砂等の埋立て等の適正化

- ・「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、土地の埋立て等の規制を行っています。同条例により、森林法に規定する地域森林計画対象区域又は木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に規定する水道水源保護地域を含む3,000㎡以上の特定事業（一時的積特定事業を除く）を実施する場合には、あらかじめ当該区域に隣接する土地所有者及び隣接する2000mの区域に居住する者の世帯の8/10以上の世帯主の承諾が必要となっています。
- ・引き続き、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進します。

■(f) 廃棄物の不法投棄の監視

- ・「木更津市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱」による監視カメラの設置や「木更津市不法投棄監視員制度設置要綱」による情報提供制度により、廃棄物の不法投棄の監視等を行っています。
- ・引き続き、不法投棄の監視を行っていきます。

■(g) 保全配慮地区の検討 ★

- ・「市街化調整区域における土地利用方針」と整合を図りつつ、保全配慮地区の設定を検討します。

②きさらづの森の活用

■(a) きさらづ森の拠点づくり ★

- ・本市の森のゾーンに存在する、地域の人びとにより守られ育まれてきた豊かな自然資源、歴史文化資源等を、本市の貴重な資産として良好な姿で将来へと継承するため、行政、市民等と土地所有者が協働して適正な管理を支援する取り組みを検討します。
- ・森林の整備と森林の保護・文化・教育的な利用を組み合わせた活動に、市民の参加を促進する森林の総合利用の推進を図ります。
- ・富来田地区のいっせんぼくや真里谷城跡一帯、鎌足地区のかずさ1号公園一帯などを対象として、みどりの資源や周辺環境、アクセス、地域の意向等の観点から、「森」の保全・活用のモデルプロジェクトとしてふさわしいエリアについて、森林部局等の計画と整合を図りつつ、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、都市公園制度の活用、条例緑地の創設など、森の利用拠点づくりを検討します。

■(b) 森のサポーターによる森の管理の検討 ★

- ・市は森林組合等と連携し、森林保全育成ボランティアやその指導者として、市民を対象として森のサポーターの育成を行うとともに、技術を習得した人材が活動できる場の確保に努めます。
- ・土地所有者等の意向を把握するとともに、市民団体やNPO法人等による森のサポーター活動や企業の社会貢献活動としての保全活動の誘致・受け入れによる森の管理・活用の推進に向けた窓口を設けるなど、市の体制の充実を図ります。
- ・併せて、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく里山活動協定認定制度の継続および拡充支援、市民団体等と土地所有者間の調整、森林保全活動等に関する情報発信等に、千葉県と連携を図り取り組みます。

(2) きさらづの「里」の保全・活用

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(2) きさらづの「里」の保全・活用			
①きさらづの「里」の保全			
(a)農地制度等の適正な運用			○経済部
(b)土砂等の埋立て等の適正化			○環境部
②きさらづの「里」の活用			
(a)きさらづ里の拠点づくり ★	○	○	○経済部
(b)里のサポーターによる里の管理の検討 ★	○	○	○経済部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①きさらづの「里」の保全

■(a) 農地制度等の適正な運用

- ・農業生産の場および都市における緑とオープンスペースとして重要な役割を果たしている農地について、農地法や農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、継続して農地の適正な利用および違反転用の防止や遊休農地の解消等に努めます。

■(b) 土砂等の埋立て等の適正化

- ・「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、土地の埋立て等の規制を行っています。同条例により、森林法に規定する地域森林計画対象区域又は木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に規定する水道水源保護地域を含む3,000㎡以上の特定事業（一時たい積特定事業を除く）を実施する場合には、あらかじめ当該区域に隣接する土地所有者及び隣接する2000mの区域に居住する者の世帯の8/10以上の世帯主の承諾が必要となっています。
- ・引き続き、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進します。

②きさらづの「里」の活用

■(a) きさらづ里の拠点づくり ★

- ・地域の農業実態に即し、農地の保全と遊休農地発生の防止と農地としての活用により農村地域の活性化を図るため、行政、市民団体、農業者等の協働により、拠点内の遊休農地等を都市住民の農業への理解を深める場としての利用を推進する仕組みづくりを進めます。
- ・木更津東IC一帯など、みどりの資源や周辺環境、アクセス、地域の意向等の観点から「里」の保全・活用のモデルプロジェクトとしてふさわしいエリアについて、農政部局等の計画と整合を図りつつ、農業体験農園や地場農産物販売支援施設など、里の利用拠点づくりを検討します。

■(b) 里のサポーターによる里の管理の検討 ★

- ・市は農業協同組合等と連携し、援農ボランティアやその指導者として、市民を対象として里のサポーターの育成を行うとともに、技術を習得した人材が活動できる場の確保に努めます。
- ・農業者の意向把握を行うとともに、市民団体、NPO法人等による里のサポーター活動や企業の社会貢献活動としての援農活動の誘致・受け入れによる遊休農地活用の推進に向けた窓口を設けるなど、市の体制の充実を図ります。
- ・併せて、市民団体等と農業者間の調整、遊休農地等に関する現状把握と情報発信等に取り組みます。

(3) きさらづの「海」の保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(3) きさらづの「海」の保全・活用				
①きさらづの「海」の保全				
(a)小櫃川河口・盤洲干潟の保全管理		○	○	○環境部
(b)木更津市盤洲干潟保全基金の運用				○環境部
(c)県条例に基づく保全制度指定の協議				○県、環境部
②きさらづの「海」の活用				
(a)きさらづの海の拠点づくり	★	○	○	○都市整備部、環境部、教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①きさらづの「海」の保全

■(a) 小櫃川河口・盤洲干潟の保全管理

- ・都市環境の保全、自然とのふれ合いの場の提供、景観形成、防災、動植物の生育・生息地の保全等の観点から検討を行い、小櫃川河口・盤洲干潟の環境を保全するため、関係機関や市民等と連携し、干潟の自然環境に配慮した管理のあり方について検討を進めます。

■(b) 木更津市盤洲干潟保全基金の運用

- ・木更津市では木更津市盤洲干潟保全基金を設置し、盤洲干潟の保全を目的とした盤洲干潟周辺を含む環境調査、散乱ごみの収集、盤洲干潟の保全の重要性に関する啓発活動に対し、助成を行っています。
- ・引き続き、木更津市盤洲干潟保全基金の運用を行います。

■(c) 県条例に基づく保全制度指定の協議

- ・引き続き、盤洲干潟に対する千葉県自然環境保全地域等の指定に関し、関係機関等との協議・調整を行います。

②きさらづの「海」の活用

■(a) きさらづの海の拠点づくり ★

- ・盤洲干潟一帯の海辺では、潮干狩りなどでにぎわうほか、市民団体等により子どもたちや家族連れを対象とした観察会等が開催されています。環境に負荷を与えないように適正な利用の促進を図るよう、引き続き関係団体等との連携を図るとともに、漁業者等と連携し、環境保全に配慮しつつ環境学習や地場産業である漁業の体験、観光レクリエーションの場として、海辺の利用拠点の形成を図ります。
- ・木更津港内の海辺についても、漁業者等の協力を得て、中の島公園等を利用拠点として、環境学習のための団体利用など、一定のコントロールされた利用について、潮干狩りシーズン以外にも利用できるようにパブリックアクセスの確保を図ります。

1-2 まちなかの“拠点のみどり”と市街地を“囲むみどり”をまもり活かせます。

(1) 「まち」の拠点のみどりの保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) 「まち」の拠点のみどりの保全・活用				
① 「まち」の拠点のみどりの保全				
(a) 良好な環境維持方策の検討	★	○	○	○都市整備部
② 「まち」の拠点のみどりの活用				
(a) 請西地区等のまとまったみどりの活用	★	○	○	○都市整備部、教育部
(b) 緑地の保全・活用制度の導入検討	★			○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

① 「まち」の拠点のみどりの保全

■(a) 良好な環境維持方策の検討 ★

- ・市街化区域内の畑沢、永井作、市街化区域に囲まれた市街化調整区域内の請西のまとまった樹林地について、土地所有者の意向や市民ニーズなどを踏まえ、都市環境、居住環境、都市景観等のあり方を検討し、良好な環境が維持されるよう努めます。

② 「まち」の拠点のみどりの活用

■(a) 請西地区等のまとまったみどりの活用 ★

- ・土地所有者の意向や市民ニーズなどを踏まえ、畑沢、永井作、請西などに残るまとまった樹林地等の現状を把握するための調査等を行い、樹林地をはじめ市指定文化財「五輪塔」や庭園のある長楽寺、浅間神社、善光寺等の社寺林、市指定史跡の真武根陣屋遺址などの歴史文化資源や公園緑地をたどる散策ルートやサイン類の整備を検討し、木更津の財産としてその存在と価値を市民に広めていきます。

■(b) 緑地の保全・活用制度の導入検討 ★

- ・上記のまとまりのある樹林地のうち、市民の憩いの場や樹林地管理ボランティア活動の場等として活用可能な土地については、土地所有者の意向および市民ニーズ等を踏まえ、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、都市公園制度の活用、条例緑地の創設など効果的な方策を検討します。

(2) 「まち」を囲むみどりの保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2) 「まち」を囲むみどりの保全・活用				
① 「まち」を囲むみどりの保全				
(a) 良好な環境維持方策の検討	★	○	○	○都市整備部
② 「まち」を囲むみどりの活用				
(a) 畑沢～中尾地区の連続するみどりの活用	★	○	○	○都市整備部、教育部
(b) 緑地の保全・活用制度の導入検討	★			○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①「まち」を囲むみどりの保全

■(a) 良好な環境維持方策の検討 ★

- ・畑沢～中尾地区のまとまった樹林地については、土地所有者の意向や市民ニーズなどを踏まえ、都市環境、居住環境、都市景観等のあり方を検討し、良好な環境が維持されるよう努めます。

②「まち」を囲むみどりの活用

■(a) 畑沢～中尾地区の連続するみどりの活用 ★

- ・土地所有者の意向や市民ニーズなどを踏まえ、樹林地等の現状を把握するための調査等を行い、県指定文化財「薬師如来立像」を安置する東光院その他の神社仏閣などの歴史文化資源や公園緑地等をたどる散策ルートやサイン類の整備を検討し、木更津の財産としてその存在と価値を市民に広めていきます。

■(b) 緑地の保全・活用制度の導入検討 ★

- ・上記のまとまりのある樹林地のうち、市民の憩いの場や樹林地管理ボランティア活動の場等として活用可能で一定程度まとまりのある土地については、土地所有者の意向および市民ニーズ等を踏まえ、都市緑地法に基づく市民緑地制度、都市公園制度の活用、条例緑地の創設など効果的な方策を検討します。

1-3 地域に“点在する特徴あるみどり”をまもり活かします。

(1) 暮らしに身近なみどりの保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1)「暮らしに身近なみどりの保全・活用」				
①みどりのふるさと景観資源の保全・活用				
(a)樹木・樹林等の保全制度の導入検討	★	○	○	○都市整備部、教育部
(b)みどりのふるさと景観資源の選定・普及	★	○	○	○都市整備部、教育部
(c)みどりのふるさと景観資源の記録保存の検討	★	○	○	○都市整備部、教育部
②みどりの歴史文化資源の保全・活用				
(a)文化財の指定				○教育部
(b)みどりの歴史文化資源の調査・活用	★	○	○	○教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりのふるさと景観資源の保全・活用

■(a) 樹木・樹林等の保全制度の導入検討 ★

- ・市内に点在する屋敷林、生垣、地域の巨樹・古木等は、木更津の暮らしの中で人々が育んできた、ふるさとを体現する景観資源であり文化資源でもあります。
- ・これらの資源については、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づく保存樹・保存樹林制度、「景観法」に基づく景観計画策定による景観重要樹木制度の導入、条例に基づく制度創設などを検討します。
- ・巨樹・古木については、環境省選定の16件や木更津造園建設業協同組合が選定している「木更津の名木100選」（現在29件）等との連携を図ります。

■(b) みどりのふるさと景観資源の選定・普及 ★

- ・市内に存在するみどりの景観資源には、法律等による保全対象とならなくても本市にとって大切な資源があり、それらを市民一人ひとりが認知することが大切です。
- ・法律等による指定だけでなく、市内のみどりの景観について関心を高め、市民の主体的な緑化や保全活動へとつなげていく方策として、市民投票による木更津を代表するみどりの景観の選定（1地区2箇所として、きさらづみどりの十六景など）について検討します。

■(c) みどりのふるさと景観資源の記録保存の検討 ★

- ・みどりの景観資源は、巨樹・古木や土木遺構など寿命とともに衰退したり、開発により止むを得ず失われたりするものが数多くあります。市民等との協働により、これまでの記録を発掘するとともに、写真など木更津の歴史として記録に残す方策について検討します。

木更津名木100選

木更津造園建設業協同組合により、「明日に残そう緑の地球」をスローガンに、私たちのふるさと木更津市に自生している古木や巨樹、稀少木など、由緒ある木、芸術的品位や風格を備えている樹木を後世にわたり保護・育成し、市民の緑に対する意識向上や自然環境の保全を目的として、平成21年6月21日に「木更津名木100選」として29本の樹木が指定されました。

指定された樹木は、まさに芸術的で威風堂々とした美しいたたずまいを持ちながら歴史を感じさせてくれます。

数十年、数百年という歴史を生き抜いてきた緑と樹木の力強よさ、私たちの生命を支えてくれた緑を守り、後世に残していくことが私たちの役割であると思います。

数百年という長い歳月、風雨に耐えてきた樹木に会いに来てみませんか。生きる希望の大きな「生命力」がもらえるとと思います。



根本家の椎

②みどりの歴史文化資源の保全・活用

■(a) 文化財の指定

- ・木更津市文化財保護条例に基づき、天然記念物に指定されている高蔵寺の「鎌足桜祖株」、草敷の「安西家のキササギ」、大稲の「松本家のグミ」、真里谷の「根本家の椎」や、史跡に指定されている「金鈴塚古墳」などの文化財があります。
- ・指定を継続するとともに、保護対策の強化を図ります。

■(b) みどりの歴史文化資源の調査・活用 ★

- ・市内には、神社仏閣、塚、古墳、道標、城跡、ため池など、みどりと一体となった細やかな歴史文化資源が点在していますが、市民全体に木更津の財産としての認識が共有されていないものが数多くあります。
- ・土地所有者等の協力を得て、市民とともに調査しその存在を明らかにするとともに、必要な保全策を講じ、環境学習や郷土学習に活かしていく方策を検討します。

(2) 生物の生育・生息環境の保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2) 生物の生育・生息環境の保全・活用				
①みどりの生き物環境資源の保全・活用				
(a)生物多様性に資する緑地の保全・活用の検討	★	○	○	○都市整備部、環境部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりの生き物環境資源の保全・活用

■(a) 生物多様性に資する緑地の保全・活用の検討 ★

- ・市街地およびその周辺地域における公園緑地等について、エコロジカルネットワークの形成の観点からの市民等の参加による調査、評価、動植物種の分布域の拡大に資する緑地等の抽出、位置づけ、必要な措置等を検討します。

(3) 市街地内農地の保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(3) 市街地内農地の保全・活用				
①市街化区域内農地の保全・活用				
(a)生産緑地地区の管理		○		○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①市街化区域内農地の保全・活用

■(a) 生産緑地地区の管理

- ・引き続き、都市における農地の適正な保全と、都市農業の育成および都市環境の形成を図ります。
- ・将来的に、みどりの少ないまちなかの貴重な緑とオープンスペースとして、土地所有者の協力をいただき、保全・活用を検討します。

基本方針2 みどりを結ぶ；どこでも身近にみどりを感じるまちに

2-1 森・里・まち・海を結ぶ“みずべ”の機能を発揮します。

(1)「田園空間軸」としての小櫃川の河川空間の保全・活用

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1)「田園空間軸」としての小櫃川の河川空間の保全・活用				
①水質の保全				
(a)水道水源保護地域の指定				○環境部
②河川空間における自然的環境の維持・向上				
(a)小櫃川沿いの自然堤防・河川敷植生の保全	★	○	○	○県、都市整備部
(b)小櫃川沿いの河岸緑化等の推進	☆			○県、都市整備部
③水辺を楽しむルートと拠点整備				
(a)小櫃川沿いの遊歩道等の整備	★	○	○	○県、都市整備部
④周辺のみどりの資源との連携				
(a)小櫃川とみどりの資源のネットワーク形成	★	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①水質の保全

■(a) 水道水源保護地域の指定

- ・木更津市では、「木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」に基づき、小櫃川流域に係る水道水源およびその上流域において水質保全が必要な地域を水道水源保護地域に指定し、排水基準を設けています。
- ・引き続き、排水基準に関し水道資源の保護を図ります。

②河川空間における自然的環境の維持・向上

■(a) 小櫃川沿いの自然堤防・河川敷植生の保全 ★

- ・小櫃川一帯は木更津の原風景の一つであり、本市を特徴づける重要な自然環境資源となっています。河川空間の保全を図るため自然堤防や河川敷植生等の実態を把握し、生物の生育生息環境としてのあり方や景観、利用状況を踏まえ、千葉県と連携し適切な管理の方策を検討します。

■(b) 小櫃川沿いの河岸緑化等の推進 ☆

- ・小櫃川沿いの河岸緑化や多自然型護岸など、生物の生育生息空間や移動経路、風の道等としての機能を高める整備について、千葉県と連携し検討します。

③水辺を楽しむルートと拠点整備

■(a) 小櫃川沿いの遊歩道等の整備 ★

- ・市民等と協働し、小櫃川の河川管理用道路や河川沿いの道路のうち、歩行空間やサイクリングロードとして設定可能なルートを選定し、並木植栽や休憩スポットなど必要な整備と管理方策を検討します。県管理区間については、千葉県と協議を進めます。
- ・利用拠点として小櫃堰公園等を位置づけ、サイン類（標識、解説板等）等の整備を検討します。

④周辺のみどりの資源との連携

■(a) 小櫃川とみどりの資源のネットワーク形成 ★

- ・市民等と協働し、小櫃川と周辺のみどりの資源（都市公園、観光農園、神社仏閣・社寺林、文化財、レクリエーション施設等）を結ぶ散策ルートやサイン類の整備など、相互のネットワークの形成を検討します。
- ・小櫃川とみどりの資源を結ぶルートや施設（トイレ、休憩場所等）に関する情報発信（市ホームページ、リーフレット等）に取り組みます。

(2)「水と緑と歴史の文化軸」としての矢那川・武田川の河川空間の保全・活用

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(2)「水と緑と歴史の文化軸」としての矢那川・武田川の河川空間の保全・活用			
①河川空間における自然的環境の維持・向上			
(a)矢那川・武田川沿いの河岸緑化等の推進 ☆			○県、都市整備部
②水辺を楽しむルートと拠点整備			
(a)矢那川、武田川沿いの遊歩道等の整備 ★	○	○	○県、都市整備部
③周辺のみどりの資源との連携			
(a)矢那川、武田川とみどりの資源のネットワーク形成 ★	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①河川空間における自然的環境の維持・向上

■(a) 矢那川・武田川沿いの河岸緑化等の推進 ☆

- ・河川沿いの河岸緑化や多自然型護岸など、生物の生育生息空間や移動経路、風の道等としての機能を高める整備について、千葉県と連携し検討します。

②水辺を楽しむルートと拠点整備

■(a) 矢那川、武田川沿いの遊歩道等の整備 ★

- ・市民等と協働し、矢那川や武田川の河川管理用道路や河川沿いの道路のうち、歩行空間やサイクリングロードとして設定可能なルートを選定し、並木植栽や休憩スポットなど必要な整備と管理方策を検討します。県管理区間については、千葉県と協議を進めます。
- ・武田川沿いのコスモスロードやいっせんぼくの遊歩道について、市民、県との協働による整備を検討します。
- ・利用拠点として、矢那川公園等を位置づけ、公園と一体となった親水護岸整備やサイン類（標識、解説板等）等の整備を検討します。

③周辺のみどりの資源との連携

■(a)矢那川、武田川とみどりの資源のネットワーク形成 ★

- ・市民等と協働し、矢那川や武田川と周辺のみどりの資源（都市公園、観光農園、神社仏閣・社寺林、文化財、レクリエーション施設等）とを結ぶ散策ルートやサイン類の整備など、相互のネットワークの形成を検討します。
- ・矢那川、武田川とみどりの資源を結ぶルートや施設（トイレ、休憩場所等）に関する情報発信（市ホームページ、リーフレット等）に取り組みます。

2-2 森・里・まち・海を結ぶ“とおり”のみどりを充実します。

(1) 道路緑化と管理の充実

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) 道路緑化と管理の充実				
①街路樹の適正な計画と管理				
(a)街路樹の計画・管理指針の作成	★			○都市整備部
(b)既存の街路樹の見直し	★			○都市整備部
②道路の緑化推進と良好な管理				
(a)街路樹の整備促進				○都市整備部
(b)街路樹等の良好な管理	☆	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①街路樹の適正な計画と管理

■(a) 街路樹の計画・管理指針の作成 ★

- ・既存の街路樹の実態を踏まえ、街路樹の計画、設計、管理に関する指針を作成し、優れた街路樹を育成する技術の蓄積と継承を図るとともに、市民に向けて街路樹に関する情報発信を行います。

■(b) 既存の街路樹の見直し ★

- ・上記の指針を踏まえ、既存の街路樹のうち、生育状況、景観等の課題をかかえている路線については、見直しを検討します。

②道路の緑化推進と良好な管理

■(a) 街路樹の整備促進

- ・都市計画道路などの整備に伴い、引き続き、街路樹や道路緑化の拡充に努めます。
- ・整備に当たっては、上記の指針を踏まえて整備を行います。

■(b) 街路樹等の良好な管理 ☆

- ・上記管理指針に基づき、街路樹の健全で美しい景観を形成する管理を行います。
- ・管理に当たっては、市民等との協働による管理体制の拡充を図ります。

(2) 「水と緑と歴史の文化軸」としての県道・矢那川沿い道路の整備・管理

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2)「水と緑と歴史の文化軸」としての県道・矢那川沿い道路の整備・管理				
①県道等の緑のネットワーク形成				
(a)幹線ルートの設定とみどりの景観整備	★	○	○	○県、都市整備部
②周辺のみどりの資源との連携				
(a)ルート沿いのみどりの資源のネットワーク形成	★	○	○	○県、都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①県道等の緑のネットワーク形成

■(a) 幹線ルートの設定とみどりの景観整備 ★

- ・水と緑と歴史の文化軸をたどる幹線ルートとなる県道において、良好な街路樹育成のための管理の充実を図るよう千葉県との協議を進めます。街路樹の未整備区間については、整備推進について県との協議を行います。
- ・県道のグリーンベルト化を図るため、千葉県と連携し市民との協働による草花植栽や管理体制の形成の方策を検討します。

②周辺のみどりの資源との連携

■(a) ルート沿いのみどりの資源のネットワーク形成 ★

- ・市民等と連携し、上記ルートの県道周辺のみどりの資源（都市公園、観光農園、神社仏閣・社寺林、文化財、レクリエーション施設等）を結ぶ散策ルートやサイン類の整備など、相互のネットワークの形成を検討します。
- ・県道とみどりの資源を結ぶルートや施設（トイレ、休憩場所等）に関する情報発信（市ホームページ、リーフレット等）を行います。

2-3 森・里・まち・海を結ぶ“見晴らし”を顕在化します。

(1) 眺望場所と安全・快適なアクセスの確保

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(1) 眺望場所と安全・快適なアクセスの確保			
①海の眺望点の形成			
(a)中の島大橋と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○都市整備部、企画部
②まちの眺望点の形成			
(a)太田山公園と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○都市整備部
③森の眺望点の形成			
(a)真里谷城跡と周辺の景観・アクセス向上 ★	○	○	○教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①海の眺望点の形成

■(a) 中の島大橋と周辺の景観・アクセス向上 ★

- ・中の島大橋は木更津港のランドマークであるとともに、360度パノラマ景観を眺望する場所であることから、市民等と連携し、良好な外観と眺望のための安全で快適な空間の維持に努めます。特に橋の周囲の緑化など、橋梁とその周囲の快適な景観の形成を図ります。
- ・中の島大橋から望む景観（スカイライン、屋根、看板等）に配慮したまち並み形成や緑地の保全を検討します。

②まちの眺望点の形成

■(a) 太田山公園と周辺の景観・アクセス向上 ★

- ・太田山公園はまちなかのランドマークであるとともに、360度パノラマ景観を眺望する場所であることから、市民等と連携し、良好なみどりの外観と眺望のための安全で快適な空間の維持に努めます。

- ・ きみさらずタワーから望む景観（スカイライン、屋根、看板等）に配慮したまち並み形成や緑地の保全を検討します。

③森の眺望点の形成

■(a) 真里谷城跡と周辺の景観・アクセス向上 ★

- ・ 県道から真里谷城跡までのアクセスと物見台等の眺望場所へのアクセスについて、土地所有者の意向や市民ニーズなどを踏まえ、安全でわかりやすいルート維持、快適な眺望場所の維持に努めます。
- ・ 土地所有者の意向などを踏まえ、景観阻害要素となるものを設けないなど、眺望場所から見たみどりの景観の保全に努めます。

海からの贈り物

みなさんは木更津の海でも獲れる、アサリに驚くべき力が備わっているのをご存知でしょうか。それは海水を浄化し、海水をきれいにする能力のことです。

一般に平均的な親あさり1個につき、1日で24リットルの海水を浄化と言われています。当然、干潟には無数のアサリが生息しているため、その浄化能力は大変なものになります。

ではなぜ、アサリがいると海水はきれいになるのでしょうか。海水の成分は主にプランクトンやその死骸です。アサリは入水管から吸った水を「えら」でこし取り、きれいになった水を出水管から出しているのです。

また、アサリは水の中の汚れを取ることによって自分の成長に回しますし、アサリが糞を出せばそれをゴカイが食べ、ゴカイが糞を出せば、珪藻類の餌になり、最終的には鳥が食べることになる。つまり、アサリが海水を浄化するということは干潟で生態系が循環していると言えます。そしてこれが汚れの浄化として人間にも大変な恩恵を与えていることになります。

木更津の海をきれいな状態に保つためにも、干潟とそこに棲むアサリなどの生物の重要性をしっかり認識しておくことも大切なことではないでしょうか。



基本方針3 みどりを創る；市民が誇れる美しいみどりの都市へ

3-1 みどりの核となる公園緑地を拡充し、みどりを実感できる都市を形成します。

(1) 公園の新規整備

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) 公園の新規整備				
①公園予定地の早期整備				
(a)土地区画整理事業で移管を受けた街区公園等の整備	★			○都市整備部
(b)都市環境の向上に資する公園の整備	★			○都市整備部
②新規公園配置の検討				
(a)既存ストックの活用による公園整備検討	★	○		○都市整備部
(b)畳ヶ池の活用検討	★	○		○都市整備部
(c)大規模な公園配置の検討		○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①公園予定地の早期整備

■(a) 土地区画整理事業で移管を受けた街区公園等の整備 ★

- ・街区公園等は、地域住民が歩いて行くことができる最も身近な公園で、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に利用されています。土地区画整理事業等で移管を受けた街区公園等（公園予定地）の整備を実施します。
- ・土地区画整理事業が行われている区域については、施行者と連携し早期供用開始を目指します。

■(b) 都市環境の向上に資する公園の整備 ★

- ・公園緑地の整備にあたっては、規模、地域特性などを勘案しながら、地球温暖化防止対策の一層の推進を図るため、芝張りや植栽を中心とする温室効果ガス吸収源対策に資する整備を行います。

②新規公園配置の検討

■(a) 既存ストックの活用による公園整備検討 ★

- ・市街化区域内で公園の充足度が低い地区について、市民ニーズを踏まえ新規整備を検討します。
- ・今後の都市の動向、人口構成等の変化により発生することが予想される低未利用地等を活用した新規公園整備の検討を行います。

■(b) 畳ヶ池の活用検討 ★

- ・現在、畳ヶ池都市下水路の最上流にある畳ヶ池は、頼朝伝説が伝えられ、まちなかのみどり豊かな空間となっています。この畳ヶ池一帯について、市民参加のワークショップ等により親水公園整備を検討します。

■(c) 大規模な公園配置の検討

- ・「都市計画マスタープラン」などに位置づけられている総合公園等については、市民ニーズや社会情勢などを見極めながら、民間活力導入など事業手法を含め、長期的な検討事項とします。
- ・市街地のみどりや歴史文化資源等を一体的に保全・活用することが必要な地区において、都市公園制度の導入を検討します。

(2) 公園の改修・再整備

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2) 公園の改修・再整備				
①ニーズや時代に即した公園の再整備				
(a)みどりの拠点としての太田山公園、小櫃堰公園の再整備	★			○都市整備部
(b)江川総合運動場の整備拡充検討				○教育部
(c)公園再生計画の策定	★			○都市整備部
②公園の安全・安心対策の実施				
(a)老朽化対策、バリアフリー対策等の実施	★			○都市整備部
③公園の防災性能の向上				
(a)防災公園の配置検討	★	○	○	○都市整備部、総務部
(b)防災に対応する公園の再整備	★			○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①ニーズや時代に即した公園の再整備

■(a) みどりの拠点としての太田山公園、小櫃堰公園の再整備 ★

- ・本市を代表する公園であり、まちのシンボルである太田山公園は、市民団体や郷土博物館と連携し、みどりのランドマークポイントとして、また緑化重点地区における施策として、時代のニーズに即した施設および公園空間の改修、老朽化した公園施設の改修、バリアフリー化、樹木の整理など、優先的に魅力の向上を図る再整備について検討します。
- ・本市を代表する公園である小櫃堰公園は、指定管理者と連携し、小櫃川沿いの遊歩道等の整備検討において利用拠点として、時代のニーズに即した施設と公園空間の改修、老朽化した施設の改修、バリアフリー化、樹木との整理など、優先的に魅力の向上を図る再整備について検討します。

■(b) 江川総合運動場の整備拡充検討

- ・江川総合運動場に隣接する国有地に、サッカー場、野球場、陸上競技場等を新設・増設し、広域スポーツ交流活動に対応できる施設の拡充を検討します。

■(c) 公園再生計画の策定 ★

- ・都市公園における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理による計画的な改築等に係る取り組みを推進する「公園施設長寿命化計画」を策定します。
- ・「公園施設長寿命化計画」と調整を図り、時代に即した市民に愛される公園として機能更新等を含め計画的に再整備を推進するための計画を作成します。

②公園の安全・安心対策の実施：誰もが安全で安心して利用できる公園へ

■(a) 老朽化対策、バリアフリー対策等の実施 ★

- ・公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の更新（遊具、照明灯、フェンスなど）を行います。
- ・便所・園路等のバリアフリー対策、高齢者向け健康遊具の設置などの再整備を行います。
- ・暗がりを作っている樹枝や死角となっている樹木の剪定など、安全安心な公園としての再整備を行います。

③公園の防災性能の向上

■(a) 防災公園の配置検討 ★

- ・地域防災計画と整合を図りながら、地域の状況を踏まえ、市民等と協働し避難場所としての既存の公園の位置づけと配置の見直しを行い、新規整備の必要性の検討を含め、地域防災拠点となる公園の確保を再検討します。

■(b) 防災に対応する公園の再整備 ★

- ・避難場所に指定されている公園について、入口、園路、広場、植栽（延焼防止機能）、防災施設に関し必要な再整備を検討します。

(3) 公園の管理運営の充実

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(3) 公園の管理運営の充実				
①公園空間の質の向上				
(a)公園の管理体制の強化	☆	○		○都市整備部
②管理の効率化と公園の活性化				
(a)指定管理者制度による公園管理			○	○都市整備部
(b)指定管理者制度による公園管理の拡充検討	☆			○都市整備部
③公園の利用管理の充実				
(a)公園利用マナーの普及・強化	☆	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①公園空間の質の向上

■(a) 公園の管理体制の強化 ☆

- ・公園の特性、利用状況などを勘案し、草刈・清掃の頻度を高めるなどの行政の維持管理体制の強化を図ります。
- ・公園施設などの落書きやいたずらなどに対し、迅速な対応をすることにより防止・抑制効果があることから、引き続き、自治会や周辺住民からの情報提供などの協力要請をするとともに体制づくりを検討します。

②管理の効率化と公園の活性化

■(a) 指定管理者制度による公園管理

- ・小櫃堰公園と鳥居崎海浜公園水泳プールについては、引き続き指定管理者による管理を行います。

■(b) 指定管理者制度による公園管理の拡充検討 ☆

- ・指定管理者により管理を行うことが適切な公園の抽出など、指定管理者制度の導入拡充について検討します。

③公園の利用管理の充実

■(a) 公園利用マナーの普及・強化 ☆

- ・引き続き、公園の利用マナーの周知、啓発に努めます。
- ・現在実施しているホームページや広報での呼びかけのほか、他の施設管理を行っている関係各

課、清掃活動等を行っている市民団体等と連携し、利用マナーキャンペーン月間の設定等を検討します。

防災に対する公園の役割

阪神・淡路大震災以降、安全な都市づくりにおける緑の重要性が再認識されています。この地震で発生した火災に対して、公園や街路の樹木は焼け止まりに効果を発揮し、延焼防止に大きな役割を果たしました。

また、樹木が建物の倒壊を防ぎ、避難者に空間と時間の余地を与え、さらに、公園などのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援活動の拠点として利用されました。

このほかにも、緑には防風や雨水の調節機能などの働きがあり、様々な災害から私たちの暮らしを支えています。



富士見公園

3-2 質の高いみどりを創出し、風格のある都市を形成します。

(1) 中心市街地一帯における質の高いみどりのまち並み創出

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1)中心市街地一帯における質の高いみどりのまち並み創出				
①きさらづの「まち」の顔づくり				
(a)緑化重点地区の設定および施策の検討推進	★			○都市整備部、企画部
(b)富士見通りの景観のグレードアップ	★	○	○	○都市整備部、企画部、経済部
(c)木更津駅東口～太田山公園のまち並みの高質化	★			○都市整備部、経済部
②木更津駅西口一帯のみどりの活用				
(a)緑のまちかどスポットの形成	★	○	○	○都市整備部、経済部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①きさらづの「まち」の顔づくり

■(a) 緑化重点地区の設定および施策の検討推進 ★ (106 頁～109 頁参照)

- ・木更津のまちの顔としての中心市街地において、みどりによる風格のある都市景観の形成を図るため、緑化重点地区の設定を行い、施策の実現に向けて具体的な検討を進めます。

■(b) 富士見通りの景観のグレードアップ ★

- ・木更津港と木更津駅を結ぶ富士見通りを本市を代表するメインストリートとして位置づけ、市民や来街者がまち歩きを楽しめる潤いのあるみどりの空間となるよう、街路樹の再生整備（植栽基盤、樹種等の検討）を図ります。

- ・併せて、舗装、サイン、ストリートファニチャーなど安全性、快適性を高める再整備や、電線地中化を検討します。
- ・道路沿いの道路清掃や花壇づくりについて、周辺の商店・事業所等との協働体制を形成します。

■(c) 木更津駅東口～太田山公園のまち並みの高質化 ★

- ・木更津駅東口から太田山公園へのメインアクセスとなる国道16号交差点までの県道木更津停車場線沿いは、富士見通りと併せて本市を代表する街路樹景観を形成するよう、千葉県と連携し街路樹の育成に努めます。
- ・併せて、歩道の舗装、サイン、ストリートファニチャー等の再編や、電線地中化の延伸を要請していきます。

②木更津駅西側のみどりの活用

■(a) 緑のまちかどスポットの形成 ★

- ・木更津駅の西側に点在している10箇所以上の神社仏閣には植栽や庭園があり、まちなかに潤いをもたらしています。木更津駅西口～木更津港一帯のまち歩きの魅力の向上を図るため、神社仏閣や公園等をたどる回遊ルートの設定とコミュニティロード化を検討します。
- ・境内や公園等を緑のまちかどスポットとして位置づけ、サインにより「江戸前通り」の明確化と観光客等への周知を図るとともに、神社仏閣や周辺空地所有者等の協力を得て、入口付近に境内地の空間に調和する休憩コーナー等を設置するなど、歴史文化とみどりが感じられるまちづくりに活かす方策を検討します。

(2) 親しみの持てる港湾空間の形成とにぎわいづくり

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	木更津市
(2) 親しみの持てる港湾空間の形成とにぎわいづくり				
①内港地区臨海部の緑のストックの活用				
(a)臨海部公園における港を楽しむ空間づくり	★	○	○	○都市整備部、企画部、経済部
(b)港湾緑地の整備				○県、企画部、都市整備部
②みどりと調和する築地地区の空間形成				
(a)大規模民間施設の緑化推進	★		○	○企画部、都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①内港地区臨海部の緑のストックの活用

■(a) 臨海部公園における港を楽しむ空間づくり ★

- ・臨海部に位置する鳥居崎海浜公園と中の島公園、吾妻公園は、海風、潮の香、港の夜景など、港を楽しむ公園として、若者をはじめ人々の集い・にぎわいを取り戻すように魅力を高める再整備を行います。
- ・民間企業による飲食物販施設を誘致するなど、港周辺の活性化方策を検討します。

■(b) 港湾緑地の整備

- ・既存緑地および新規整備を計画している緑地について、質の高い空間として維持、整備されるよう、千葉県との協議を継続します。

②みどりと調和する築地地区の空間形成

■(a)大規模民間施設の緑化推進 ★

- ・築地地区は地区計画において、商業・アミューズメント、スポーツ等の都市機能の導入による新たな交流拠点の創出を図ることとしています。大規模民間施設の立地等に際して、既存緑地と調和した景観づくりなど企業との連携を図ります。

(3) 新市街地における潤いのあるまち並み形成

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(3) 新市街地における潤いのあるまち並み形成			
①かずさアカデミアパークのみどりの充実			
(a)みどり豊かな空間形成		○	○企画部、環境部
②みどりの創出による金田地区の高付加価値化			
(a)民有地における緑化推進	★	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①かずさアカデミアパークのみどりの充実

■(a) みどり豊かな空間形成

- ・千葉県「かずさアカデミアパーク景観形成誘導指針」に基づいた緑化を推進します。

②みどりの創出による金田地区の高付加価値化

■(a) 民有地における緑化推進 ★

- ・木更津市の新たな玄関口として、土地区画整理事業の進捗状況を踏まえながら、緑化の誘導方策を検討します。

3-3 暮らしの身近にみどりを創出し、快適なまち並みを形成します。

(1) 公共公益施設の緑化推進

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(1) 公共公益施設の緑化推進			
①公共公益施設における緑化施設の確保			
(a)緑化施設の基準検討	★		○都市整備部
(b)市立小中学校における接道部緑化の検討	★		○教育部
②公共公益施設における緑化活動の推進			
(a)道路等における花壇づくり等支援	☆	○	○都市整備部、企画部、経済部
(b)園庭芝生化	★		○福祉部
(c)緑のカーテンづくり	☆	○	○環境部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①公共公益施設における緑化施設の確保

■(a)緑化施設の基準検討 ★

- ・公共施設の新增改築に際して緑化の推進を図ることとし、公共施設として設けるべき緑化施設の基準等について検討します。

■(b) 市立小中学校における接道部緑化の検討 ★

- ・市立小中学校のうち緑化率の低い施設については、接道部緑化等の方法や推進策を検討します。

②公共公益施設における緑化活動の推進

■(a) 道路等における花壇づくり等支援 ☆

- ・道路沿いや駅前空間、河川空間等の公共空間における清掃や花壇づくりを行う自治会、商店街などに対する支援を拡充します。

■(b) 園庭芝生化 ★

- ・市立保育園園庭において、芝生化を検討します。

■(c) 緑のカーテンづくり ☆

- ・モデルとしての公共施設における緑のカーテンづくりを推進するとともに、緑のカーテンに関する情報発信（作り方、効果等）を拡充し、市民等による庭や事業所敷地での緑のカーテンづくりを推進します。

(2) 民有地の緑化推進

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2) 民有地の緑化推進				
①事業所等の敷地の緑化推進				
(a)緑化指導制度等の創設検討	★			○都市整備部
(b)屋上緑化等の推進	★	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①事業所等の敷地の緑化推進

■(a) 緑化指導制度等の創設検討 ★

- ・将来にわたって良好な環境を誇れるまち並みの形成を図るため、建築行為、開発行為等における緑化指導など、民有地の緑化の推進を図る制度創設を検討します。

■(b) 屋上緑化等の推進 ★

- ・市街地内にあって敷地規模等の制約のある事業所等の緑化として、屋上緑化や壁面緑化等の特殊緑化技術に関する情報発信により住宅や事業所での取り組みの推進を図るとともに、普及のための支援方策を検討します。

基本方針4 みどりを育む；市民との協働でみどり豊かなまちに

4-1 管理を充実し、地域に根付くみどりの空間を育みます。

(1) 公共空間のみどりの質の向上

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) 公共空間のみどりの質の向上				
①行政によるみどりの管理の充実				
(a)公園・道路の清掃および植栽管理の充実 (再掲)	☆	○	○	○都市整備部
(b)緑のリサイクル推進	★	○	○	○都市整備部
(c)グリーンバンクの検討	★	○	○	○都市整備部
②市民等の参加による公園の管理運営の推進				
(a)公園管理協力制度の拡充	☆	○	○	○都市整備部
(b)市民参加による公園づくり（計画から 管理まで）	★	○		○都市整備部
③市民等の参加による公共空間管理の充実				
(a)とおりの市民サポーター活動の拡充	☆	○	○	○都市整備部、環境部、企画部
(b)みずべの市民サポーター活動の拡充	☆	○	○	○都市整備部、環境部、企画部
④市民等の参画の機会づくり				
(a)公園施設の寄附制度等の創設検討	★	○	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①行政によるみどりの管理の充実

- (a) 公園・道路の清掃および植栽管理の充実 ☆（再掲）⇒2-2 (1) ② (b)、3-1 (3) ① (a)参照
・市民の関心が特に高い公園や道路について、体制を強化し、維持管理の充実を図ります。
- (b) 緑のリサイクル推進 ★
・公園、道路などの市民、行政の清掃活動で発生する落葉等を利用した堆肥づくりと市民等への配布を検討します。
- (c) グリーンバンクの検討 ★
・開発行為などの際に伐らざるを得ない地域のシンボルツリーなどを仮置き場で一時保管し、公共空間へ移植するなど再利用の仕組みを検討します。

②市民等の参加による公園の管理運営の推進

- (a) 公園管理協力制度の拡充 ☆
・市民、企業による清掃協力の対象となる公園数を増やす取り組みを強化します。
・すでに清掃協力が行われている公園のうち、頻度を高めることが必要なところは、1団体当たりの実施回数、または1公園当たりの団体数を増やすなど、清掃の充実に取り組みます。
- (b) 市民参加による公園づくり（計画から管理まで） ★
・市民が身近な公園に愛着を持って自主的に楽しみながら管理に参画できるように、計画段階から市民参加のワークショップにより検討を行い、継続して管理運営まで市民が関わる公園づくりを実施します。

③市民等の参加による公共空間管理の充実

■(a) とおりの市民サポーター活動の拡充 ☆

- ・道路や駅前などまちなかで行われている市民団体等による自発的な清掃活動について、より多くの市民が参加する拡充方策と、清掃に加え花壇づくりによるまち並み景観の向上など、多様な活動へ広げていく仕組みや支援方策を検討します。

■(b) みずべの市民サポーター活動の拡充 ☆

- ・河川や干潟、港湾、漁港などで行われている千葉県の河川海岸アドプトプログラムや市民団体等による自発的な清掃活動について、より多くの市民が参加する拡充方策と、清掃に加え観察会など、多様な活動へ広げていく仕組みや支援方策を検討します。

④市民等の参画の機会づくり

■(a) 公園施設の寄附制度等の創設検討 ★

- ・市民に苗木を購入・植樹してもらい、寄付者名入り樹名プレートを設置し、維持管理にも参加する一本運動など、市民や企業等による公園施設寄附の受け皿を設け、公園に対する認知度や管理に対する関心を高めます。

(2) 民有地のみどりの良好な管理・育成

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2) 民有地のみどりの良好な管理・育成				
①緑地保全の支援体制づくり				
(a)民有緑地管理の支援制度の検討	★			○都市整備部
(b)森のサポーターによる森の管理の検討 (再掲)	★	○	○	○経済部、教育部
(c)里のサポーターによる森の管理の検討 (再掲)	★	○	○	○経済部、教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①緑地保全の支援体制づくり

■(a) 民有緑地管理の支援制度の検討 ★

- ・都市景観の形成や自然との身近なふれあいの場等として、維持することが望ましいまちなかの緑地について、土地所有者の意向を踏まえ、ボランティアによる維持管理活動を行う仕組みづくりと活動に対する支援制度を検討します。

■(b) 森のサポーターによる森の管理の検討 ★ (再掲) ⇒1-1 (1) ②(b)参照

- ・森のサポーターによる森の拠点づくり活動や市民による森林育成ボランティア活動のための仕組みづくりと支援方策を検討します。

■(c) 里のサポーターによる里の管理の検討 ★ (再掲) ⇒1-1 (2) ②(b)参照

- ・里のサポーターによる里の拠点づくり活動や市民による援農ボランティア活動のための仕組みづくりと支援方策を検討します。

4-2 市民から市民へとみどりの価値を伝え、地域のみどりを育むひとの輪を広げます。

(1) 市民のみどりの保全・創出意識の高揚

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) 市民のみどりの保全・創出意識の高揚				
①みどりに対する市民の関心の向上				
(a)公園緑地等におけるイベント開催		○	○	○都市整備部、企画部、経済部
(b)市民等による自主的なみどりのイベント開催支援	☆	○	○	○都市整備部
②みどりの資源を活用した普及啓発				
(a)子どもの環境学習等の推進	☆	○	○	○教育部
(b)生涯学習としての環境学習等の推進	☆	○	○	○教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりに対する市民の関心の向上

■(a) 公園緑地等におけるイベント開催

- ・現在、太田山公園で開催されている金鈴まつり等、公園緑地等を活用したイベントの継続、充実により、みどりを楽しむ暮らしがより広く市民に浸透するよう努めます。

■(b) 市民等による自主的なみどりのイベント開催支援 ☆

- ・公園緑地を活用した、市民等によるみどりのイベント等の積極的な誘致を図ります。

②みどりの資源を活用した普及啓発

■(a) 子どもの環境学習等の推進 ☆

- ・小中学校等と連携し、市内の豊富な自然等を素材とした環境学習や、木更津の歴史や自然等の郷土学習の推進を図ります。
- ・生き生き子ども地域活動促進事業、生き生き体験キャンプ事業、野外体験活動促進事業、放課後子ども教室推進事業等による、自然体験等を通じた環境学習の推進を図ります。
- ・市民団体やNPO法人等による子ども向け環境学習活動の支援や、企業の社会貢献活動等としての子ども向け環境学習活動の誘致を図ります。

■(b) 生涯学習としての環境学習等の推進 ☆

- ・公民館活動等と連携し、生涯学習の一環として、市内の豊富な自然環境を素材とした学習や、木更津の歴史や自然等の郷土学習の推進を図ります。
- ・市民団体やNPO法人等による環境学習活動の支援や、企業の社会貢献活動等としての環境学習活動の誘致を図ります。

(2) 市民のみどりの活動意欲の向上

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(2) 市民のみどりの活動意欲の向上				
①みどりの活動成果の評価				
(a)コンクール等に関する情報発信	★			○都市整備部
(b)みどりのコンクール等の開催	★	○	○	○都市整備部、企画部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりの活動成果の評価

■(a) コンクール等に関する情報発信 ★

- ・市ホームページ等により、市民団体や企業等に対し、花のまちづくりコンクール（財日本花の会）、都市公園コンクール（社日本公園緑地協会）、屋上・壁面・特殊緑化技術コンクールや緑の環境デザイン賞（財都市緑化機構）など、全国規模のコンクール等の開催に関する情報の発信や市内受賞者に関する紹介を行います。

■(b) みどりのコンクール等の開催検討 ★

- ・市民等との協働により、みどりの風景写真コンクール、ガーデニングコンクール、みどりのまちづくりコンクールなどを開催し、みどりに関する市民の活動の表彰を行うなど、市民の活動意欲の向上を図る取り組みを検討します。

4-3 多様な主体が参加し、みどりを育む仕組みをつくります。

(1) みどりの総合的な情報の共有

基本施策		取り組み主体		
		市民等	企業	行政
(1) みどりの総合的な情報の共有				
①みどりの基本情報の共有				
(a)みどりの現況データの収集・蓄積・発信	☆			○都市整備部
(b)子どもに向けたみどりの情報発信	★			○都市整備部、教育部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりの基本情報の共有

■(a) みどりの現況データの収集・蓄積・発信 ☆

- ・木更津のみどりの資源、市の取り組み状況、市民活動の状況、動植物調査結果、民間施設緑地の把握、県管理に関わるみどりの情報など、みどりに関する総合的・横断的な基礎データの収集、整理を行います。
- ・上記の収集した基礎データをもとに、本市のみどりの概要を整理し、定期的なみどりの実態レポートをホームページ等で公開し、市民が誰でも容易に知ることができるようにします。
- ・基礎データを基に編集した公園緑地情報、みどりに関するガイドマップ、イベント紹介などのPR（市ホームページ、リーフレット等）を展開し、木更津市のみどりの周知を図ります。

■(b) 子どもに向けたみどりの情報発信 ★

- ・上記のみどりに関する各種情報や、みどりの基本計画の内容などについて、市ホームページ等

を利用し、子どもに向けた情報発信に取り組みます。

(2) みどりの協働の取り組み普及

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(2) みどりの協働の取り組み普及			
①みどりを育む資金の確保			
(a)みどりの基金制度の創設検討	★		○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①みどりを育む資金の確保

■(a) みどりの基金制度の創設検討 ★

- ・市民等と協働で豊かなみどりを創り、守り、育むことを目的とした、市民や企業等からの寄附金によるみどりの基金制度創設について検討します。

(3) 市民によるみどりのまちづくり支援

基本施策	取り組み主体		
	市民等	企業	行政
(3) 市民によるみどりのまちづくり支援			
①市民によるみどりの活動の拡充			
(a)ボランティア育成と活動の場の提供	☆	○	○都市整備部、教育部
②みどりの活動主体となる市民組織の形成			
(a) (仮称) みどりの市民会議の創設	★	○	○都市整備部

注) ★新規の取り組み ☆拡充する取り組み 空欄は継続の取り組み

①市民によるみどりの活動の拡充

■(a) ボランティア育成と活動の場の提供 ☆

- ・アフタースクールボランティア養成講座等との連携を図り、みどりの保全・創出・活用に取り組むボランティア等の育成について検討します。
- ・市民の意欲を高めることができるように、みどりの保全・創出に関するスキルアップを図ることができるようなプログラムづくりを検討します。
- ・公園緑地等の公共空間をはじめ、土地所有者等の意向を踏まえ民有緑地などを対象として、講座受講修了生が学んだ知識と技術を生かせる活動の場を確保する仕組みや、修了生が団体として継続的に活動できるような支援方策を検討します。

②みどりの活動主体となる市民組織の形成

■(a) (仮称) みどりの市民会議の創設 ★

- ・市民代表による「(仮称) みどりの市民会議」を設けます。
- ・この組織は、みどりの基本計画に基づくみどりの施策に関し、市民が行う活動の中核的組織、かつ進行管理を行う組織とし、組織形態、運営方法、行政との連携方法等の検討を進めます。

(139 頁参照)

木更津の四季－みどりの風景

春



矢那川



矢那川桜祭り

夏



潮干狩り



いっせんぼくのツリフネソウ



秋



證誠寺の紅葉



高蔵寺の黄葉

冬



雑木林



畳ヶ池のカルガモ

3. 重点プロジェクト

みどりの将来像を実現するために、市民ニーズ、緊急性、重要性などの観点から、先導的に取り組む事業や他の施策の牽引役となる事業として、以下の4つのプロジェクトを位置づけます。

- ・都市公園の整備と管理
- ・緑化重点地区の設定
- ・保全配慮地区の検討
- ・グリーン・キッズ・プロジェクト

3.1 都市公園の整備と管理

都市において緑とオープンスペースの中核となる都市公園は、市民の休憩、散策、観賞、遊戯、運動等のレクリエーションの場であり、防災、都市気象の改善、生物の生育・生息環境、景観形成など、重要な役割をもち、緑のまちづくりを先導する役割を担っています。

市民アンケートにおいて、都市公園の充実に対するニーズが特に高いことも踏まえ、都市公園の整備に重点的、優先的に取り組むこととします。

(1) 都市公園の新規整備に関する方針

①未供用の都市公園の早期整備

- ・街区公園等は、地域住民が歩いて行くことができる公園で、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に利用される公園です。土地区画整理事業等で移管を受けた、もっとも身近な街区公園等（公園予定地）の整備を実施します。
- ・土地区画整理事業が行われている区域については、施行者と連携し早期供用開始を目指します。

②都市環境の向上に資する公園の整備

- ・公園緑地の整備については、規模や地域特性などを踏まえて、地球温暖化防止の一層の推進を図るため、温室効果ガス吸収源に資する整備を積極的に検討します。
- ・都市内の生物生育・生息環境の向上に資する公園緑地の整備を検討します。

③市街化区域における公園整備の検討

- ・岩根地区、富来田地区など、市街化区域であって公園が不足している地区において、都市公園等の配置を検討します。なお、配置に当たって、既存ストックや公共用財産の有効利用を含め適切な位置と効果的な整備を検討します。

④市街化調整区域における公園整備の検討

- ・公園が不足している市街化調整区域内において、地域特性や市民ニーズなどを踏まえ、都市公園等の配置を検討します。なお、配置に当たって、既存ストックや公共用財産の有効利用を含め適切な位置と効果的な整備を検討します。

⑤総合公園等の整備検討

- ・上位計画に位置づけられている総合公園については、市民ニーズや社会経済情勢等を見極めながら、長期的な視点で検討を行います。
- ・みどりと歴史文化資源等との一体的な保全・活用を図ることが必要な地区において、地域制緑地による市民の森等の導入検討と併せ、歴史公園等の整備検討を行います。

(2) 都市公園の再整備に関する方針

①安全・安心と住民のニーズを踏まえた特色ある公園の再整備

- ・老朽化が著しい公園については、少子高齢化など公園をとりまく環境の変化や維持管理効率を踏まえ、園内資源の活用や生態系への配慮、公園施設の安心安全の確保、バリアフリー対策、住民ニーズに対応した機能転換など、市民が愛着を持ち、誰もが安全で安心できる公園となるような再整備を推進します。

②公園の防災機能の向上

- ・地域防災計画と整合を図りながら、地域の状況を踏まえ、避難場所としての既存の公園の位置づけと配置の見直しを行い、新規整備の必要性の検討を含め、地域防災拠点となる公園の確保を再検討します。
- ・避難場所に指定されている公園について、出入口、園路、広場、植栽（延焼防止機能）、防災施設に関し、必要な再整備を行います。

(3) 都市公園の管理に関する方針

①既存公園の管理の充実による魅力ある公園づくり

- ・公園管理の充実により公園空間の質の向上を図り、利用者にとって魅力のある公園づくりに努めます。

②市民との協働による公園空間の質の向上と利用の活性化

- ・計画段階からの市民参加や市民による植樹など、市民等との協働により公園の良好な管理と利用の促進策を検討します。



市を代表する公園の一つ、小櫃堰公園

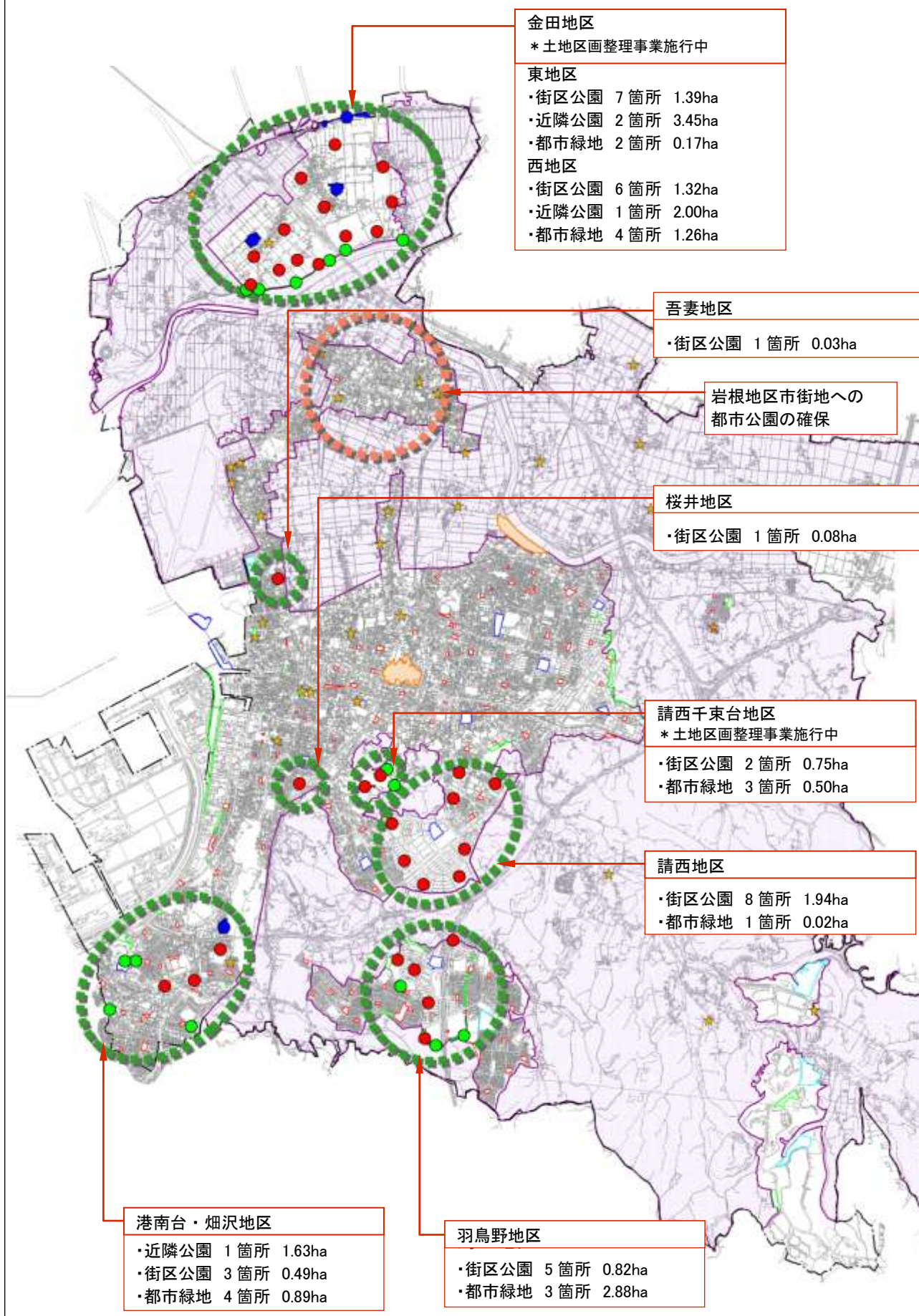


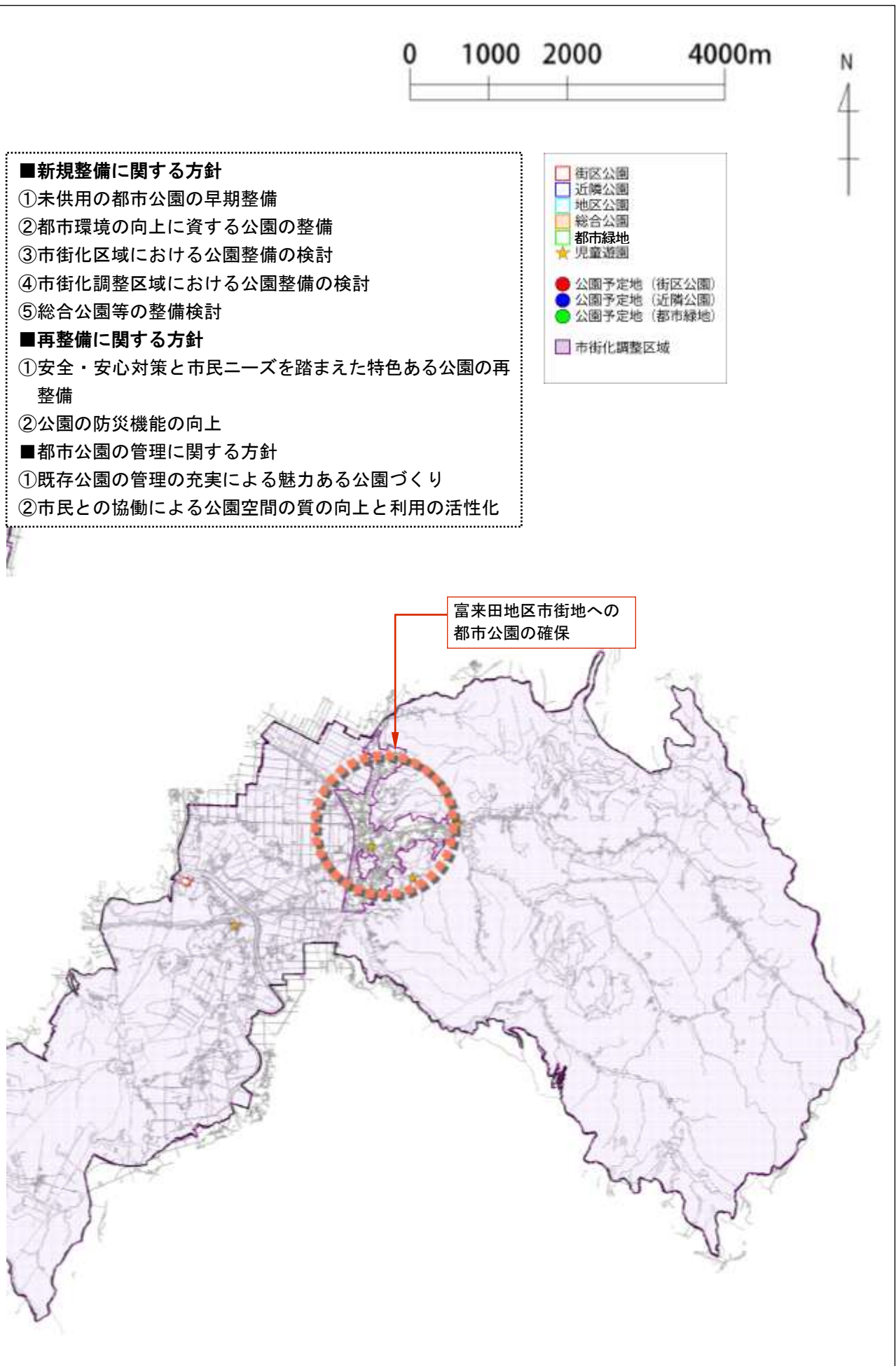
子どもの遊びや高齢者の憩いの場となっている身近な公園



子どもたちに人気の鳥居崎海浜公園

都市公園の整備方針 (今後整備予定の都市公園箇所数および面積)





3.2 緑化重点地区の設定

木更津市基本構想を補完する「みなと木更津再生構想」において、ＪＲ木更津駅周辺の中心市街地と木更津港に広がる臨海部で、木更津発展のシンボルである港を活用し、人・物・情報の集積地となる「みなと」の再生を目指し、中心市街地と臨海部の回遊性の誘発による多様で活発な経済活動を実現するまちづくりが進められています。

このような中で、中心市街地などから木更津港にかけて、まち歩きなどを楽しめるみどり豊かで魅力的な都市拠点づくりを推進するため、優先的、重点的にみどりのまちづくりに取り組むための緑化重点地区を設定するものです。

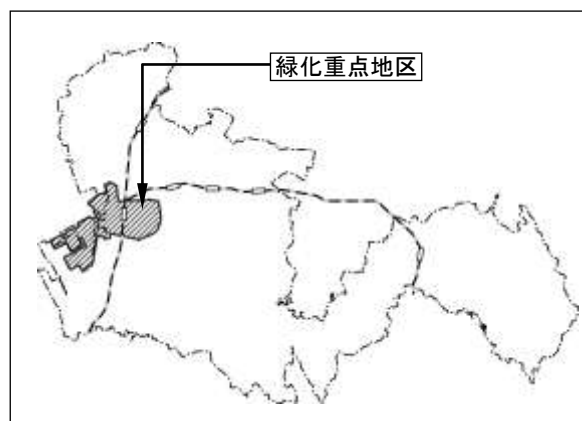
(1) 緑化重点地区とは

緑化重点地区は、「都市緑地法」に基づき、緑地の状況等を勘案し、必要に応じて重点的に配慮を加えるべき地区です。

- ・設定した地区において、優先的に公園や道路、公共施設の周辺など身近なみどりの整備や保全に取り組み、快適な都市空間と良好な環境の確保を目指します。
- ・緑化重点地区を明確に位置づけることにより、都市の緑化や潤いのあるまちづくりについて、地域住民の方々や企業、各種団体の方と連携を図り、ともに考え、取り組んでいこうとするものです。
- ・地区設定することによる土地利用の制限などはありません。

(2) 緑化重点地区の対象エリア

木更津市の顔であり、主要な玄関口である木更津駅周辺地区において、「みなと木更津再生構想」と整合を図るとともに「みなとオアシス木更津」と連携し、みどりが媒体となり、豊かな生活とにぎわいの交流空間を創出し、中心市街地とみなとの活性化を図ることを目的として、緑化重点地区（約 640ha）を設定します。



(3) 緑化施策の方針

目標；木更津を代表するみどりによる風格のあるまち並みの整備

①全体の共通事項

○公園の再整備

- ・公園再整備方針の策定を踏まえ、供用開始後20年以上を経た公園の再整備の検討を行います。

○公共施設の緑化推進

- ・条例制定等による公共施設に設けるべき緑化施設の基準等の創設など、公共施設の緑化推進方策について検討します。

○神社仏閣の樹木、庭園の保全

- ・条例制定等による樹木・樹林・生垣の保全制度等の創設など、神社仏閣のみどりの保全に対する支援方策について検討します。

○住宅地の生垣、接道部緑化推進

- ・条例制定等による接道部緑化助成制度、緑と花の協定支援制度等の創設など、住宅地の生垣や接道部の緑化の誘導、支援方策等について検討します。

○県道木更津港線～富士見通り～県道木更津停車場線沿線の風格のある景観づくり

- ・沿線の街路樹の健全度診断を踏まえ、必要な再整備や良好な育成のための適正管理の方策について検討します。
- ・街路樹の再整備にあたっては、立地環境に加え木更津らしさや海を感じられる樹種など地域特性に配慮した選定を行うとともに、木更津市を代表する道路景観となるよう管理育成を図ります。
- ・歩道の舗装やストリートファニチャー類、サイン類の再整備、電線地中化など、道路景観の魅力を高め、まち歩きを楽しめる方策について検討します。
- ・沿線の市民・企業等の協力のもとに、道路空間の美化に努めます。

○花修景や特殊緑化等の誘導・支援

- ・条例制定等による緑と花の協定制度や屋上緑化、壁面緑化支援制度等の創設など、沿線の市民・企業等の民有地における緑化の誘導、支援方策について検討します。

②木更津駅西側地区における緑化推進の方針

○臨海部の公園緑地の再整備

- ・鳥居崎海浜公園、中の島公園、吾妻公園は、海風、潮の香、海の幸、港の夜景など海を楽しむ公園として、若者をはじめとする人々の集い・にぎわいを取り戻すように魅力を高める再整備を検討します。
- ・公園再整備のプランづくりにあたっては、子どもたちをはじめとする市民からのアイディア公募や市民参加のワークショップ等を行うなど、臨海部に対する市民の関心を高めながら進める方策を検討します。
- ・内港に接する港湾緑地は、県と連携し、みどり豊かな質の高い空間として整備、維持されるよう努めます。

○中の島大橋の再整備

- ・中の島大橋一帯において、海の眺望点として魅力を高める再整備を検討します。

○都市水面としての船溜りの活用

- ・市役所に隣接する船溜り等は、漁業者等と連携し、緑化、親水空間、景観整備など、都市水面として快適な空間となる方策を検討します。

○築地地区の魅力ある景観形成

- ・築地地区において、大型集客施設などが立地される場合、企業との連携により既存緑地と調和した景観が形成されるよう、その方策を検討します。

○緑のまちかどスポットの形成

- ・木更津駅～木更津港のまち歩きの魅力の向上を図るため、神社仏閣の樹林、庭園、公園等をたどる回遊ルートの設定とコミュニティロード化を検討します。
- ・観光協会等と連携し、境内や公園等を緑のまちかどスポットとして位置づけ、サインにより「江戸前通り」の明確化と観光客等への周知を図るとともに、神社仏閣や周辺空地所有者等の協力を

得て、入口付近に境内地の空間に調和する休憩コーナー等を設置するなど、歴史文化とみどりが感じられるまちづくりに活かす方策を検討します。

○官公庁街の緑化推進

- ・ 緑のカーテンや敷地内の花壇づくりなどにより、潤いのあるまち並みの形成に努めます。
- ・ 建て替え等に際しての緑化施設の整備充実方策、壁面緑化や屋上緑化等の推進方策を検討します。

○市道127号線（潮見木更津高等学校線）沿線の景観への配慮

- ・ 4車線化に伴い国道16号から市役所、築地方面へのメイン道路となることから、街路樹等の景観に配慮した施策を検討します。

③木更津駅東側地区における緑化推進の方針

○まちのみどりの拠点としての太田山公園の再整備

- ・ 時代のニーズに即した公園施設および公園空間への改修、バリアフリー化、樹木の整理等による魅力の向上等について検討します。
- ・ まちなかのみどりの拠点として、周辺地域からの視線に配慮した公園景観の形成を検討します。
- ・ 東京湾から東部丘陵まで見渡すことができるみどりのランドマークポイントとして、魅力を高める再整備を検討します。

○畳ヶ池一带の公園化

- ・ 源頼朝ゆかりの伝説のある畳ヶ池は、水面を活用した親水公園化を検討します。

○ウォーキングルートの形成

- ・ 矢那川公園から太田山公園付近に至る道路について、安全で快適なウォーキングルートの整備を検討します。

○矢那川沿いの緑化

- ・ 矢那川沿いの緑化の推進方策を検討します。
- ・ 引き続き、市民や企業等との連携による清掃、植栽の適正管理・育成など、河川沿い空間の美化に努めます。
- ・ 歩道の舗装、ストリートファニチャー類、サイン類、橋梁欄干の再整備など、河川沿いの快適な空間づくりの方策を検討します。



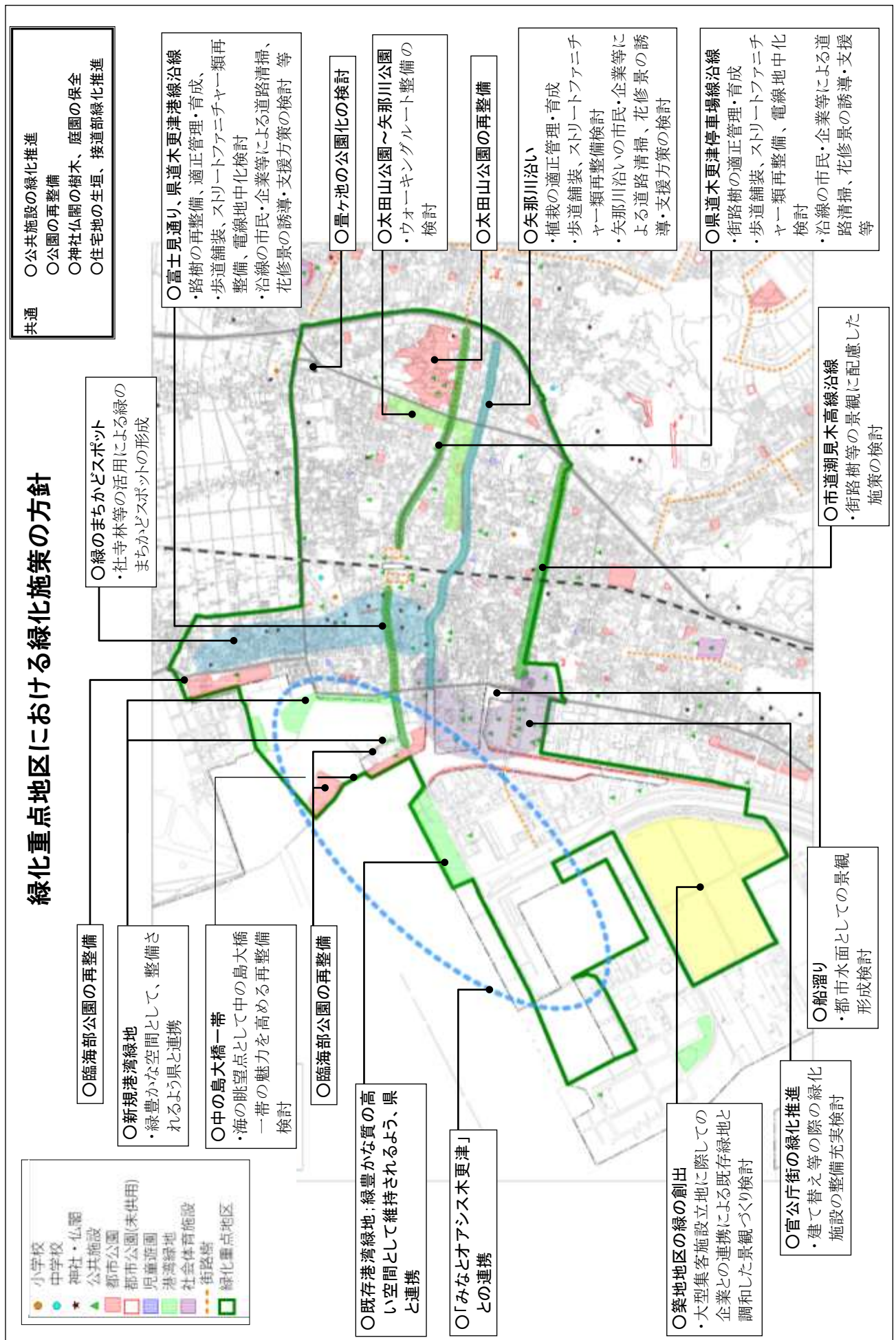
市のメインストリートとしての風格のある街路樹の形成が必要な富士見通り



まちなかの緑のスポットとしての活用が望まれる社寺のみどり



みどりによる潤いのある景観づくりが必要な海の玄関木更津港の湾岸



3.3 保全配慮地区の検討

本計画において、まちなかにまとまって残る樹林地を「みどりの拠点」として、市街地の周りに連なる台地の樹林地を「みどりの帯」として位置づけ、市街地とその周囲のみどりの構造を形成する骨格として保全、活用していく方策を検討することとしています。

これらの方策の検討に当たっては、土地所有者をはじめ多くの市民の理解と協力、合意が必要です。また土地利用に際して、一定の樹林地を保全、活用する制度や仕組みを検討していくことも必要となります。市街地に近く樹林地の喪失や荒廃の懸念が大きい「みどりの拠点」「みどりの帯」において、検討する枠組みを設けるために保全配慮地区を設定し、関係者と協議しながら検討することが重要であることから、具体的な施策、事業の検討に先立ち、保全配慮地区の検討を重点プロジェクトとして位置づけます。

また、森のゾーンにおいて森の保全・活用の推進を検討する「森の拠点」等においても、市街化調整区域の土地利用方針との整合を図りつつ、必要に応じて保全配慮地区の設定を検討することとします。

(1) 保全配慮地区とは

保全配慮地区は、「都市緑地法」に基づき、都市における緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区を設定するものです。

保全配慮地区は、地区の設定により新たな土地利用の規制を行うものではなく、土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、一定の保全措置を図る地区です。

(2) 保全配慮地区に関する検討

木更津市においては、今後、「都市計画マスタープラン」および「市街化調整区域における土地利用方針」との整合を図りつつ、土地所有者等の意向や市民のニーズを踏まえ、次のような観点から保全配慮地区の設定の必要性、妥当性等を検討していきます。

- ・風致・景観に優れた緑地であって、良好な都市景観を形成している緑地
- ・動植物の生息・生育など地区特有の生態系を有する緑地
- ・神社仏閣等と一体となって地域の文化的意義を有する緑地
- ・市民の自然とのふれあいの場を提供する緑地
- ・都市気象の緩和、地下水涵養等の都市の環境保全に資する緑地
- ・土砂の崩壊から守るために保全する必要がある緑地 等



請西地区のまとまったみどり



善光寺付近のまとまったみどり

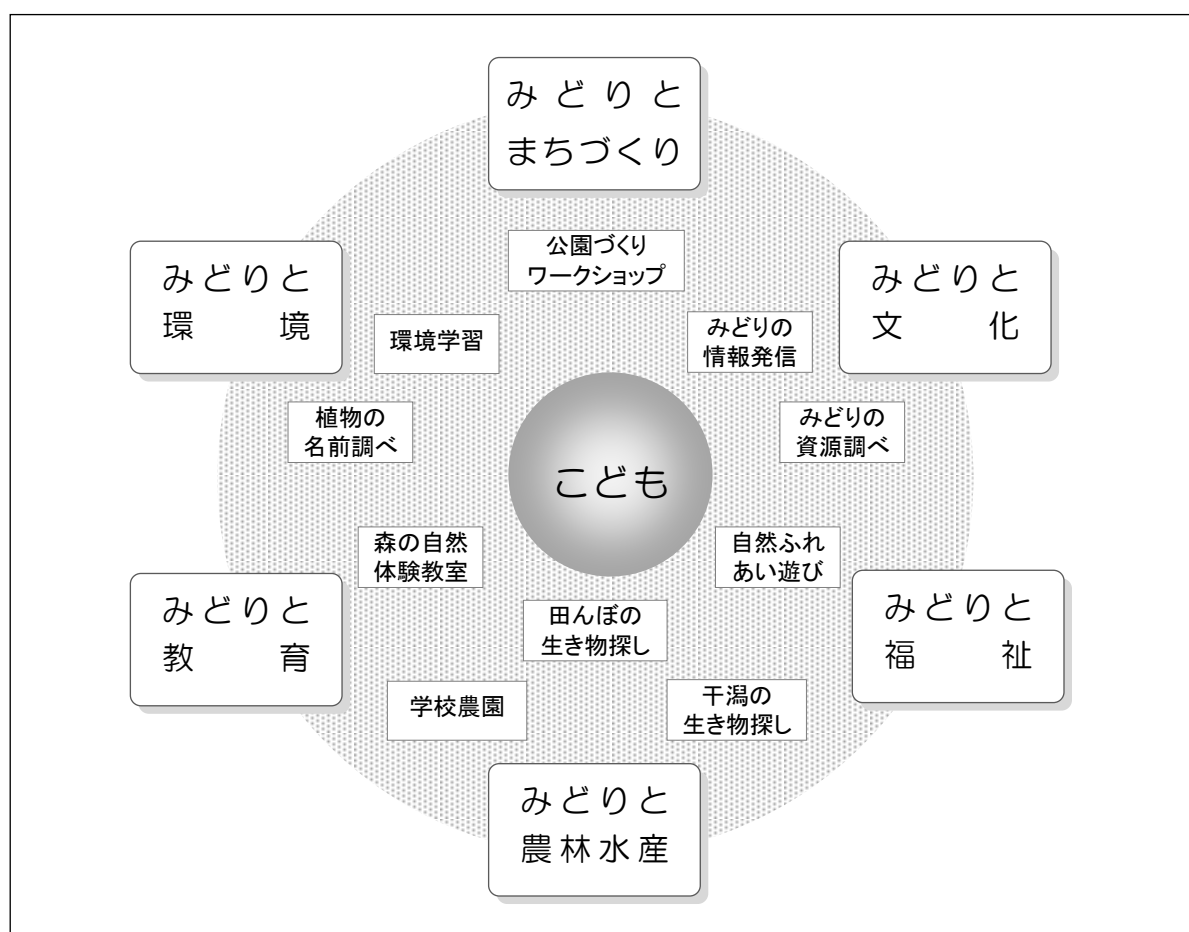


いっせんぼくのハンノキ林

3.4 グリーン・キッズ・プロジェクト／子どもたちのみどりの環境学習の推進

みどりを守り、創り、育み、みどり豊かなまちを実現していくには長い時間がかかり、親の代から子の代へと継続して取り組むことが必要となります。木更津市の将来を担う子どもたちが、小さい頃からみどりの役割や大切さなどを学び、みどりを育む心と知と技を身に付けていくことが重要であるとの認識に立って、子どもたちのみどりの環境学習の推進を重点プロジェクトに位置づけます。

関係部課が連携し、様々な機会を捉えて子どもたちのみどりの環境学習に関する取り組みの拡充や新規事業等を検討し、市内の森、里、まち、海に豊富に存在するみどりの資源を活用した子どもたちのための環境学習プログラムの確立を図ります。



富来田地区のたけのこ祭り



金田地区の簀立て遊び



武田川コスモスフェスティバル

【大切なみどりの役割】みどりの持つ癒し効果

森の中を歩くだけで、気持ちがやわらぐといった経験は多くの人が持っていると思います。「みどり」には人の疲れを癒し、ストレスを緩和するという働きがあります。その癒しの正体は木の香りです。木の香り（フィトンチッド）によって血圧が下がり、脈拍も落ち着き、身体的、精神的ストレス時に分泌されるコルチゾールと呼ばれる成分が下がることが分かっています。ストレスに悩まされている現代社会において、木の香りが感じられる「みどり」の空間で過ごす事は大切であり、貴重な時であると言えるのではないのでしょうか。

このように、「みどり」は私たちに精神的な安らぎを与え、健康を維持・増進するとともに、人々の暮らしを豊かなものにする役割を果たしています。



いっせんぼくの遊歩道

第3章 地区別計画

1. 地区区分と地区別計画の考え方
2. 地区別計画

1. 地区区分と地区別計画の考え方

○都市計画マスタープランに即した8地区

- ・地区別計画は、木更津市都市計画マスタープランに即し、木更津、波岡、清川、岩根、鎌足、金田、中郷、富来田の8地区とします。



○「市街化調整区域における土地利用方針」との整合

市域の約7割を占める市街化調整区域は、都市計画マスタープランを補完する「市街化調整区域における土地利用方針（以下、土地利用方針という）」に即し、土地利用方針で定められているゾーンについて、本計画では次のような考え方を基本とし、今後、具体的なみどりの保全・創出・活用の推進を図るにあたって、土地利用方針との整合性に十分配慮したものとします。

- ・ **自然環境保全ゾーン**は、東部丘陵、富来田丘陵の骨格的な緑は貴重な財産として保全し、小櫃川や矢那川沿い等における優良農地の保全を図り、原則として開発を容認しないこととしていることから、みどりの保全方策の検討を行います。
- ・ **自然環境共生ゾーン**は、自然を体験、活用できる空間の創出、いっせんぼく、少年自然の家キャンプ場、中の島公園が位置する木更津内港の自然環境に配慮し自然と親しみ利用する空間としての活用を図ることとしていることから、みどりを保全しつつみどりと触れ合いの場としての活用方策の検討を行います。
- ・ **集落活性化ゾーン**は集落の活性化及び自然環境との調和、**住環境整備誘導ゾーン**は住宅等の立地を適切な誘導と周辺環境と調和した土地利用を図ることとしていることから、良好な住環境等の創出に向けて、自然環境との調和および創出の方策の検討を行います。
- ・ **幹線道路沿道開発誘導ゾーン**および**インター周辺開発誘導ゾーン**は、敷地面積、建築物の用途、形態、緑化等の規制を行うなど適切に土地利用の規制誘導を図ることとしていることから、緑化等の規制の方策を検討します。
- ・ **調整ゾーン**は、現時点では土地利用の方針が明確に示されていない区域で、今後適切な方針を検討することとしていることから、土地所有者の意向と市民ニーズを踏まえることを基本として、現況のみどりの保全方策および開発に際しての一定程度のみどりの確保方策を検討することとします。

（資料編149頁～150頁参照）

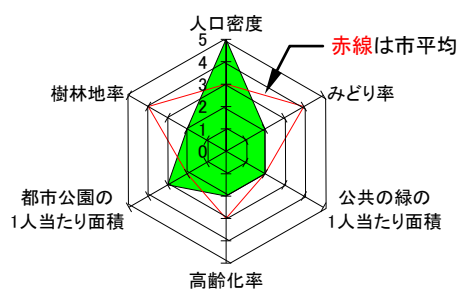
2. 地区別計画

【次ページ以降の凡例】

■各地区の面積と人口

- ・地区面積および面積比率； 面積は図上計測（概数） （ ）の％は総面積に対する地区面積の割合
- ・地区別人口および人口比率；平成22年4月1日現在 出典；市街化調整区域における土地利用方針（木更津市 H23.8） （ ）内の％は総人口に対する割合

■みどりの地区特性データ



- ・高齢化率； 65歳以上人口の割合 出典：市街化調整区域における土地利用方針（木更津市 H23.8）
- ・みどり率； 樹林地、草地、農地、裸地、水辺の割合 資料：平成18年11月18日撮影の航空写真より計測
- ・樹林地率； 樹林地のみの割合 資料：平成18年11月18日撮影の航空写真より計測
- ・都市公園の1人当たり面積； 平成23年4月1日現在
- ・公共の緑の1人当たり面積； 都市公園及び港湾緑地、ダム周辺環境整備施設、市立社会体育施設、市立野外教育施設、公立小中学校、市営霊園の計 平成23年4月1日現在

<グラフの目盛のランク>

	人口密度	高齢化率	みどり率	樹林地率	都市公園の1人当たり面積	公共の緑の1人当たり面積
1	200人未満	15%未満	30%未満	10%未満	5㎡/人未満	5㎡/人未満
2	200人以上 500人未満	15%以上 20%未満	30%以上 50%未満	10%以上 20%未満	5㎡/人以上 10㎡未満	5㎡/人以上 10㎡未満
3	500人以上 1,000人未満	20%以上 25%未満	50%以上 70%未満	20%以上 30%未満	10㎡/人以上 20㎡未満	10㎡/人以上 20㎡未満
4	1,000人以上 2,000人未満	25%以上 30%未満	70%以上 90%未満	30%以上 40%未満	20㎡/人以上 50㎡未満	20㎡/人以上 30㎡未満
5	2,000人以上	30%以上	90%以上	40%以上	50㎡/人以上	30㎡/人以上

■地区のみどり率データ



- ・みどり率； 樹林地、草地、農地、裸地、水辺の割合 資料：平成18年11月18日撮影の航空写真より計測
- ・建築物等は、地区面積から樹林地、草地、農地、裸地、水辺に覆われた土地を除いた面積

緑の概況

- ・本市市街地発展の礎である木更津港と木更津駅東西の中心市街地、さらに東側に昭和40年代以降開発されてきた市街地が広がり、みどりが少ない地区です。
- ・矢那川が本地区のほぼ中央を横断して東京湾に注ぎ、北側に太田山公園、南側に市街化調整区域に位置する桜井（長楽寺、東光院、光福寺等の社寺林等）や請西（真武根陣屋遺址付近をはじめとする民有林等）などにまとまったみどりが残っています。
- ・この他、まとまったみどりを構成するのは臨海部の中の島公園や太田山公園などの都市公園で、1人当たりの都市公園面積は9.9㎡で市平均をやや上回っています。このように、都市公園と社寺林等が本地区のみどりの環境の維持に大きな役割を果たしています。



春の太田山公園ときみさらざタワー



木更津港のイルカ



春の矢那川

緑のまちづくりの目標

- ・広域交流拠点都市・木更津の顔として、みどりによる風格のあるまち並みの形成
- ・公園や歴史・文化資源を生かし、みどり豊かな中心市街地の形成と市民が親しめる港再生による回遊性を高めるまちづくり
- ・まちなかのみどりの適正な管理・活用による保全と良好な都市環境、都市景観の形成
- ・都市公園整備による良好な住宅地の形成

主な施策方針

○KS-1 <海の拠点>身近な海辺の保全・活用

- ・中の島公園を中心に、内港地区の海辺を環境学習等の場として利用することができるよう、関係機関と協議を行いパブリックアクセスの確保を図ります。

○KS-2 <みどりの拠点>まちなかのまとまったみどりの保全・活用

- ・まちなかのみどりの拠点として太田山公園を位置づけ、時代のニーズに即した再整備を推進します。
- ・市街化調整区域となっている請西の長楽寺周辺や台地区の樹林地を、みどりの拠点として位置づけ、「土地利用方針」との整合・調整を図りつつ、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、みどりとふれあいの場として適正な管理および活用による保全施策や、土地利用の転換に際して、一定のみどりの確保・保全に配慮する方策等として、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、条例緑地の創設、都市公園制度を活用した公園緑地の整備など効果的な施策について検討します。

○KS-3 <みどりの帯>市街地を取り巻くまとまったみどりの保全・活用

- ・みどりの帯の一環としての桜井一帯の良好な樹林地について、みどりの拠点と同様、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、保全・活用方策を検討します。

○KS-4 <水と緑と歴史の文化軸>矢那川一帯の緑のネットワークの形成

- ・市民等との協働により、矢那川沿いの大和、文京地区の桜並木や河岸緑地の適正な管理を推進します。

- ・太田山公園と矢那川公園等を結ぶウォーキングルートの整備について検討します。

○KS-5 <みどりのランドマークポイント>海とまちの眺望点の形成

- ・眺望点としての太田山公園および中の島大橋とその周辺の景観の向上とアクセスの向上を図ります。

○KS-6 都市公園の新規整備

- ・土地区画整理事業で確保された請西東、請西南地区等における未供用公園と、現在、土地区画整理事業施工中の請西千束台地区における公園予定地の早期整備を推進します。

○KS-7 都市公園の再整備

- ・中の島公園、鳥居崎海浜公園、吾妻公園は、臨海部におけるみどりの地域核として位置づけるとともに、港の活性化に資するようレクリエーション機能等の充実を図ります。
- ・地域のコミュニティ活動の核となっている真舟中央公園、貝渕公園、八崎公園は、内陸部におけるみどりの地域核として位置づけるとともに、避難場所としての機能を高める整備を検討します。
- ・老朽化した公園は、安全性、快適性の向上に配慮し、利用の促進やまちの賑わいを取り戻す再整備を推進します。

○KS-8 市街地の緑化推進

- ・公共公益施設の緑化推進を図ります。
- ・民有地における既存の緑化施設の維持および接道部緑化を推進する誘導・支援策等について検討します。

○KS-9 緑化重点地区の設定

- ・木更津港一帯から太田山公園にかけて緑化重点地区を設定し、施策の実現に向けて具体的な検討を行います。
- ・上記の「都市公園の再整備」や「市街地の緑化推進」について、優先的な取り組みを推進します。
- ・富士見通り、県道木更津停車場線沿線、国道16号～市役所～潮浜地区を結ぶ潮見木更津高等学校線沿線について、良好なみどりの景観形成を図ります。
- ・木更津駅西側に点在する吾妻神社、八剣八幡神社、光明寺、證誠寺などの寺社境内の樹木・樹林や庭園、公園等について、土地所有者等の協力を得て緑のまちかどスポットとしての保全、整備と、回遊ルートの設定を検討します。
- ・築地地区における大型集客施設立地に際して、企業との連携による既存緑地と調和した景観づくりを検討します。



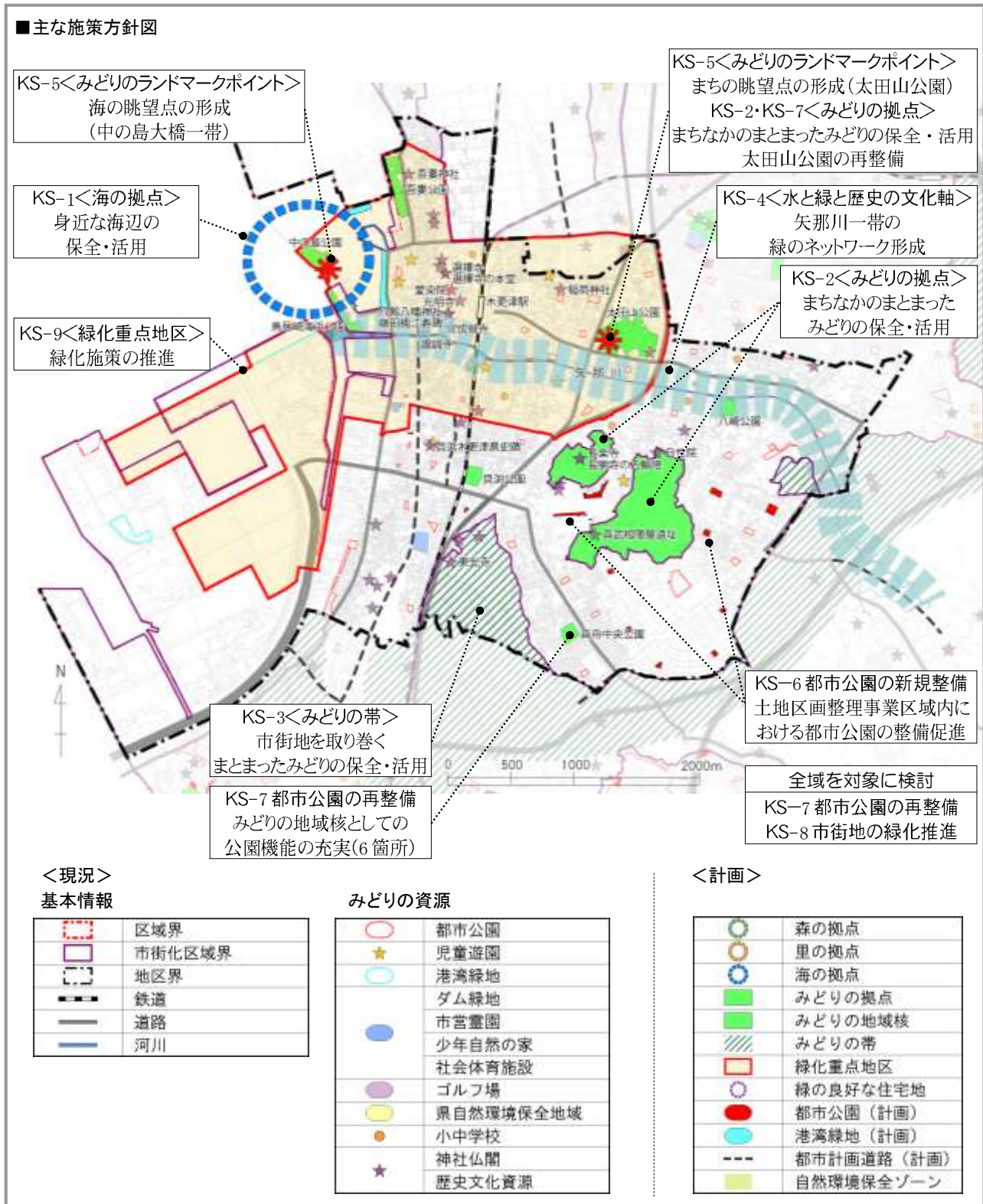
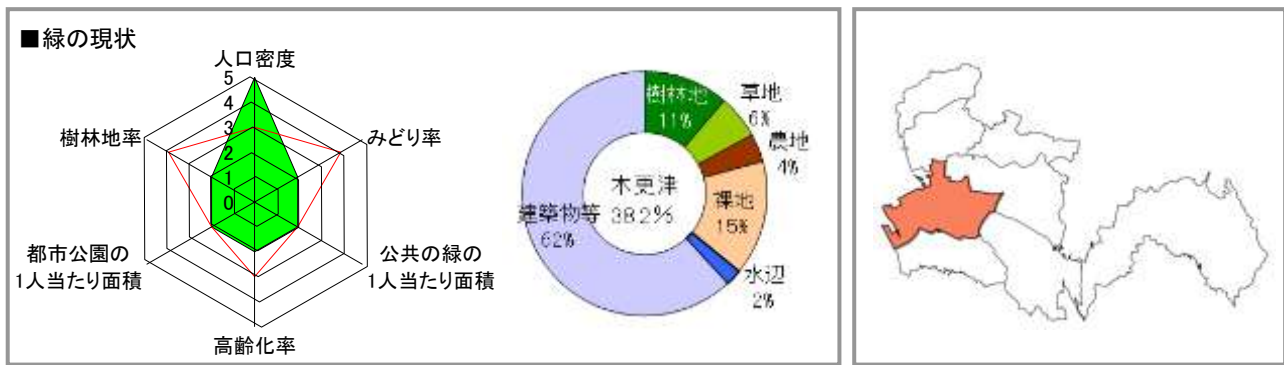
木更津駅西口広場花壇植栽



八剣八幡神社と大神輿



太田山公園の桜



波岡地区

面積 1,235ha(9%) 人口 25,870 人(20%)

緑の概況

- ・小浜、畑沢の旧海岸線に斜面緑地が迫り、台地上の市街地と市街化調整区域に位置する樹林地、農地とからなる地区です。北側に烏田川、南側に畑沢川の二つの小河川が流れ、谷津を形成しています。
- ・J R内房線の西側に中心市街地から続く港南台、畑沢等の海側の市街地と、樹林地や農地に囲まれた大久保、羽鳥野、八幡台の市街地があります。



羽鳥野地区の道路緑化



畑沢地区浅間神社一帯の森の遠景



羽鳥野周辺のまとまった緑

緑のまちづくりの目標

- ・戸建住宅地における良好なみどりのまち並みの保持
- ・斜面及び台地に残るみどりの適正な管理・活用による保全と良好な都市環境、都市景観の形成
- ・都市公園整備による良好な住宅地の形成

主な施策方針

○NM-1 <みどりの拠点>まちなかのまとまったみどりの保全・活用

- ・暮らしに身近な畑沢付近の良好な樹林地をみどりの拠点と位置づけ、「土地利用方針」との整合・調整を図りつつ、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、みどりとふれあいの場として適正な管理および活用による保全方策の検討や、土地利用の転換に際して一定のみどりの確保・保全に配慮する方策等として、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、都市公園制度の活用、条例緑地の創設など効果的な方策を検討します。

○NM-2 <みどりの帯>市街地を取り巻くまとまったみどりの保全・活用

- ・下烏田、中烏田一帯の樹林地について、みどりの拠点と同様、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、保全・活用方策を検討します。
- ・地区西側の主要地方道木更津富津線沿いや畑沢川沿いの斜面緑地は、土砂崩壊の防止や都市環境の維持等のため、適切な保全・管理に努めます。

○NM-3 みどりの資源の保全・活用

- ・生垣や屋敷林、浅間神社、能蔵院などの社寺林、巨樹・古木など、集落に形成されてきた身近なみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等の場としての活用・支援策について検討します。

○NM-4 都市公園の新規整備

- ・土地区画整理事業で確保された港南台、畑沢、羽鳥野地区等における未供用公園の早期整備を推進します。

○NM-5 都市公園の再整備

- ・地域のコミュニティ活動の核となっている畑沢公園、小浜中央公園をみどりの地域核と位置づけます。畑沢公園は隣接する浅間神社付近のみどりの拠点と一体的に、良好なみどりとして保全、活用方策を検討します。小浜中央公園は防災公園としての機能を検討します。
- ・老朽化した公園は、安全性、快適性の向上に配慮した再整備を推進します。

○NM-6 道路緑化の推進

- ・都市計画道路の整備に伴い、街路樹の植栽等良好な道路緑化によりみどり豊かな都市環境の形成を図ります。

○NM-7 民有地のみどりの維持・創出

- ・港南台、羽鳥野地区等の良好なみどりのまち並みの維持を図るとともに、民有地における新たな接道部緑化に対する誘導・支援等について検討します。



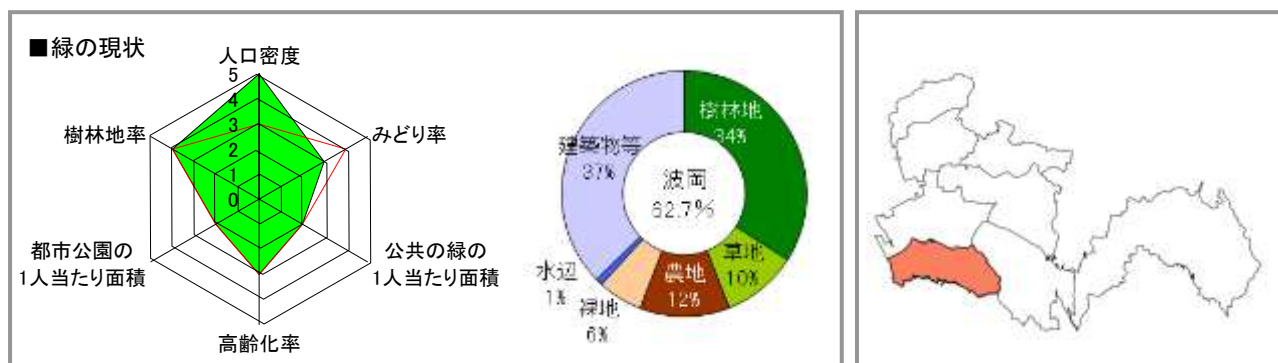
畑沢地区 浅間神社の小路



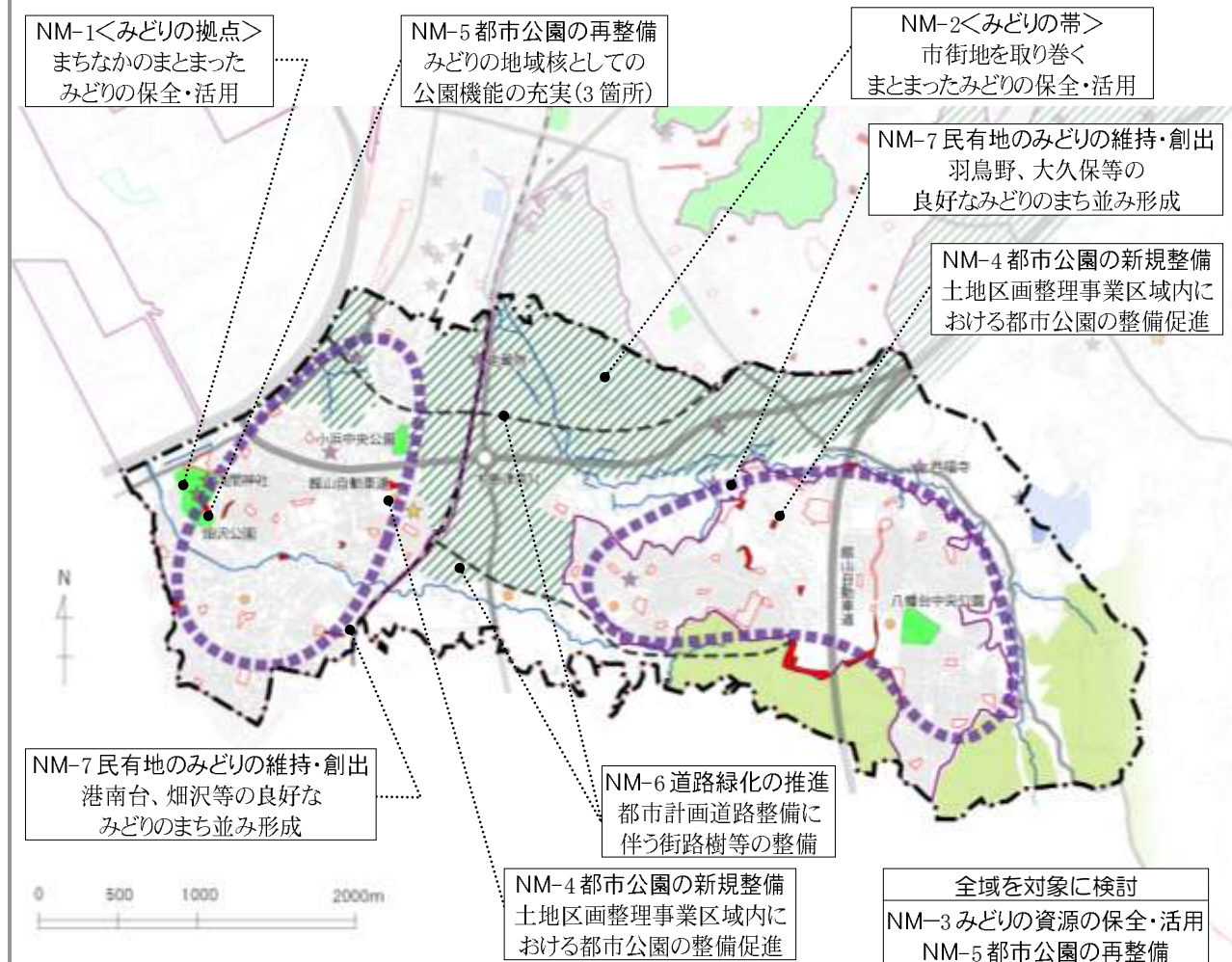
畑沢地区 浅間神社



手古塚公園



■主な施策方針図



<現況>

基本情報

	区域界
	市街化区域界
	地区界
	鉄道
	道路
	河川

みどりの資源

	都市公園
	児童遊園
	港湾緑地
	ダム緑地
	市営公園
	少年自然の家
	社会体育施設
	ゴルフ場
	県自然環境保全地域
	小中学校
	神社仏閣
	歴史文化資源

<計画>

	森の拠点
	里の拠点
	海の拠点
	みどりの拠点
	みどりの地域核
	みどりの帯
	緑化重点地区
	緑の良好な住宅地
	都市公園(計画)
	港湾緑地(計画)
	都市計画道路(計画)
	自然環境保全ゾーン

緑の概況

- ・西側は木更津地区から連続する市街地と小櫃川沿い低地の農地を主とした土地利用、東側は台地の樹林地・農地で、北側は小櫃川に接しています。
- ・市街地の中でまとまったみどりを構成するのは清見台東の野際公園付近や永井作の善光寺、祇園の須賀神社等で、木更津地区と同様、都市公園と社寺林等のみどりが大きな役割を果たしています。
- ・樹林地と一体の神社仏閣や5～6世紀の古墳、蓮田など、地域固有の歴史・文化資源が市街地近くに点在しています。



清見台東地区の街路樹



小櫃川



小櫃堰公園

緑のまちづくりの目標

- ・台地に残るみどりの適正な管理・活用による保全と良好な都市環境、都市景観の形成
- ・戸建住宅地における良好なみどりのまち並みの保持

主な施策方針

○KY-1 <みどりの拠点>まちなかのまとまったみどりの保全・活用

- ・みどりの拠点として小櫃堰公園を位置づけ、時代のニーズに即した施設と公園空間の改修、老朽化した施設の改修、バリアフリー化、樹木との整理等により、優先的に魅力の向上を図る再整備について検討します。
- ・併せて、暮らしに身近な永井作の善光寺一帯の良好な樹林地をみどりの拠点と位置づけ、「土地利用方針」との整合・調整を図りつつ、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、みどりとのふれあいの場として適正な管理および活用による保全方策の検討や、土地利用の転換に際して一定のみどりの確保・保全に配慮する方策等として、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、都市公園制度の活用、条例緑地の創設など効果的な方策を検討します。

○KY-2 <みどりの帯>市街地を取り巻くまとまったみどりの保全・活用

- ・波岡地区から連なり、清見台に隣接して残る中尾～伊豆島一帯の樹林地について、みどりの拠点と同様、土地所有者の意向や市民等のニーズを踏まえ、保全・活用方策を検討します。

○KY-3 <田園空間軸>小櫃川一帯の緑のネットワークの形成

- ・市民等との協働により、小櫃川沿いの桜並木と河岸緑地及び遊歩道の良好な管理を推進します。
- ・小櫃川沿いに位置する景清陣屋址や祇園の須賀神社、菅生神社等の緑の資源と小櫃川遊歩道とのネットワークの形成を検討します。

○KY-4 みどりの資源の保全・活用

- ・生垣や屋敷林、善光寺、須賀神社、菅生神社などの社寺林、巨樹・古木、長須賀の金鈴塚古墳、蓮田景観など、集落に形成されてきた身近なみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等の場としての活用・支援策について検討します。

- ・都市空間の水辺として、豊ヶ池の親水公園化を検討します。

○KY-5 都市公園の再整備

- ・地域のコミュニティ活動やレクリエーション活動の核となっている野際公園、清見台中央公園をみどりの地域核と位置づけるとともに、避難場所としての機能を高める整備を検討します。
- ・老朽化した公園は、安全性、快適性の向上に配慮した再整備を推進します。

○KY-6 民有地のみどりの維持・創出

- ・清見台、ほたる野地区等の良好なみどりのまち並みの維持を図るとともに、民有地における新たな接道部緑化に対する誘導・支援等について検討します。



菅生神社の椎の木

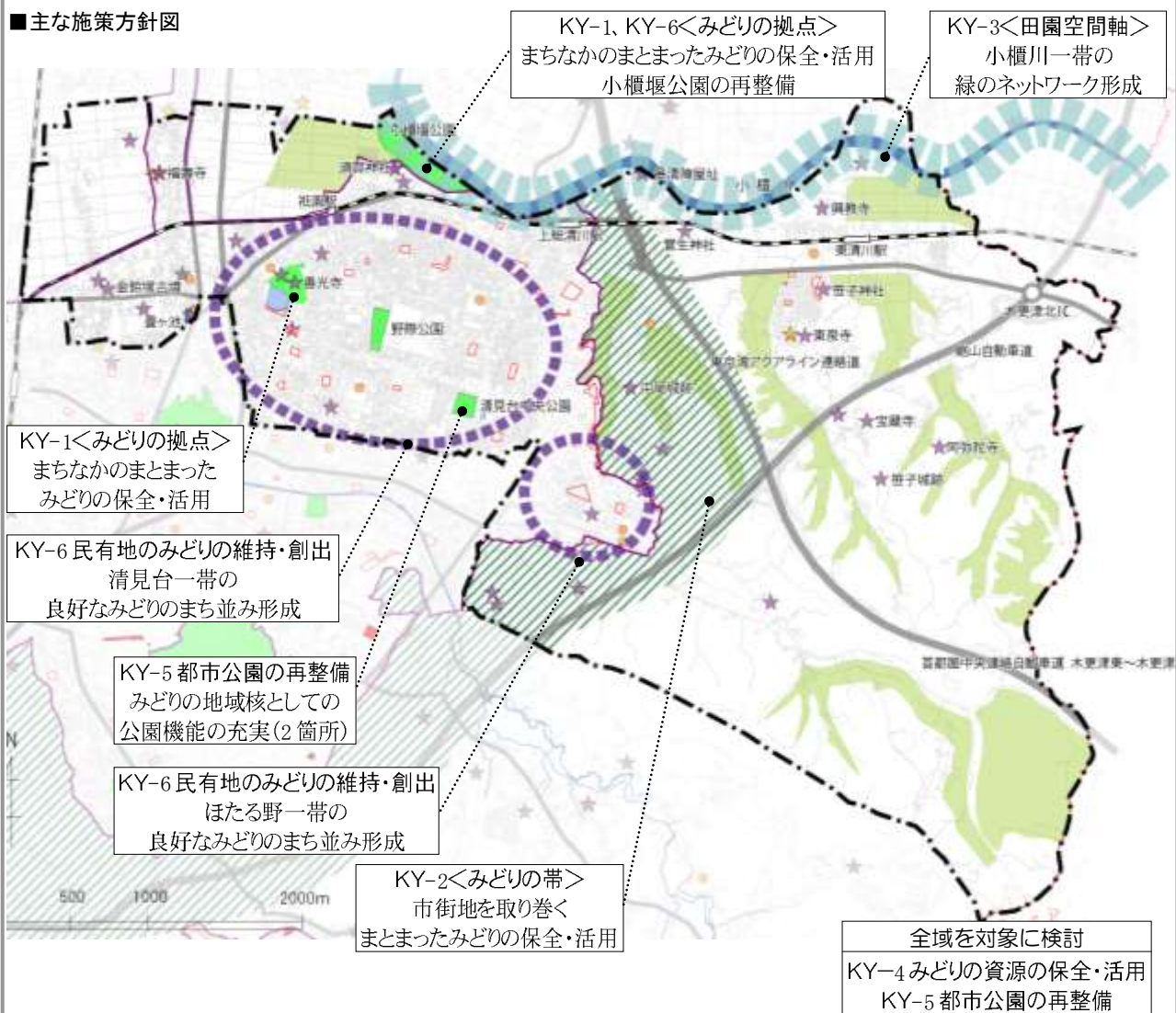
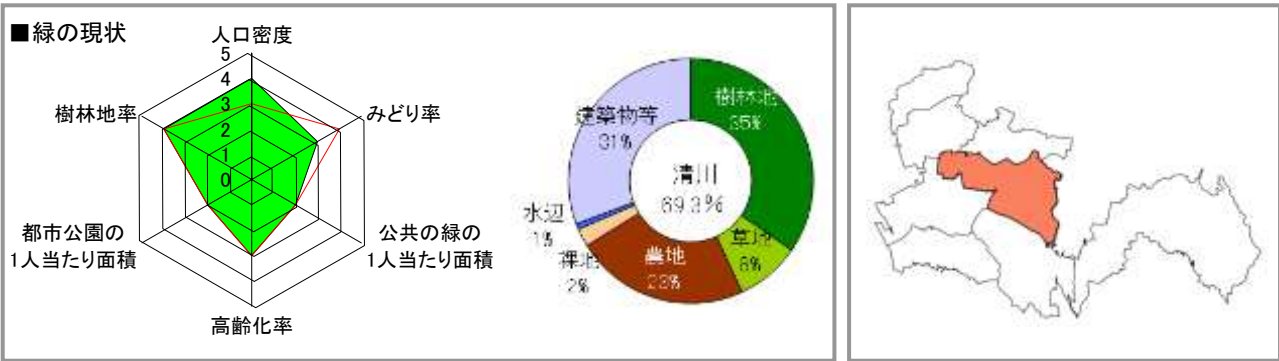
みどり豊かな野際公園



金鈴塚古墳



犬成地区の雑木林



<現況> 基本情報

	区域界
	市街化区域界
	地区界
	鉄道
	道路
	河川

みどりの資源

	都市公園
	児童遊園
	港湾緑地
	ダム緑地
	市営公園
	少年自然の家
	社会体育施設
	ゴルフ場
	県自然環境保全地域
	小中学校
	神社仏閣
	歴史文化資源

<計画>

	森の拠点
	里の拠点
	海の拠点
	みどりの拠点
	みどりの地域核
	みどりの帯
	緑化重点地区
	緑の良好な住宅地
	都市公園(計画)
	港湾緑地(計画)
	都市計画道路(計画)
	自然環境保全ゾーン

岩根地区

面積1,162ha(8%) 人口17,719人(14%)

緑の概況

- ・小櫃川左岸の河口に近い地区で、主としてＪＲ巖根駅周辺～県道袖ヶ浦中島木更津線沿線の市街地と小櫃川沿いの低地に広がる水田とからなります。みどり率は比較的高い地区ですが、その多くが農地であり、樹林地はわずかで緑被地の2%程度です。
- ・小櫃川の河川空間および河口から前面海域に広がる盤洲干潟は豊かな自然的環境を有し、多様な生物の生育生息地となっています。一方で河川敷は畑地や工場敷地などが混在し、土地利用の整序化が必要とされています。
- ・都市公園の整備水準は1人当たり1㎡に満たず、極めて低い水準です。



江川総合運動場



小櫃川沿いの桜並木



高柳 水田風景と銚子塚古墳

緑のまちづくりの目標

- ・巖根駅一帯を中心とした田園環境と調和するみどり豊かなまちづくりの推進
- ・優良農地、集落景観の保全
- ・小櫃川や干潟をはじめとする貴重な自然的環境の保全・活用

主な施策方針

○IW-1 <海の拠点>地場産業と身近な海辺の保全・活用

- ・漁業者や市民等との連携による地場産業の体験学習、盤洲干潟の保全や環境学習等の場としての適正な活用を促進します。

○IW-2 <田園空間軸>小櫃川沿いの緑のネットワーク形成

- ・市民等との協働により、小櫃川沿いの河岸緑地および遊歩道の良好な管理を推進します。

○IW-3 みどりの資源の保全・活用

- ・生垣や屋敷林、東光寺などの社寺林、巨樹・古木、高柳銚子塚古墳など、集落に形成されてきた身近なみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等の場としての活用・支援策について検討します。

○IW-4 <みどりの拠点>広域スポーツ交流拠点の検討

- ・江川総合運動場をみどりの拠点と位置づけ、隣接する国有地にサッカー場、野球場、陸上競技場等を新設・増設し、広域スポーツ交流活動等に対応できる施設の拡充を検討します。

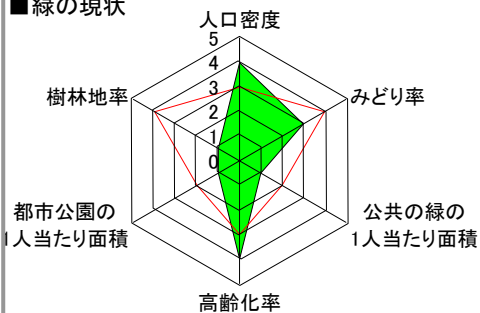
○IW-5 都市公園の新規整備

- ・住区基幹公園の適切な配置と計画的な整備の推進について検討します。

○IW-6 道路緑化の推進

- ・都市計画道路の整備に伴い、街路樹の植栽等良好な道路緑化により、みどり豊かな都市環境の形成を図ります。

■緑の現状



■主な施策方針図



<現況> 基本情報

	区域界
	市街化区域界
	地区界
	鉄道
	道路
	河川

みどりの資源

	都市公園
	児童遊園
	港湾緑地
	ダム緑地
	市営公園
	少年自然の家
	社会体育施設
	ゴルフ場
	県自然環境保全地域
	小中学校
	神社仏閣
	歴史文化資源

<計画>

	森の拠点
	里の拠点
	海の拠点
	みどりの拠点
	みどりの地域核
	みどりの帯
	緑化重点地区
	緑の良好な住宅地
	都市公園（計画）
	港湾緑地（計画）
	都市計画道路（計画）
	自然環境保全ゾーン

鎌足地区

面積1,927ha(14%) 人口2,454人(2%)

緑の概況

- ・ 東部丘陵に位置するみどり率が9割、樹林地率が6割近い自然環境豊かな地区です。矢那川が地区の南東―北西を縦断し、左岸一帯が鳥獣保護区に指定されています。森林、草地、谷津田、ため池、河川など生物の生育・生息環境として多様な自然環境を有しています。
- ・ 森を背景に支流が刻む谷津田や生垣に囲まれた民家等が優れた景観を形成し、鎌足桜の祖株や名木百選に選定されている古木・巨木がある高蔵寺をはじめとする地域固有の歴史・文化資源や観光農園、農業体験農園などが立地しています。
- ・ 市指定文化財の鎌足桜があり、保存・普及に努めています。
- ・ 地区の中央にかずさアカデミアパークを中心とする研究・文化・交流拠点の形成が進み、都市公園やダム周辺の緑地が整備され、1人当たり都市公園の整備水準は市内トップとなっています。



矢那川ダムと緑地



かずさアカデミアパーク



徳蔵寺奥の谷津田風景

緑のまちづくりの目標

- ・ 東部丘陵の豊かな自然環境と歴史的資源の保全・活用による個性あるまちづくり
- ・ 鎌足桜の保護・育成、集積する都市公園の利活用の促進等による地区の活性化
- ・ かずさアカデミアパークを中心とする国際的研究開発都市の名にふさわしいみどり豊かな環境の形成

主な施策方針

○KM-1 <森の拠点>都市公園・ダム周辺緑地一帯の利活用促進

- ・ かずさ1号公園、かずさ2号公園、矢那川ダム周辺緑地とこれらを取り巻く一帯のみどりを森の拠点として、地域の人々が主体的に取り組んでいる鎌足桜をテーマとしたみどりの地域づくりをはじめ、地域文化の継承や交流活動など地域資源の育成・活用に関わる活動の支援に努めます。
- ・ かずさ1号公園およびかずさ2号公園はみどりの地域核と位置づけ、鎌足桜等の植樹により桜の園づくりを推進するとともに、鎌足桜の保護・育成に努めます。

○KM-2 <水と緑と歴史の文化軸>矢那川・県道木更津末吉線一帯の緑のネットワーク形成

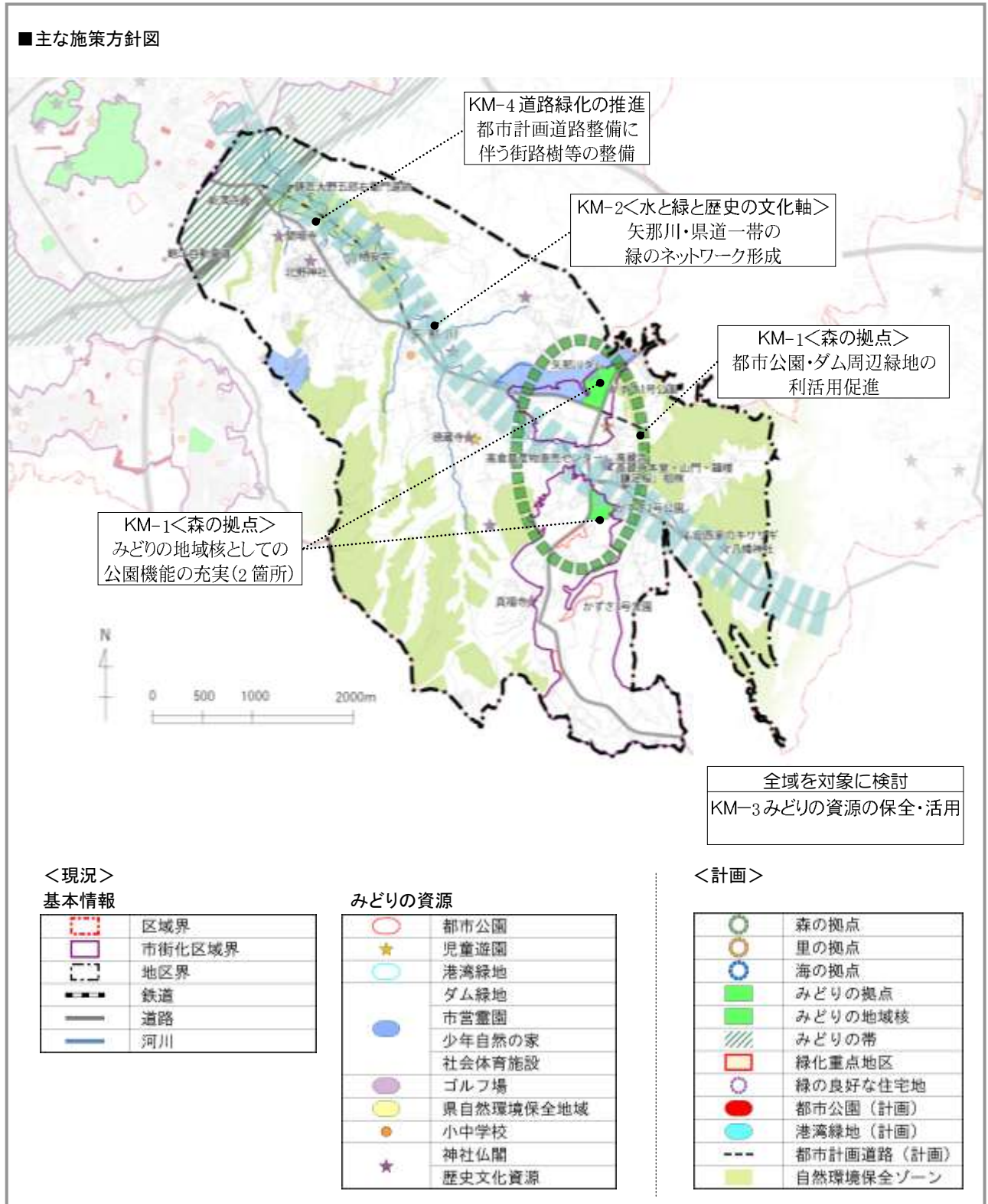
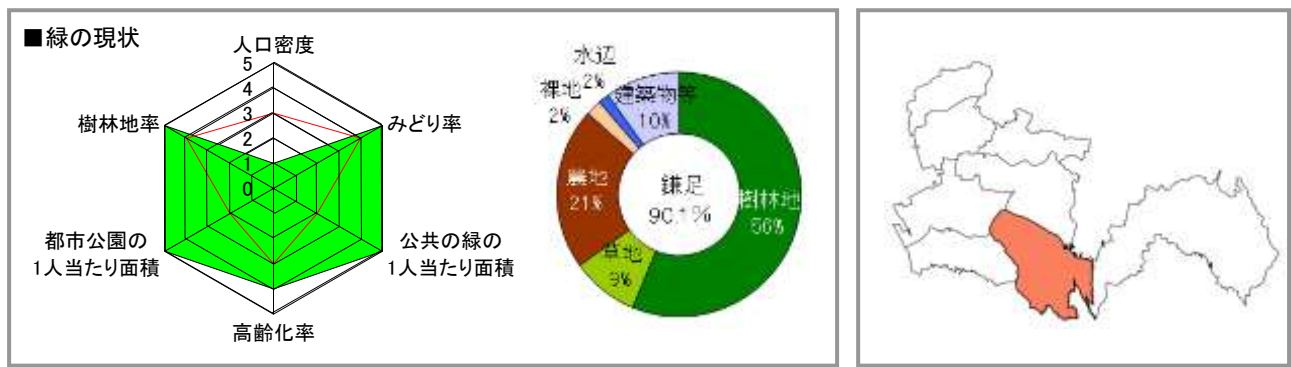
- ・ 高蔵寺等の社寺林をはじめ史跡や谷津の風景、観光農園などの歴史・文化、自然資源等を結ぶ遊歩道の検討など、県との協議を含めネットワークの形成を検討します。

○KM-3 みどりの資源の保全・活用

- ・ 優良農地の保全を図るとともに、谷津景観、生垣や屋敷林、高蔵寺、八幡神社などの社寺林、巨樹・古木、ため池など、集落に形成されてきたみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等の場としての活用・支援策について検討します。

○KM-4 道路緑化の推進

- ・ 都市計画道路の整備に伴い、街路樹の植栽等良好な道路緑化により、みどり豊かな都市環境の形成を図ります。



鎌 足 桜

「鎌足桜」は、淡桃白色の八重咲きの山桜で、雄しべ、もしくは花弁の一部が細く屈曲して鎌形になるという珍しい特徴を持ち、4月の中旬から下旬に開花します。

「鎌足桜」の名前の由来については、大化の改新の翌年、西暦646年「藤原鎌足公」が木更津を訪れ、高倉観音に参拝する際、着替えをされた進藤家の屋敷に挿し残した桜の杖より芽生えたという地元の伝承と結びついたものと推定されます。

鎌足桜は、実生による増殖が難しいことから、地元では進藤家の祖株を活用し、接木による増殖活動が行われておりました。このような地元における伝承を尊重し、鎌足桜の保護・増殖活動の元となったこの親木を永く将来に伝えるため「鎌足桜」の祖株として、平成17年2月25日に木更津市指定文化財に指定しました。

この鎌足桜の祖株については進藤家から市に寄贈され、平成18年2月9日に地元から要望のありました「高蔵寺」に移植され、平成21年6月26日に木更津造園建設業協同組合により「名木100選」に登録されています。



緑の概況

- ・小櫃川右岸に広がる河口に近い地区で、小櫃川沿いの低地に水田が広がっています。沿岸部に牛込漁港と金田漁港が立地し、前面の干潟は一部潮干狩り場となっています。みどり率は6割を超えていますが、その多くが農地であり、樹林地はわずかで緑被地の3%程度です。
- ・小櫃川の河川空間および河口から前面海域に広がる盤洲干潟は豊かな自然的環境を有し、多様な生物の生育生息地となっており、市民団体等による保全活動や観察会等が行われています。一方で河川敷は荒地、畑地、工場敷地などが混在し、土地利用の整序化が必要とされています。
- ・東京湾アクアラインの木更津金田 I Cが立地し、アクアライン連絡道の東西地区で土地区画整理事業が施行中であり、都市公園の整備が予定されています。



見立船溜り付近



金田海岸



小櫃川河口干潟

緑のまちづくりの目標

- ・広域道路網による新たな玄関口となる新市街地としてのみどり豊かで質の高い都市空間の形成
- ・水田・集落景観および小櫃川周辺一帯をはじめとする貴重な自然的環境の保全・活用
- ・漁業活動と調和する干潟の保全・活用

主な施策方針

○KN-1 <海の拠点>地場産業と身近な海辺の保全・活用

- ・漁業者や市民等との連携による地場産業の体験学習、盤洲干潟の保全や環境学習等の場としての適正な活用を促進します。
- ・保全活動や環境学習等の利用に応じた海岸線一帯へのアクセス方法やその是非を検討します。

○KN-2 みどりの資源の保全・活用

- ・集落の生垣や屋敷林、感応寺、日枝神社などの社寺林、巨樹・古木など、集落に形成されてきたみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等の場としての活用・支援策について検討します。

○KN-3 <田園空間軸>小櫃川一帯の緑のネットワーク形成

- ・小櫃川沿いの自然護岸、河畔植生、遊歩道は、市民等との協働により、良好な管理を推進します。

○KN-4 都市公園の新規整備

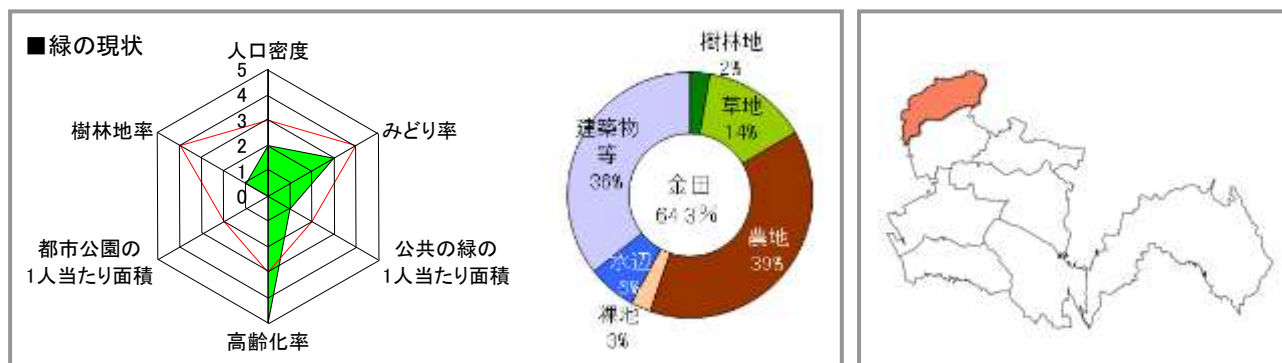
- ・金田地区土地区画整理事業に伴う都市公園の整備を行います。金田東地区については公園緑地11箇所、金田西地区は公園緑地11箇所が計画されており、事業進捗に合わせ着実な整備を推進します。
- ・整備予定の金田東2号近隣公園は対岸や富士山の眺望する位置にあり、木更津市の新たな玄関口となる金田地区におけるみどりの地域核と位置づけ、海浜部の利用拠点となる整備を検討します。

○KN-5 道路緑化の推進

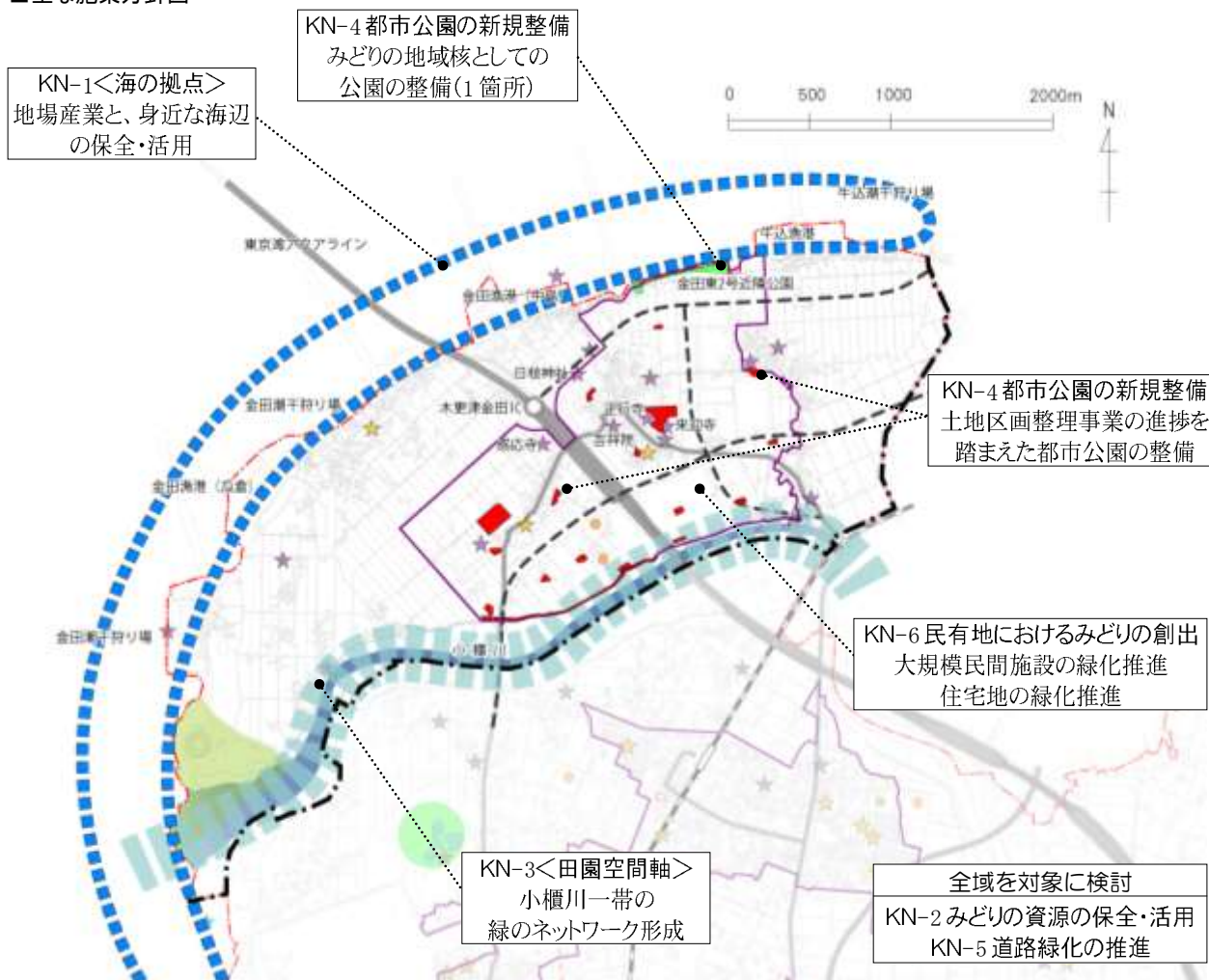
- ・都市計画道路の整備に伴い、街路樹の植栽等良好な道路緑化により、みどり豊かな都市環境の形成を図ります。

○KN-6 民有地におけるみどりの創出

- ・土地区画整理事業区域における大規模民間施設の緑化推進、住宅地における接道部等の緑化推進方策について検討します。



■主な施策方針図



<現況>

基本情報

	区域界
	市街化区域界
	地区界
	鉄道
	道路
	河川

みどりの資源

	都市公園
	児童遊園
	港湾緑地
	ダム緑地
	市営公園
	少年自然の家
	社会体育施設
	ゴルフ場
	県自然環境保全地域
	小中学校
	神社仏閣
	歴史文化資源

<計画>

	森の拠点
	里の拠点
	海の拠点
	みどりの拠点
	みどりの地域核
	みどりの帯
	緑化重点地区
	緑の良好な住宅地
	都市公園(計画)
	港湾緑地(計画)
	都市計画道路(計画)
	自然環境保全ゾーン

緑の概況

- ・小櫃川沿い低地の田園地帯で優良農地が広がり、広大な水田に生垣や屋敷林に囲まれた民家が点在しています。
- ・みどり率は7割を超えていますが、その多くが農地であり、樹林地はわずかで緑被地の3%程度です。
- ・小櫃川の河川空間は豊かな自然的環境を有し、多様な生物の生育生息地となっています。
- ・都市公園は整備されていません。



有吉付近の水田と民家風景



小櫃川沿いの桜とチューリップ



井尻浅間神社の椎の木

緑のまちづくりの目標

- ・本市の農業景観を代表する水田・水路などの景観と豊かな水循環、農業文化の保全・活用
- ・田園環境と調和するみどりの保全・創出による田園型住宅地の形成

主な施策方針

○NK-1 農村－都市交流拠点等の形成

- ・地域の農業文化の継承や農業に対する都市住民の理解、週末農業ニーズへの対応や環境学習等としての農業公園等の整備など、既存ストック等を活用した地域の活性化に資する公園緑地等の整備を検討します。

○NK-2 <田園空間軸>小櫃川一帯の緑のネットワーク形成

- ・河口から続く小櫃川沿いの河畔植生、桜並木と遊歩道は、市民等との協働により良好な管理を推進します。
- ・小櫃川一帯の農地や樹林地の保全を図るとともに、社寺林などの歴史・文化資源等とのネットワークの形成を検討します。

○NK-3 みどりの資源の保全・活用

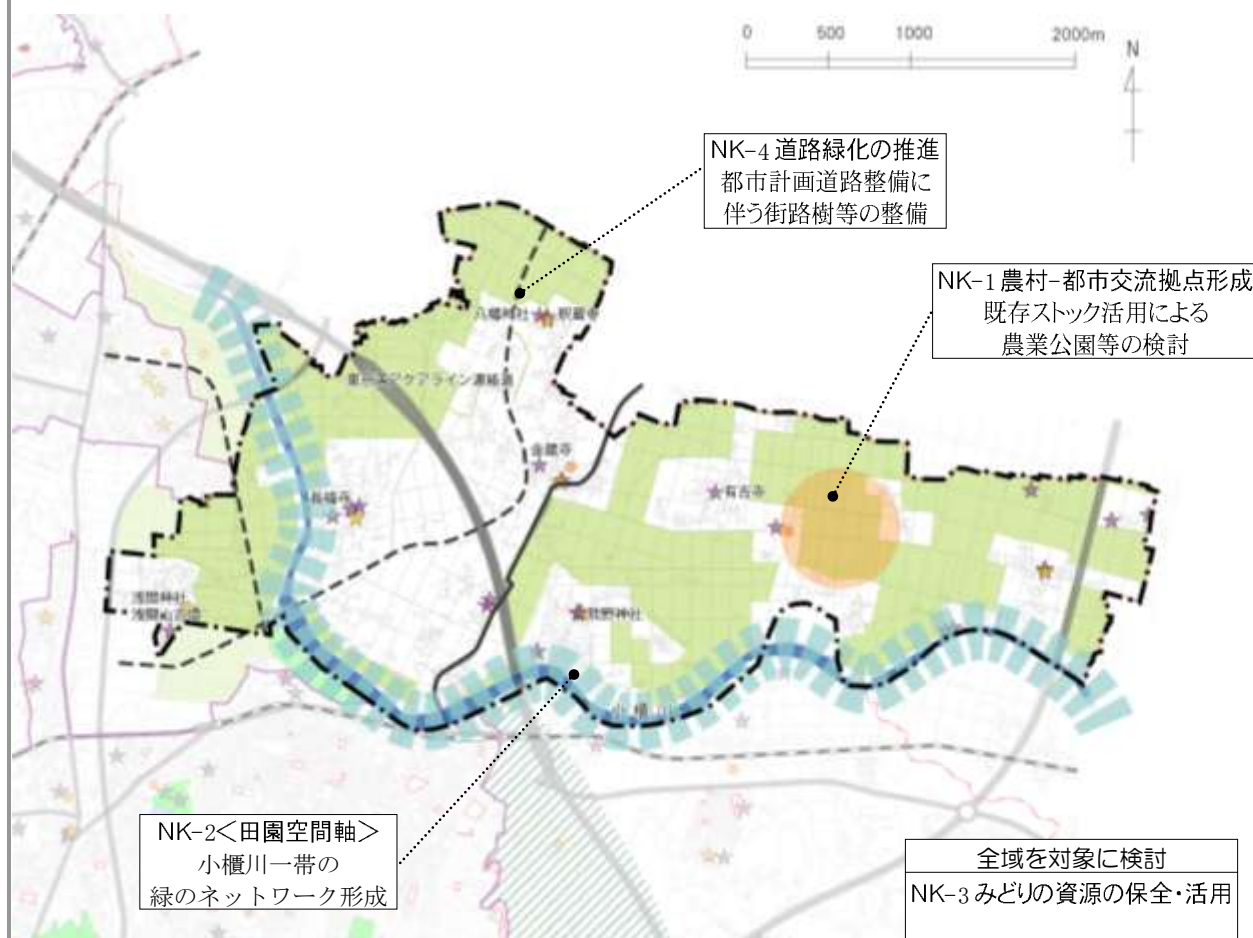
- ・集落の生垣や屋敷林、曾根八幡神社、井尻浅間神社などの社寺林、巨樹・古木など、集落に形成されてきたみどりの資源の現状を把握し、所有者の意向などを踏まえ、必要な保全施策および歴史文化巡り観光や郷土学習等としての活用・支援策について検討します。

○NK-4 道路緑化の推進

- ・都市計画道路の整備に伴い、街路樹の植栽等良好な道路緑化により、みどり豊かな都市環境の形成を図ります。



■主な施策方針図



<現況>

基本情報

	区域界
	市街化区域界
	地区界
	鉄道
	道路
	河川

みどりの資源

	都市公園
	児童遊園
	港湾緑地
	ダム緑地
	市営公園
	少年自然の家
	社会体育施設
	ゴルフ場
	県自然環境保全地域
	小中学校
	神社仏閣
	歴史文化資源

<計画>

	森の拠点
	里の拠点
	海の拠点
	みどりの拠点
	みどりの地域核
	みどりの帯
	緑化重点地区
	緑の良好な住宅地
	都市公園（計画）
	港湾緑地（計画）
	都市計画道路（計画）
	自然環境保全ゾーン

緑の概況

- ・みどり率9割、樹林地率が6割を超す自然環境豊かな地区です。東部丘陵と富来田丘陵の間を小櫃川が縦断し、山間に広がる水田景観を形成するとともに、支流の武田川、泉川、七曲川が丘陵を刻み、急峻な崖地や谷津田、生垣に囲まれた民家等が優れた景観を形成しています。
- ・いっせんぼく、真里谷古墳群や真里谷城跡、妙泉寺、妙真寺など、自然資源、歴史文化資源が豊かで、うまくだの路のコスモスロード、観光農園などの観光資源にも恵まれています。
- ・都市公園の整備水準は1人当たり1㎡強と低いですが、少年自然の家が立地し、公共の緑の1人当たり面積は比較的大きくなっています。



真里谷の宿のまち並み



富来田地区 たけのご祭り



いっせんぼく付近のハンノキ林と木道

緑のまちづくりの目標

- ・豊かな自然の保全・再生と適正な活用による地区の活性化と自然と共生するまちづくり
- ・農業・農村の多面的機能の発揮による農家集落と優良農地の保全、農業経営の安定化
- ・森林の適正管理の推進による多面的な機能の発揮

主な施策方針

○FK-1 <森の拠点>いっせんぼく、真里谷城跡等の富来田固有のみどりの資源の保全・活用

- ・「土地利用方針」で自然環境共生ゾーンなどに位置づけているエリアにおいて、土地所有者や森林組合等と連携し、森林の整備と森林の保護・文化・教育的な利用を組み合わせた活動に、市民や企業の参加を促進する森林の総合利用を推進します。
- ・千葉県条例に基づく里山活動認定制度の拡充のほか、市独自の森の保全・活用拠点の形成について検討します。

<いっせんぼく一帯> 湧水やハンノキ湿地林、湿生植物、コスモスロード等を活かした市民等との協働による自然再生・管理、自然体験学習等の場として、土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、条例に基づく保全・活用制度創設、風致公園等都市公園制度などによる事業方策について検討します。

<真里谷城跡一帯> 城跡遺構や地形と樹林等を活かした市民等との協働による植生管理、自然体験・郷土学習等の場として、土地所有者の意向や市民ニーズを踏まえ、都市緑地法に基づく市民緑地制度の導入、条例に基づく保全・活用制度創設、歴史公園等都市公園制度などによる事業方策について検討します。

○FK-2 <里の拠点>農地や農の文化を生かした地域農業支援拠点の形成

- ・農業者やJ A木更津市等と連携し、遊休農地等の活用方策として、都市住民対象の週末農業などの滞留型レクリエーション機能や市民対象の地域農業の学習機能等の導入の検討を行います。

<木更津東 I C 付近> 市民や企業との連携を含め、地域の人びとが主体となった農業体験や市民農

園の運営、市民農業スクールの開催、地場農産物販売・提供促進等の事業スキームの検討および行政による拠点施設やアクセスの整備の検討を行います。

○FK-3 <田園空間軸>小櫃川一帯の緑のネットワーク形成

- ・市民等との協働により、小櫃川沿いの河畔植生および遊歩道の良好な管理を推進します。
- ・小櫃川一帯の農地や樹林地の保全を図るとともに、所有者の意向などを踏まえ、登録有形文化財の下郡郵便局旧局舎および日高神社、光厳寺、妙眞寺などの社寺林、古木等をはじめとする地区内の歴史・文化資源の保全とネットワークの形成について検討します。

○FK-4 <水と緑と歴史の文化軸>武田川一帯の緑のネットワーク形成

- ・武田川沿いのうまくだの路については、引き続き地域の人びとにより行われている管理や季節の行事開催の支援に努めます。
- ・所有者の意向などを踏まえるとともに、県との連携も図りながら、真里谷古墳群、妙泉寺、真如寺の社寺林、地藏堂・藪化石帯、真里谷城跡等の歴史・文化資源の保全とネットワークの形成を検討します。

○FK-5 <みどりのランドマークポイント>森の眺望点の形成

- ・眺望点としての真里谷城跡とその周辺の景観の保全とアクセスの向上を図ります。

○FK-6 都市公園の新規整備

- ・市街化区域内において、地域のニーズ等を踏まえ、身近な都市公園の整備について検討します。



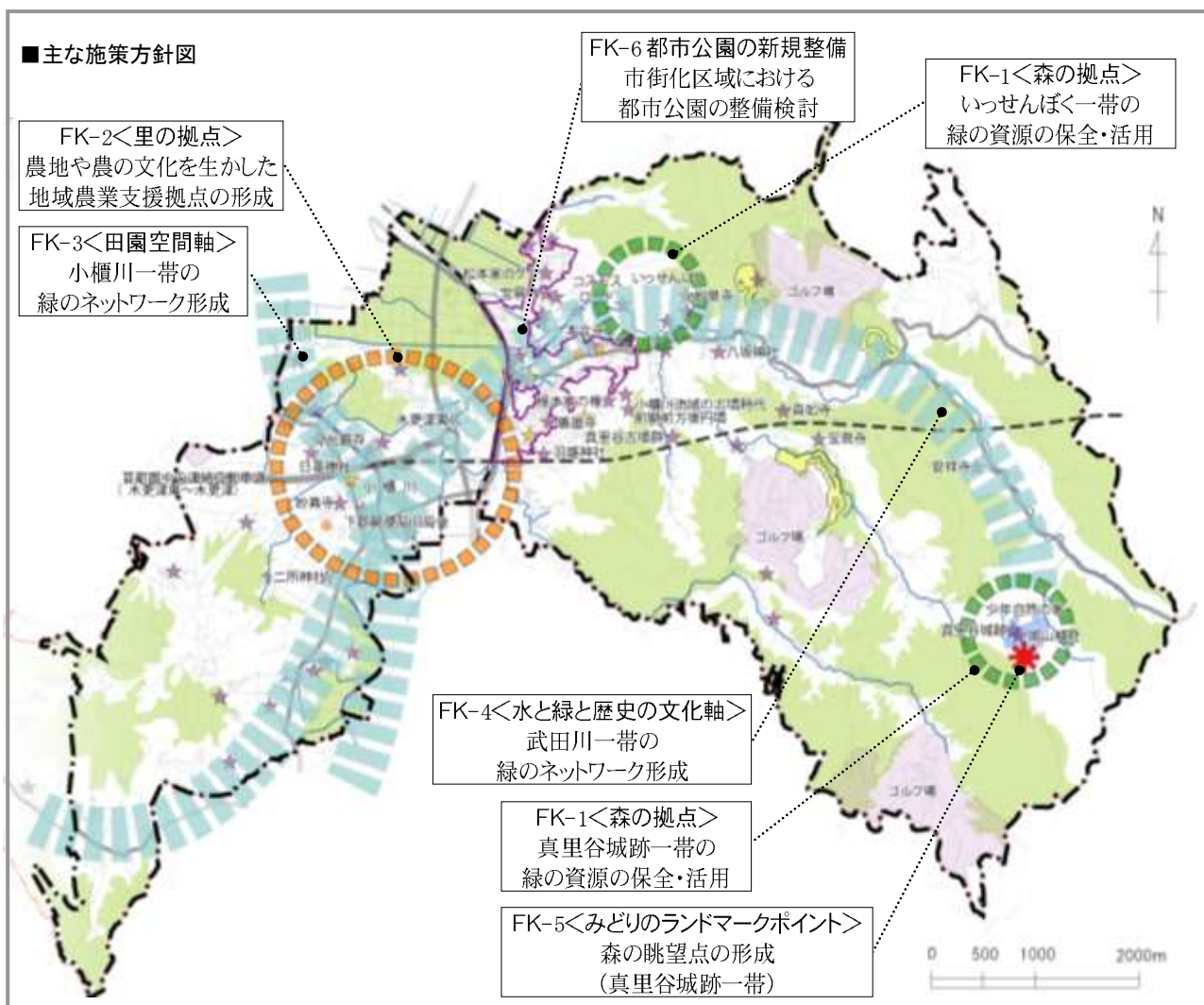
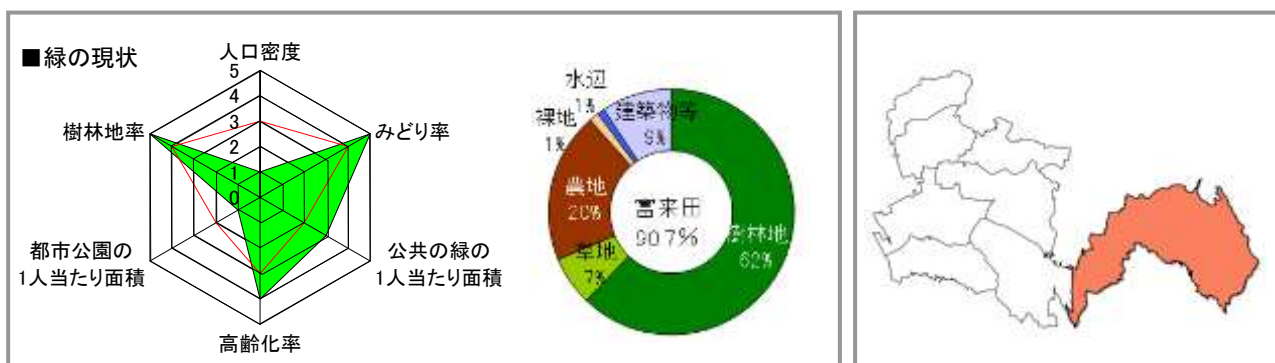
うまくだの路コスモスロード



武田川沿いのコスモス



武田川とひまわり



<現況>

基本情報

	区域界
	市街化区域界
	地区界
	鉄道
	道路
	河川

みどりの資源

	都市公園
	児童遊園
	港湾緑地
	ダム緑地
	市営公園
	少年自然の家
	社会体育施設
	ゴルフ場
	県自然環境保全地域
	小中学校
	神社仏閣
	歴史文化資源

<計画>

	森の拠点
	里の拠点
	海の拠点
	みどりの拠点
	みどりの地域核
	みどりの帯
	緑化重点地区
	緑の良好な住宅地
	都市公園（計画）
	港湾緑地（計画）
	都市計画道路（計画）
	自然環境保全ゾーン

第4章 計画の推進に向けて

- 1. 行政の組織体制の強化**
- 2. 市民等との連携体制づくり**
- 3. みどりに関する条例検討**

1. 行政の組織体制の強化

(1) 各主体、関係機関との連携

○行政内関係各課の連携の強化

みどりに関する施策は、都市の緑の保全、公共公益施設、景観、道路、環境、農業、林業、教育、福祉、観光など多岐にわたっていることから、関係各課が連絡調整を密にするとともに、市民ニーズなどの情報を共有し、連携しながら総合的に推進する体制づくりに努めます。

○県との連携の強化

河川、道路、海岸、港湾など千葉県が所管する緑も市内で大きな位置を占めていることから、県が実施する各種事業との連携を図ります。

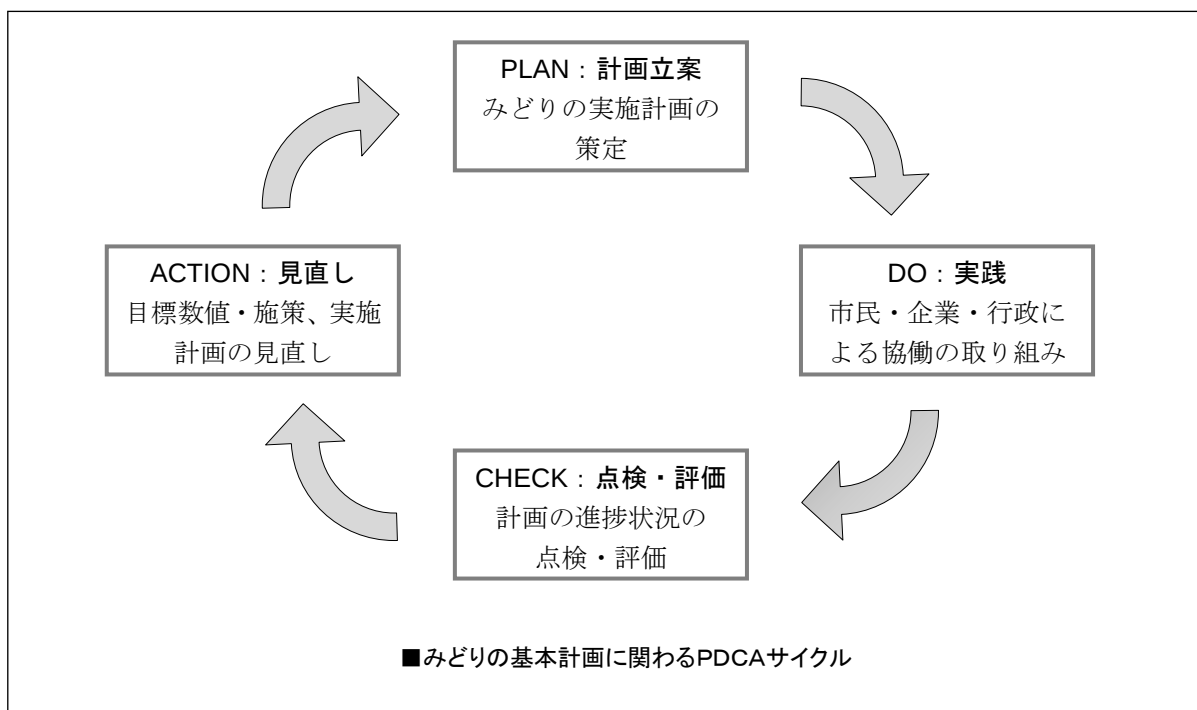
(2) 計画推進のための財源確保

地方公共団体の多くは、財政運営が非常に厳しい状況が続いており、本市も例外ではありません。しかし、今まで述べてきたとおり、「みどり」の役割は非常に重要であることを認識し、市民ニーズなどを踏まえ必要な施策を厳選するとともに、効率的・効果的な施策を実行するため、計画的な財源確保に努めます。

(3) 計画の推進と進行管理

当基本計画が目指すみどりの将来像に向けて、PDCAサイクルの考え方で、個別施策の進捗状況の点検、評価を行い公表します。

進行管理については、市民等との協働によるPDCAの仕組みを検討します。



2. 市民等との連携体制づくり

基本計画の実現のためには、行政だけが中心となって緑のまちづくりを推進するのではなく、市民や企業（事業者）が主体的かつ積極的に参加・参画していただき、信頼と協調をもとに取り組むことが重要です。

市民、企業、行政による協働の「緑のまちづくり」を推進するために、三者が連携し、意見交換しながら計画の実現を図る「（仮称）みどりの市民会議」を設置します。

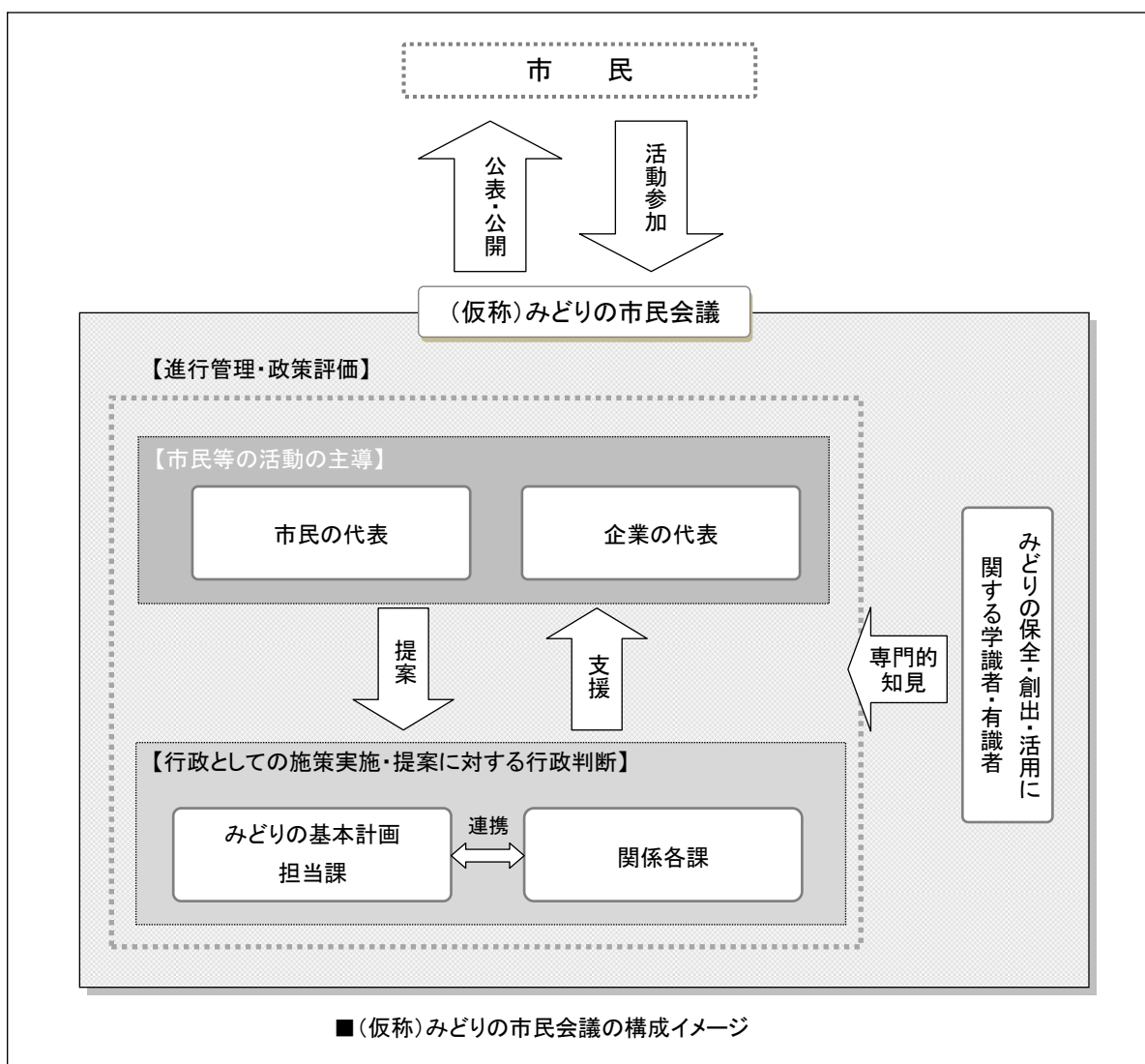
活動内容や構成メンバーのイメージは以下のとおりで、協働で実施するみどりの施策に関する課題整理や実施方策などの意見交換を行うことから着手し、今後、具体的な施策の推進に向けた体制づくりや活動の進め方、活動プログラム等について詳細に検討していきます。

①（仮称）みどりの市民会議の活動内容

- 市民等によるみどりの活動の先導
- 行政との連携によるみどりの基本計画に基づく施策の進行管理と評価

②（仮称）みどりの市民会議の構成メンバー・体制

- ・市民・企業・行政の3つを主体として、学識経験者や有識者などを含めた組織とします。



3. みどりに関する条例検討

基本計画に定められた施策の展開に当たっては、継続的な施策の推進を担保するため、条例等に基づく制度を定めることが重要です。

みどりの基本計画に定める施策の実現を図るために、みどりの保全・創出・活用に関する条例について検討します。

また、市民と行政が一体となって緑化を推進し、快適で住みやすい安全な都市環境を作ること
を目的として、市民や企業等が行うみどりの保全・創出・活用等に関する事業のための資金に充
てるみどりの基金等に関する条例についても、併せて検討します。

(1) 緑の保全・創出に関する条例等

①みどりの保全

保存すべき緑地、樹木等の指定等に関して検討します。

○樹木等の保存制度

- ・「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」、またはこれに準ずる市独自の樹木、樹林、生垣等の保存制度の検討

○市民緑地制度

- ・都市緑地法第55条第1項に定められている「市民緑地制度」の検討

○市独自の緑地保全制度

- ・法に基づく制度運用は困難な緑地であって、「都市の健全な環境を確保するため、みどりを含む土地の区域で一定の規模以上のもの」や「市街化区域及びその周辺地域において良好な自然環境を形成している緑地のうち、一定の基準に該当する樹林地」などの保全すべき緑地に対する市独自の保全制度の検討

②みどりの創出

公共施設の緑化および民有地の緑化の推進等に関して検討します。

○公共施設の緑化

- ・公共施設の敷地の緑化の推進に関する制度の検討

○民有地の緑化

- ・工場敷地、住宅等、宅地造成地などの民有地の緑化の推進に関する制度の検討

○地区計画等緑化率条例制度

- ・都市緑地法第39条に定められている「地区計画等緑化率条例制度」の検討

○緑地協定制度

- ・都市緑地法第45条第1項に定められている「緑地協定制度」の検討

③みどりに関する普及啓発、市民協働等

市民によるみどりの活動に関する啓発、人材の育成、支援など、市民等との協働による緑のまちづくりに関して検討します。

○みどりのボランティア活動団体の認定

- ・公園の管理運営活動や里山管理活動、まちなかの花壇づくり活動など、みどりに関するボランティア活動を行う市民団体の認定制度に関する検討

○市民等によるみどりの活動に関する表彰

- ・市民等が行う自発的なみどりの保全・創出・活用に対する表彰制度の検討

(2) みどりの基金等に関する条例等

みどりを保全・創出・活用するためには、用地の取得や整備、維持管理などのための費用が必要となります。

みどりに対する市民や企業の関心を高めるとともに、市民等による緑化活動や民有地のみどりの保全・育成に対する支援、地域に密着した公園再整備など市民・企業との協働による緑のまちづくりの推進を図るため、みどりの基金制度等を検討します。